

【表紙】
【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成31年1月31日
【計算期間】 第20期（自 平成29年8月1日 至 平成30年7月31日）
【ファンド名】 ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト
(Nomura Global Select Trust)
【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)
【代表者の役職氏名】 取締役兼コンダクティング・オフィサー
ジャンフランソワ・カプラス
(Jean-François Caprasse, Director & Conducting Officer)
【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
弁護士 白川 剛士
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】 該当事項ありません

（注1）米ドルの円貨換算は、便宜上、平成30年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝113.47円）によりま
す。以下、別段の表示がない限り、米ドルの金額表示はすべてこれによります。

（注2）豪ドルの円貨換算は、便宜上、平成30年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝83.08円）によりま
す。以下、別段の表示がない限り、豪ドルの金額表示はすべてこれによります。

（注3）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されておりますが、各ファンド証券は、米ドル建てまたは豪ドル建てのため以下の金額表示は別
段の記載がない限り、米ドルまたは豪ドルをもって行います。

（注4）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算
は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につ
き異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注5）本書中、会計年度とは、8月1日に始まり翌年の7月31日に終わる期間を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの形態

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト（以下「トラスト」といいます。）は、ルクセンブルグ大公国（以下「ルクセンブルグ」といいます。）の民法および投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」といいます。）に基づく、管理会社、保管受託銀行およびトラストの証券所持人（以下「受益者」といいます。）ととの間の契約関係を規定する約款（以下「約款」といいます。）によって設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型共有持分型投資信託です。トラストのサブ・ファンドであるU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド（「アメリカMMF」、「America MMF」と称することがあります。）、豪ドル・マネー・マーケット・ファンド（「オーストラリアMMF」、「Australia MMF」と称することがあります。）およびNZドル・マネー・マーケット・ファンド（「ニュージーランドMMF」、「New Zealand MMF」と称することがあります。）の受益証券は管理会社により取引日に純資産価格で発行され、また受益者の請求に応じていつでも純資産価格で買戻す仕組みとなっています。なお、本書の対象とするサブ・ファンドは、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドです。そのため、一部の記載は両ファンドについてのみ言及するものである場合があります。以下同じです。

トラストは、2010年法のパートIIにより規制される投資信託としての資格を有し、また2013年7月12日オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（改正済）（以下「2013年法」といいます。）の第1条第39項で定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての要件を満たしています。

ファンドは、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則（EU）2017/1131（以下「MMF規則」といいます。）に定義される短期マネー・マーケット・ファンド（以下「マネー・マーケット・ファンド」または「MMF」といいます。）としての資格を有します。

投資者は、以下の事項をご認識ください。

- － マネー・マーケット・ファンドは、保証された投資ではないこと。
- － マネー・マーケット・ファンドの元本は変動する可能性があり、ファンドは銀行商品とみなされないため、ファンドへの投資は預金への投資とは異なること、ファンドは、ファンドの流動性の保証または1口当り純資産価格（以下に定義されます。）の安定化につき、管理会社、投資運用会社、その他の外部委託業者に依拠していないこと、および受益者が元本を失うリスクを負うこと。

ファンドは、アンブレラ・ファンドであるトラストのサブ・ファンドです。現在、トラストは、3つのサブ・ファンド（U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびNZドル・マネー・マーケット・ファンド）で構成されています。管理会社は、随時、保管受託銀行の同意を得て、他のサブ・ファンドを追加設立することができます。

ファンドは、MMF規則第2条（14）に基づくマネー・マーケット・ファンド（「短期MMF」）としての資格を有します。より具体的には、各ファンドは、MMF規則第2条（11）に定義される公債コンスタントNAV MMF（以下「公債CNAV MMF」といいます。）としての要件を満たしています。

各ファンドの受益証券は、コンスタントNAV（以下に定義されます。）に相当する価格で発行または買戻しを行うことができます。

② ファンドの目的および基本的性格

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することです。ファンドの基本方針は、一定の純資産価格（以下「コンスタントNAV」といいます。）を維持するために最善の努力を行うことです。

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドは、主に、EUの加盟国（以下「EU加盟国」といいます。）の地方自治体、政府もしくは中央銀行、または日本、アメリカ合衆国その他の経済協力開発機構（「OECD」）加盟国（以下「OECD加盟国」といいます。）の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する米ドル建ての公債短期金融商品（「後記（5）投資制限」の項において定義されます。以下同じです。）への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指します。

豪ドル・マネー・マーケット・ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、またはオーストラリアその他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する豪ドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指します。

ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく随時発行することができます。

なお、トラストは日本国内では税法上「公社債投資信託」に分類されます。

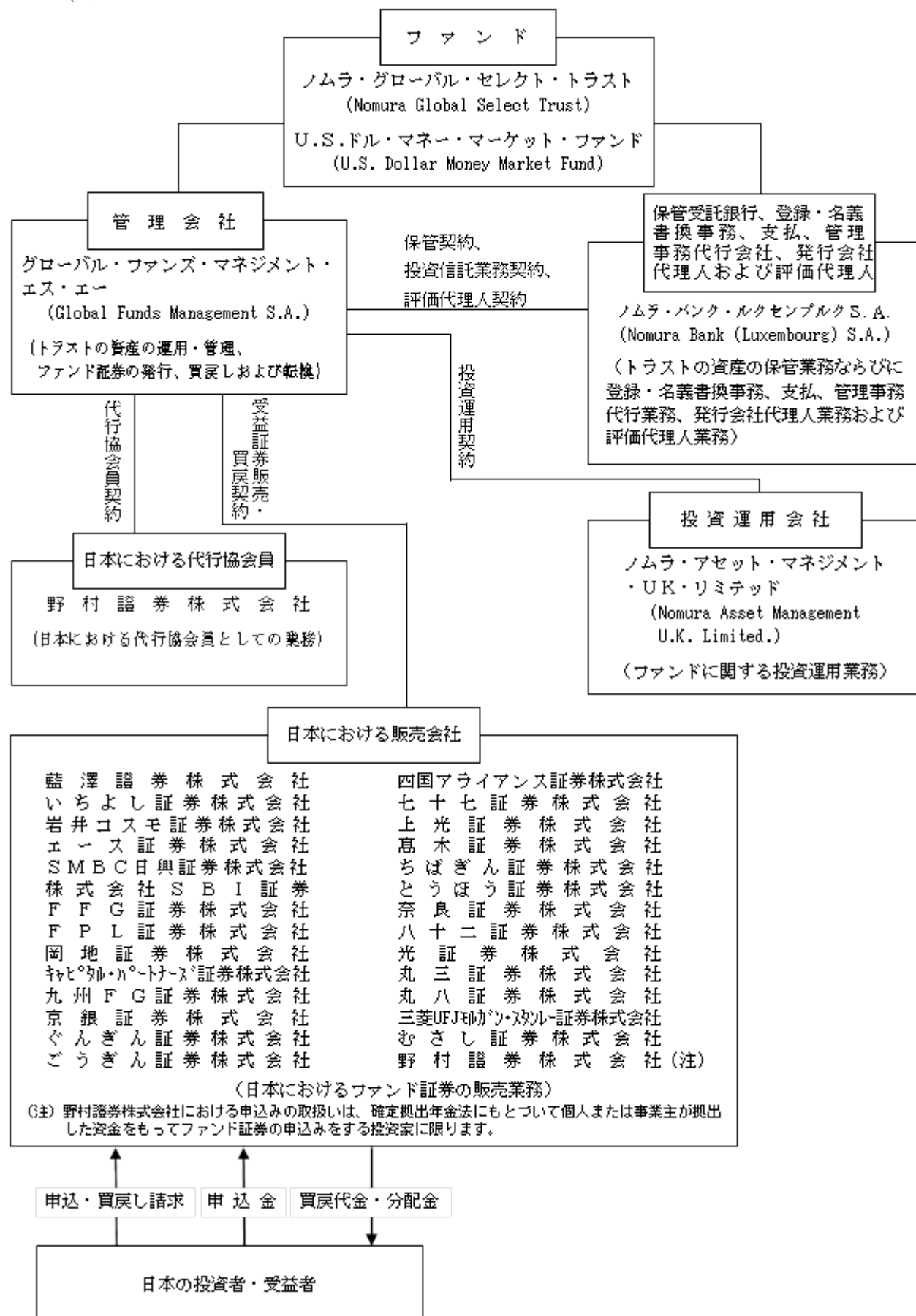
（２）【ファンドの沿革】

1991年7月8日	管理会社の設立
1998年6月19日	トラスト約款締結
1998年7月24日	U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの運用開始
2002年9月5日	トラスト改正約款締結
2002年9月26日	ユーロ・マネー・マーケット・ファンドの運用開始
2003年11月28日	トラスト改正約款締結
2007年4月2日	トラスト改正約款締結
2007年9月14日	トラスト改正約款締結
2011年1月3日	トラスト改正約款締結
2013年3月25日	トラスト改正約款締結
2013年4月23日	豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの運用開始
2014年3月19日	ユーロ・マネー・マーケット・ファンドの償還
2014年3月31日	トラスト改正約款締結
2015年12月30日	トラスト改正約款締結
2018年3月29日	トラスト改正約款締結
2018年8月17日	トラスト改正約款締結
2018年10月1日	NZドル・マネー・マーケット・ファンドの運用開始
2018年12月28日	トラスト改正約款締結

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

(i) U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド



ファンド

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト
(Nomura Global Select Trust)

豪ドル・マネー・マーケット・ファンド
(Australian Dollar Money Market Fund)

管理会社

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

(トラストの資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻しおよび転換)

保管受託銀行、登録・名義書換事務、支払、管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人

ノムラ・バンク・ルクセンブルク S. A.
(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

(トラストの資産の保管業務ならびに登録・名義書換事務、支払、管理事務代行業務、発行会社代理人業務および評価代理人業務)

保管契約、投資信託業務契約、評価代理人契約

投資運用契約

代行協会員契約

受益証券販売・買戻契約

日本における代行協会員

野村證券株式会社
(日本における代行協会員としての業務)

投資運用会社

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド
(Nomura Asset Management U.K. Limited)

(ファンドに関する投資運用業務)

日本における販売会社

藍澤証券株式会社
いちよし証券株式会社
エース証券株式会社
九州FG証券株式会社
京銀証券株式会社
ぐんぎん証券株式会社
ごうぎん証券株式会社
四国アライアンス証券株式会社
七十七証券株式会社
上光証券株式会社
高木証券株式会社
とうほう証券株式会社
奈良証券株式会社
八十二証券株式会社
ひろぎん証券株式会社
野村証券株式会社(注)

(日本におけるファンド証券の販売業務)

(注) 野村証券株式会社における申込みの取扱いは、確定拠出年金法にもとづいて個人または事業主が拠出した資金をもってファンド証券の申込みをする投資家に限ります。

申込・買戻し請求

申込金

買戻代金・分配金

日本の投資者・受益者

② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	管理会社	2018年12月28日付で締結されたトラスト改正約款。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、転換、ファンドの償還等について規定しています。
ノムラ・バンク・ルクセンブルグ S.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	保管受託銀行 登録・名義書換・支払、管理 事務代行会社 発行会社代理人 評価代理人	2018年8月17日付の管理会社との間の修正・再録保管契約（注1）。トラスト資産の保管業務、支払業務について規定しています。 2018年8月17日付の管理会社との間の修正・再録投資信託業務契約（注2）（以下「投資信託業務契約」といいます。）。ファンドの登録・名義書換事務代行業務、支払・管理事務代行業務、発行会社代理人業務およびファンド証券の純資産価格の計算業務および記帳等の管理業務について規定しています。 2014年4月30日付の管理会社との評価代理人契約（改訂済）（注3）。
ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド (Nomura Asset Management U.K. Limited)	ファンドの投資運用会社	U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについて2014年4月30日付の管理会社との間の投資運用契約（注4）（以下「投資運用契約」といいます。）を締結。U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関する投資運用業務について規定しています。
野村證券株式会社	代行協会員	U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては2003年12月12日付（2015年5月20日付変更契約書で変更済）、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては2013年3月28日付（2015年5月20日付変更契約書で変更済）で管理会社との間で代行協会員契約（注5）を締結。日本における代行協会員業務について規定しています。

（注1）保管契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行がトラスト資産の保管業務および支払業務を行うことを約する契約です。

（注2）投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された登録・名義書換事務、支払、管理事務代行会社および発行会社代理人がファンドに関する事務業務ならびに登録および名義書換業務等を行うことを約する契約です。

（注3）評価代理人契約とは、管理会社によって任命された評価代理人が、ファンドの資産および純資産額の評価を行うことを約する契約をいいます。

（注4）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンドに関する投資顧問・運用業務等を行うことを約する契約です。

（注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、ファンド証券1口当りの純資産価格の公表、ファンド証券に関する目論見書、運用報告書の販売会社または販売取扱会社への送付等の文書の配付等を行うことを約する契約です。

③ 管理会社の概要

(i) 設立準拠法

ルクセンブルグ1915年商事会社法（改正済）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。1915年商事会社法（改正済）は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。管理会社は、

（i）2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2010年法」といいます。）第15章に定義される管理会社として、および（ii）2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグ法（改正済）（以下「2013年法」といいます。）第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」といいます。）として、認可されています。

(ii) 管理会社の目的

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・2010年法第101条第2項および同法別紙IIに基づき、EU指令2009/65/ECに従い認可されルクセンブルグ国内外において設立された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」といいます。）の管理、およびEU指令2009/65/ECに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立された投資信託（以下「UCI」といいます。）の付加的管理を行うこと
- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関するEU指令2011/61/EU（以下「AIFMD」といいます。）に定義されるオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）に関し、2013年法第5条第2項および同法別紙Iに基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと

(iii) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約4,845万円）で、2018年11月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約323万円）の記名株式15株を発行済です。

(注) ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝129.19円）によります。以下同じです。

(iv) 会社の沿革

1991年7月8日設立。

(v) 大株主の状況

(2018年11月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)	15株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

(1) トラストの名称

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト (Nomura Global Select Trust)

(2) トラストの形態

トラストは、ルクセンブルグの民法および2010年法の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびファンド証券所持人（以下「受益者」といいます。）との間の契約関係を定めた約款によって設定されたオープン・エンド型の共有持分型投資信託です。ファンド証券は需要に応じて、その時の1口当りの純資産価格（以下「純資産価格」といいます。）で販売され、また、取引日に、受益者の請求に応じて、その時の純資産価格で管理会社が買戻すという仕組みになっています。

(3) 準拠法

トラストの設立準拠法は、ルクセンブルグの民法です。

また、トラストは2010年法、大公国規則およびルクセンブルグの金融監督委員会 (Commission for the Supervision of the Financial Sector、以下「金融監督委員会」または「CSSF」といいます。)の規則および告示に従っており、2013年法第1条第39項に基づくAIFとしての資格を有しています。

(4) 2013年法

(a) 2013年法は主にAIFMを規制しますが、さらに、運用会社のみならず運用会社が運用する投資ビークル (AIF) に関連する多くの規定により構成されています。

2013年法は、AIFMDを施行し、主に①2010年法、②特殊投資信託 (SIF) に関するルクセンブルグ法および③リスク・キャピタルに投資する投資法人 (SICAR) に関するルクセンブルグ法を改訂し、AIFMDに関するこれらの法律における「商品」に関する要件を反映しています。

(b) 2013年法は、AIFを、以下の投資コンパートメントを含む投資信託として定義しています。

- ① 多数の投資家から資金を調達し、その投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
- ② 欧州議会および欧州理事会の2009年7月13日付指令の2009/65/ECの要件（改正済）（以下「UCITS指令」といいます。）に基づく認可を必要としない投資信託（即ちUCITSとしての資格を有しない投資信託）。

(c) 2013年法はさらに、AIFの販売に関する規定を含みます。AIFMは2013年法に基づく認可を一度受ければ、当該AIFMは、規制当局間の簡易通知制度を利用することにより、AIFの株式または受益証券をEUの他の加盟国で販売することができます。

（５）【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

（イ）ＣＳＳＦに対する開示

ルクセンブルグからルクセンブルグ内外の公衆に対しファンド証券を公募する場合は、ＣＳＳＦへの登録およびその承認が要求されます。この場合、目論見書、年次報告書および半期報告書等をＣＳＳＦに提出しなければなりません。

さらに、年次報告書に含まれている年次書類は、公認監査人により監査され、ＣＳＳＦに提出されなければなりません。トラストの公認監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム（Ernst & Young Société Anonyme）です。さらに、トラストは、ＣＳＳＦ告示15／627に基づき、ＣＳＳＦに対して、月次報告書を提出することを要求されています。

（ロ）受益者に対する開示

トラストの監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において、受益者はこれを無料で入手することができます。トラストの運用履歴、日々の純資産価格、受益証券の販売および買戻価格ならびに評価の停止といったトラストまたは管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の登記上の事務所において公表されています。ルクセンブルグ商業および法人登記所への約款の変更に關する預託通知は、公式な発表とみなされる中央電子プラットフォーム「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアション」（以下「RESA」といいます。）に公告されます。約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができます。また、ルクセンブルグ商業および法人登記所において、約款（その変更を含みます。）を閲覧することができ、その写しを入手することができます。

日々のコンスタントNAVならびに販売および買戻価格は、管理会社および保管受託銀行の登記上の事務所において公表されます。

以下の情報もまた、管理会社のウェブサイト（www.gfmanagement.lu）において公表されます。

- ・各ファンドのポートフォリオの満期の明細
- ・各ファンドのクレジット・プロフィール
- ・各ファンドのWAM（加重平均満期）およびWAL（加重平均残存期間）
- ・ファンドの保有銘柄のうち上位10銘柄の詳細（銘柄名、国、満期および資産の種類ならびにリバースレポ契約の場合は取引相手を含みます。）
- ・各ファンドの総資産額
- ・各ファンドの純利回り
- ・各ファンドの承認された発行体の一覧

また、後記「５ 資産管理等の概要、（１）資産の評価、① 資産の評価」の項に記載されるとおり、純資産価格とコンスタントNAVとの乖離も、管理会社のウェブサイトにおいて日次で公表されます。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される範囲において、新聞およびRESAに公告されます。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとします。受益者の権利については、トラストの英文目論見書（以下「英文目論見書」といいます。）および約款に記載されています。

2013年法に従い、および英文目論見書に開示されない範囲について、以下の情報は、トラストの年次および半期報告書における開示により、または管理会社のウェブサイトにおいて、受益者に対し定期的に提供され、また、重要と判断される場合、受益者に対して通知がなされます。

- ・ファンド資産のうち、その非流動性により特別な指針の対象となる資産の比率
- ・ファンドの流動性の管理に係る新規の指針
- ・ファンドのリスク特性の変更および管理会社がそのリスクの管理に用いるリスク管理システムの変更
- ・（１）ファンドのために管理会社が使用することができるレバレッジの上限、（２）その上限の変更、（３）レバレッジ使用可能な条件およびレバレッジの使用制限、（４）関連するリスクに対し使用できるレバレッジの種類
- ・担保を再利用する権利やレバレッジを組む場合に付与される保証
- ・ファンドが用いるレバレッジの総額
- ・証券金融取引および金融商品の再利用の透明性に関する欧州議会および理事会の2015年11月25日付規制（EU）2015／2365および規制（EU）第648／2012号の修正の規定に定義される証券金融取引（すなわちリバースレポ契約）およびトータル・リターン・スワップの利用に関する追加情報。当該情報は、利用される商品の概要および利用の根拠、これら商品の対象となる資産の種類、これら商品の対象となる運用資産の最大および予想される比率、取引相手の選択基準、受入可能な担保、評価方法、資産および担保の保管に関する情報等を含みます。

日本における開示

（イ）監督官庁に対する開示**① 金融商品取引法上の開示**

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、かかる書類を金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）等において、閲覧することができます。

受益証券の販売会社および販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合には、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。

管理会社は、トラストの財務状況等を開示するために、その各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、トラストの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ、関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、かかる書類をE D I N E T等において閲覧することができます。

② 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド証券の募集の取扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、改正済）（以下「投信法」といいます。）に従い、トラストにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社はトラストの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

（ロ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、トラストの約款を変更しようとする場合であって、その内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

また、管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

トラストの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は、代行協会のホームページにおいて提供されます。

（６）【監督官庁の概要】

管理会社およびトラストはＣＳＳＦの監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

① 登録の届出の受理

（イ）ルクセンブルグにおいて設立されたすべての規制された投資信託は、ＣＳＳＦの監督に服し、ＣＳＳＦに登録しなければなりません。

（ロ）ＥＵ加盟国の監督官庁により認可されているＵＣＩＴＳは、ＵＣＩＴＳ指令に適合しなければなりません。ルクセンブルグ以外の国で設立されたＵＣＩＴＳは、ルクセンブルグの金融機関をＵＣＩＴＳの支払代理人として任命し、ＵＣＩＴＳ所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づきＣＳＳＦに所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができます。ＵＣＩＴＳ所在国の所轄官庁からＣＳＳＦに対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該ＵＣＩＴＳはルクセンブルグにおいて販売が可能となります。

トラストは、2010年法上のパートⅡの投資信託として設定されており、ＥＵ加盟国においては公衆に対する販売は行われません。

2010年法第88条第１項のもとで、トラストは、ＡＩＦＭＤおよびその施行規則（以下「ＡＩＦＭ規則」といいます。）ならびにＡＩＦＭ規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定されるＡＩＦとしての資格を有しています。

（ハ）外国法に準拠して設立または運営されているオープン・エンド型の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその受益証券を販売するためには、投資家の保護を保証するために当該投資信託が設立されたＵＣＩＴＳ所在国において法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していなければなりません。

さらにこれらの投資信託は、ＣＳＳＦにより、2010年法に規定されるものと同等と見なされる監督に服していなければなりません。

（ニ）ＥＵおよびＥＵ以外のＡＩＦのルクセンブルグの機関投資家への販売は、ＡＩＦＭ規則に規定される適用規則ならびにＡＩＦＭ規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従ってなされるものとします。

② 登録の拒絶または取消し

ルクセンブルグの投資信託が適用ある法令・ＣＳＳＦの告示を遵守しない場合、その登録が拒絶または取消されることがあります。

また、ルクセンブルグの投資信託の運用者または投資信託もしくはその管理会社の取締役がＣＳＳＦにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されることがあります。

登録が取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合はルクセンブルグの地方裁判所の決定により、ファンドは解散および清算されることがあります。

③ 目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書および（必要とされる場合）その他の書類は、事前にＣＳＳＦに提出されなければなりません。ＣＳＳＦは、目論見書およびその他の書類が適用される法律、規則、ＣＳＳＦの告示に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、目論見書に電磁的査証を付してそれを証明します。

④ 財務状況およびその他の情報に関する監督

投資者に提供およびＣＳＳＦに提出された投資信託の財務状況、その他の情報の正確性を確保をするため、投資信託は、公認監査人の監査を受けなければなりません。

公認監査人は、財務状況またはその他の情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨をＣＳＳＦに報告する義務を負います。公認監査人は、ＣＳＳＦが要求するすべての情報（投資信託の帳簿またはその他の記録を含みます。）をＣＳＳＦに提出しなければなりません。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、短期金利の水準に沿った安定した収益を追求することです。

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、または日本、アメリカ合衆国その他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する米ドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指します。

豪ドル・マネー・マーケット・ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、またはオーストラリアその他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する豪ドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、この投資目的の達成を目指します。

投資目的および方針の変更

管理会社が、ファンドの投資目的および／または投資方針に関する重大な変更を行う場合、CS SFの承認を受領後に、当該事項を英文目論見書に盛り込み、かつ、当該重大な変更の効力が発生する1か月前までに、関連する受益者に対し通知されるものとします。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該ファンド証券の買戻しを行うことができます。

（２）【投資対象】

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、または日本、アメリカ合衆国その他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する米ドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、投資目的の達成を目指します。ファンドは、高い信用度と流動性を有する公債短期金融商品に十分に担保されたレポ契約およびリバースレポ契約を締結することができます。

管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式への投資または出資も行いません。

ファンドは、残存期間が397日以下の短期金融商品に投資します。

投資対象は、S & P社の格付でA－1以上、ムーディーズ社の格付でP－1、もしくは国際的に認知されている他の格付業者からこれと同等の格付を得ているか、または、格付を付与されていない場合は、管理会社の合理的な意見において、投資時に信用度がそれと同等であるものとします。本書中に記載される管理会社が行う内部信用度評価手続はMMF規則で義務付けられたもので、この手続に基づき適格と評価されたものに投資します。

ファンドの投資およびその純資産価格は、市場の変動の影響を受けるため、ファンドの投資目的が達成されるという保証や投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンドの総資産の50%超が日本の金融商品取引法に定める有価証券（ただし同法第2条第2項に規定されるものを除きます。）に投資されますが、ファンドの繰上償還が決定されたとき、大量の買戻しが見込まれるとき、その他管理会社のコントロールが及ばない状況が発生した場合は例外とします。

豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

ファンドは、主に、EU加盟国の地方自治体、政府もしくは中央銀行、またはオーストラリアその他のOECD加盟国の政府その他の中央政府もしくは中央銀行によって単独または共同で発行または保証される、高い信用度と流動性を有する豪ドル建ての公債短期金融商品への分散投資、および現金、預金への投資により、投資目的の達成を目指します。ファンドは、高い信用度と流動性を有する公債短期金融商品に十分に担保されたレポ契約およびリバースレポ契約を締結することができます。

管理会社は、ファンドのために、いかなる種類の株式への投資または出資も行いません。

ファンドは、残存期間が397日以下の短期金融商品に投資します。

投資対象は、S & P社の格付でA－1以上、ムーディーズ社の格付でP－1、もしくは国際的に認知されている他の格付業者からこれと同等の格付を得ているか、または、格付を付与されていない場合は、管理会社の合理的な意見において、投資時に信用度がそれと同等であるものとします。本書中に記載される管理会社が行う内部信用度評価手続はMMF規則で義務付けられたもので、この手続に基づき適格と評価されたものに投資します。

ファンドの投資およびその純資産価格は、市場の変動の影響を受けるため、ファンドの投資目的が達成されるという保証や投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンドの総資産の50%超が日本の金融商品取引法に定める有価証券（ただし同法第2条第2項に規定されるものを除きます。）に投資されますが、ファンドの繰上償還が決定されたとき、大量の買戻しが見込まれるとき、その他管理会社のコントロールが及ばない状況が発生した場合は例外とします。

（３）【運用体制】

管理会社は、ファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、ノムラ・アセット・マネジメント・ＵＫ・リミテッドを投資運用会社に任命しており、ノムラ・アセット・マネジメント・ＵＫ・リミテッドはその裁量により、ファンド資産の運用などを行います。投資運用契約は、管理会社が投資運用会社に対して、もしくは投資運用会社が管理会社に対して契約の終了日の３か月以上前に書面による通知を行った場合、または投資運用契約に定められたその他の状況が発生した場合に終了します。また、ファンドの管理および保管に関するその他の委任事務は、関係する契約書に定められた条項に基づき、管理会社の取締役会が管理権限を有し、最終的な責任を負います。

ノムラ・アセット・マネジメント・ＵＫ・リミテッドのフィックス・インカム・インベストメント・チームが中心となって、各ファンドの運用リスクを適切に管理し、これらファンドのポートフォリオを構築しています。

ノムラ・アセット・マネジメント・ＵＫ・リミテッドのフィックス・インカム・インベストメント・チームは、投資対象やファンドタイプによって分かれている同社のインベスト部門のチームのひとつです。

各ファンドの運用は、ファンドの純資産総額、経済ファンダメンタルズ、金利リスクおよびクレジット・リスクなどの分析を通して、ノムラ・アセット・マネジメント・ＵＫ・リミテッドにおいて毎月開かれるフィックス・インカム・インベストメント委員会で決定される投資方針を基に実行されます。

フィックス・インカム・インベストメント・チームの人員構成は以下のとおりです。

マネー・マーケット担当ポートフォリオ・マネジャー ３名

信用分析アナリスト ４名

なお、この情報は2018年11月末日現在のものであり、随時変更されます。

（４）【分配方針】

管理会社は、ファンド証券の１口当たり純資産価格をＵ．Ｓ．ドル・マネー・マーケット・ファンドについては１米セント、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては１豪セントに維持するために必要な額の分配を日々行う予定です。ファンド証券については、当該ファンド証券の買付注文の受渡日当日から買戻請求の受渡日の前日までの期間について、分配が行われます。毎月の最終取引日に、当該最終取引日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金（ルクセンブルグ、日本およびその他の関係国の分配金についての源泉税およびその他の税金を控除後）が当該最終取引日の直前の取引日に決定される１口当たり純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

分配の結果、トラストの純資産が2010年法による最低額（125万ユーロ）相当を下回る場合には、分配を行うことができません。

支払期日から５年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

管理会社は、以下に定められる制限を遵守して、ファンドの投資目的および方針の追求を行われなければなりません。これらの制限は、MMF規則に従って公債CNAV MMFに適用されるものであり、また、ルクセンブルグの規制機関（CSSF）またはヨーロッパの規制機関（ESMA）により随時出される規制およびガイダンスに常に従います。

一般投資規則

I. 適格資産

A. 下記IIからVII項の要件に従い、管理会社は、各ファンドにつきその純資産の少なくとも99.5%を以下に投資します。

i. E U、E U加盟国の政府、地方自治体および現地行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、O E C D加盟国、G 20加盟国もしくはシンガポールの中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行またはその他の一もしくは複数のE U加盟国が属する国際金融機関もしくは組織によって単独または共同で発行または保証される短期金融商品（以下「公債短期金融商品」といいます。）

ii. 公債短期金融商品を担保とするリバースレポ契約

iii. 現金

B. 下記IIからVI項の要件に従い、管理会社は、各ファンドについて以下にも投資することができます。

i. 上記A. i. に言及されるもの以外の短期金融商品（適格な証券化商品およびA B C P（資産担保コマーシャル・ペーパー）を含みます。）

ii. 金融機関への預金

iii. レポ契約

iv. 上記A. ii. に言及されるもの以外のリバースレポ契約

v. 他の短期MMFの受益証券または投資証券

II. 適格資産の特徴

A) 短期金融商品は、以下の基準を満たすものとします。

a) 以下のカテゴリに該当すること。

i. 公認の証券取引所への公式の上場を認められた短期金融商品、および／または

ii. 規制され、定期的に運営され、および認知されならびに一般に公開されているO E C D加盟国の他の市場で取引される短期金融商品、および／または

iii. 上記i. およびii. に言及されるもの以外の短期金融商品。ただし、それらの商品の発行または発行体自体が、投資者および預金の保護を目的として規制されており、かつ、それらの商品が以下のいずれかに該当することを条件とします。

— E U加盟国の中央政府、地方自治体もしくは現地当局もしくは中央銀行、欧州中央銀行、E Uもしくは欧州投資銀行、非E U加盟国、連邦国家の場合は連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数のE U加盟国が所属する公的国際機関により発行または保証される短期金融商品

— 上記a) i. およびii. に言及される規制された市場で取引される事業により発行される短期金融商品

— 欧州の法律に定められる基準に従い、慎重な監督に服する国にその登記上の事務所を有する金融機関、または少なくとも欧州の法律により定められる規則と同程度厳格であるとC S S Fが判断する慎重な規則に服し、これを遵守する金融機関により発行または保証される短期金融商品

— C S S Fが承認するカテゴリに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、それらの商品への投資は、上記の3項目に定められる保護と同等の投資家保護に服すること、ならびに発行体の資本金および準備金が少なくとも1,000万ユーロであること、第4指令78/660/E E Cに従い年次財務書類を提出および公表する会社であるか、企業のグループ内で同グループのファイナンスに専従する事業体であるか、または銀行の流動性ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従する事業体であることを条件とします。

b) 以下の選択的特徴のうち一つを有すること。

i. 発行時における法定満期が397日以下である。

ii. 残存期間が397日以下である。

c) 短期金融商品の発行体および短期金融商品の質が、管理会社が制定する内部信用度評価手続（後記「内部信用度評価手続」をご参照ください。以下同じです。）に従い適格であるという評価を受けていること。

この要件は、EU、EU加盟国の中央政府もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州安定メカニズムまたは欧州金融安定ファシリティにより発行または保証される短期金融商品には適用されないものとし

す。

d) ファンドを代理して行為する管理会社が証券化商品またはABC Pに投資する場合、それが下記B)に定められる要件に従うこと。

B) 適格な証券化商品およびABC Pは、以下の要件を満たすものとします。

1) 十分に流動的であり、管理会社が制定する内部信用度評価手続に従い適格であるという評価を受けており、かつ、以下のいずれかに該当するもの。

a) 委員会委任規則（EU）2015/61¹第13条に言及される証券化商品

b) 以下に該当するABC Pプログラムにより発行されるABC P

i. 投資者にABC Pに基づく金額の全額の支払いを保証するために必要である場合、流動性、信用および重大な希薄化のリスクのすべてならびにABC Pに関係する継続的な取引費用および継続的なプログラム全体の費用をカバーする規制された金融機関により、十分に支援されているABC Pプログラム

ii. 再証券化商品ではなく、かつ、各ABC P取引のレベルにおいて証券化商品の裏付けとなるエクスポージャーに証券化商品のポジションが一切含まれないABC Pプログラム、および

iii. 規則（EU）第575/2013号²第242条（11）に定義される合成証券化商品を含まないABC Pプログラム

c) シンプルで透明性があり標準化された（STS）証券化商品またはABC P。ただし、MMF規則（改正済）第11条に定められるこれらのSTSを特定する基準が遵守されていることが条件となります。

2) 必要に応じて以下のいずれかの条件を満たす場合のみ、各ファンドは、証券化商品またはABC Pに投資できるものとします。

a) 上記1) a) に言及される証券化商品の発行時における法定満期が2年以下であり、次の金利変更日までの残存期間が397日以下であること。

b) 上記1) b) およびc) に言及される証券化商品またはABC Pの発行時における法律上の満期または残存満期が397日以下であること。

c) 上記1) a) およびc) に言及される証券化商品が、分割償還商品であり、WAL（加重平均残存期間）（後記「流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則」をご参照ください。）が2年以下であること。

C) 金融機関への預金は、以下のすべての条件を満たすものとします。

a) 要求に応じて払戻可能であるか、またはいつでも引き出すことができる預金。

b) 満期が12か月以内の預金。

c) 金融機関がEU加盟国に登録上の事務所を有すること、または金融機関が非EU加盟国に登録上の事務所を有する場合には、当該金融機関が規則（EU）第575/2013号第107条（4）に定められる手続に基づき欧州の法律に定められる規則と同等とみなされる慎重な規則に従うこと。

D) リバースレポ契約。ただし、以下のすべての条件を満たすことを条件とします。

a) 管理会社が、2営業日前までの事前通知をもっていつでも契約を終了する権利を有すること。

b) リバースレポ契約の一環として関連するファンドが受領する資産は、以下のものとします。

i. 上記II. A) に定められる要件を満たす短期金融商品であること。

ii. 少なくとも支払う現金と同等の時価を常に有すること。

iii. 売却、再投資、質権設定その他譲渡されないこと。

iv. 証券化商品およびABC Pを含まないこと。

1 金融機関の流動性カバレッジ要件に関する欧州議会および理事会の規則（EU）第575/2013号を補足する2014年10月10日付委員会委任規則（EU）2015/61（EEA関連文書）

2 金融機関および投資会社の健全性要件ならびに規制（EU）第648/2012号の修正に関する2013年6月26日付欧州議会および理事会の規則（EU）第575/2013号（EEA関連文書）

v. 当該資産が上記Ⅰ. A. i. の要件を満たす短期金融商品の形をとる場合を除き、その発行体に対する最大エクスポージャーをファンドの15%として、十分に分散されること。

vi. 取引相手から独立した、かつ、取引相手の業績と高度に相関することが予想されていない事業体により発行されること。

上記b) i. にかかわらず、ファンドは、リバースレポ契約の一環として、譲渡可能な流動性のある有価証券または上記Ⅱ. A) に言及されるもの以外の短期金融商品を受領する場合があります。ただし、当該資産が以下の条件のうち一つを遵守することを条件とします。

vii. EU、EU加盟国の中央政府もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州安定メカニズムまたは欧州金融安定ファシリティにより発行または保証されていること。ただし、管理会社の内部信用度評価手続に従い適格であるという評価を受けていることを条件とします。

viii. 非EU加盟国の中央政府または中央銀行により発行または保証されていること。ただし、管理会社の内部信用度評価手続に従い適格であるという評価を受けていることを条件とします。

上記に従いリバースレポ契約の一環として受領した資産は、V) A. b) に記載される分散要件を満たすものとします。

c) 各ファンドの管理会社は、発生ベースまたは時価ベース（以下に定義されます。）で、現金の全額をいつでも回収できることを確保するものとします。現金が時価ベースでいつでも回収可能である場合、該当ファンドのファンド証券の1口当たり純資産価格の計算には、リバースレポ契約の時価が用いられなければなりません。

E) MMF規則に基づき承認された他の短期MMFの受益証券または投資証券（以下「投資対象短期MMF」といいます。）を。ただし、以下のすべての条件を満たすことを条件とします。

a) そのファンド規則または設立文書に従い、他の投資先MMFの受益証券または投資証券に投資することができるのは、投資対象短期MMFの純資産の10%までであること。

b) 投資対象短期MMFが、取得者であるファンドの受益証券または投資証券を保有していないこと。

c) 管理会社または以下に定義されるその他の関係会社は、投資対象短期MMFの受益証券の申込みまたは買戻しについて手数料を課することはできず、また以下のいずれかに該当するその他の短期MMFの受益証券に管理会社が投資する場合において、0.01%を超える管理報酬を課することができないこと。

i. 管理会社自身により直接または間接的に運用されている場合

ii. 以下のいずれかの形態で管理会社の関連会社により運用されている場合

— 共通経営

— 共通支配

— 資本または議決権の10%を超える直接または間接的な持分を保有

管理会社は、ファンドおよび当該ファンドが該当期間中に投資した投資対象短期MMFの双方に課した管理報酬の総額を、ファンドの年次報告書に記載します。

Ⅲ. トラストは、補助的な流動資産を保有することができます。

Ⅳ. 流動性管理の目的のために、管理会社は、以下のすべての条件が満たされることを条件として、ファンドのためにレポ契約も締結することができます。

a) レポ契約が、下記c) に言及される場合を除き、投資目的ではなく流動性管理の目的のためにのみ行われ、7営業日以内の一時的措置として利用されること。

b) レポ契約に基づき担保としてファンドから譲渡される資産を受領する取引相手方は、管理会社の事前同意なく当該資産を売却、投資、質権設定その他譲渡することが禁止されること。

c) レポ契約の一環でファンドが受領する現金は、

i. 指令2009/65/EC第50(1)条(f)に従い預金することができること、または

ii. 上記Ⅱ. D) b) vii. およびviii. に言及される資産に投資することができるが、その他の資産に投資、譲渡もしくはその他の方法で再使用してはならないこと。

d) レポ契約の一環でファンドが受領する現金が、その純資産の10%を超えないこと。

e) ファンドの管理会社が、2営業日以内の事前通知をもっていつでも契約を終了する権利を有すること。

V. リスクの分散および集中

A) リスク分散規則

a) リバースレポ契約において、ファンドのために行為する管理会社が同一取引相手方に提供する現金総額は、ファンドの純資産の15%を超えないものとします。

b) ファンドのために行為する管理会社は、いずれのファンドの資産についても、リスク分散原則に従いファンドの純資産の5%超（かつ、MMF規則17条(1)(a)を逸脱して、）100%以下を公債短期金融商品に投資する

権限を付与されています。ただし、ファンドは発行体で6銘柄以上となる公債短期金融商品を保有していません。はならず、1銘柄の公債短期金融商品が当該ファンドの純資産の30%を超えてはならないものとします。

公債短期金融商品は、EU、EUの加盟国（以下それぞれ「EU加盟国」といいます。）の政府、地方自治体および現地行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、経済協力開発機構（以下「OECD」といいます。）加盟国、G20加盟国もしくはシンガポールの中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行またはその他の一もしくは複数のEU加盟国が属する国際金融機関もしくは組織によって単独または共同で発行または保証される短期金融商品と定義されています。

c) 管理会社は、ファンドのために、その純資産の10%を超えて同一金融機関に預金することができません。

ただし、トラストが登録されているEU加盟国の銀行セクターの構造において、当該分散要件を満たすのに十分な実行可能な金融機関が存在せず、かつ、トラストが他の加盟国で預金することが経済上実行可能ではない場合、各ファンドの純資産の15%までを同一の金融機関に預金することができます。

d) 証券化商品およびABCPに対するファンドのエクスポージャーの合計は、その純資産の20%を超えてはならない一方で、その純資産の15%までを、STS証券化商品およびABCPの特定基準を遵守しない証券化商品およびABCPに投資することができます。

B) 集中規則

a) 管理会社は、ファンドのために、同一発行体の短期金融商品、証券化商品およびABCPの10%超を取得することはできません。

b) ただし、上記a)は、公債短期金融商品に関しては適用されないものとします。

VI. さらに、ファンドのために行為する管理会社は、以下を行いません。

a) 上記I.に記載されていない資産への投資

b) 短期金融商品、証券化商品、ABCPおよびその他の短期MMFを含む有価証券の空売り

c) デリバティブ、株式もしくは商品を表章する証書、それらに基づくインデックス、またはそれらに対するエクスポージャーを得られるその他の手段もしくは金融商品を通じて、株式または商品に対して直接もしくは間接的にエクスポージャーを取ること

d) 証券貸付契約もしくは証券借受契約、またはファンドの資産を担保とするその他の契約の締結

e) 現金の借入および貸付

管理会社は、各ファンドにおいて十分な分散投資を行うことにより、投資リスクの適切な分散を確保しなければなりません。

管理会社は、ファンド証券が販売される各国の法令を遵守するために、MMF規則に反せず、かつ、受益者の利益となる投資制限を随時課すことができます。

流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則

管理会社は、流動性管理手法を設定、実施、一貫して適用しており、各ファンドの流動性リスクを監視し、受益者の請求に応じてファンド証券の買戻義務に随時応じられるよう、ファンドの投資ポートフォリオにおける週単位での流動性基準の充足を確保するための手法を導入しています。

管理会社は、(i)運用面および(ii)資金調達面において、ファンドの流動性を定期的に管理します。

流動性管理手続は、運用面と資金調達面の流動性との間のギャップを評価することを目指します。具体的には、ファンド資産の流動性の特性を評価し、そして受益者からの買戻請求の規模を予測します。運用面および資金調達面の流動性に関するそれぞれ異なる想定があり、通常の市場状況およびストレスのかかった市場状況の両方を考慮して、様々なシナリオが検討されます。

運用面での流動性については、(i)個々の有価証券の流動性の特性および(ii)資産クラスの市場の厚みによる制約を考慮の上、組入証券を流動性の水準に応じて分類します。

投資ポートフォリオが適切な流動性を有し、受益者の買戻請求にファンドが確実に応じられるよう、定性的および定量的評価を用いてポートフォリオおよび証券を監視します。運用面では、管理会社は、運用資産の流動性に関して、買呼値と売呼値のスプレッド、平均取引高および投資額などの要素を考慮し、投資ポートフォリオの構成を日々管理します。

資金調達面では、管理会社は特に、大量の資金が流出する時期の予測に努めます。したがって管理会社は、ファンドの最終投資者層（大口投資者の状況など）、投資者の取引高、投資者の属性および規模による投資行動ならびに関連する市場データ（為替レートの変動およびボラティリティ、流通市場における債券の募集など）を定期的に収集して分析します。

受益者のポジションは、受益者の集中の度合い（大口受益者など）、流出額、それぞれのボラティリティ、ファンドの流動性に影響する事項に関して、管理会社の顧客確認方針に従い定期的に見直され、評価されます。

各ファンドの流動性評価の基準値と通常の市場状況を踏まえて、欧州証券市場監督局のガイドラインに従い、ストレスのかかった状況下での流動性も検討されます。運用面において、流動性基準値はストレスのかかった市場状況で想定される流動性の低下を反映するよう、基準値の引き下げが行われます。資金調達面においては、過去の流出、仮定されたストレスシナリオおよび予想される受益者の買戻しに基づき、流出シナリオが検討されます。

流動性の決定における第一義的責任は投資運用会社にあり、管理会社による監督が伴います。

目論見書に定められる1日単位および週単位での流動性の最低水準の継続的な遵守を確保するため、流動性管理については、ファンド単位で監視されます。

各ファンドは、以下の要件すべてを継続的に遵守するものとします。

- (i) ファンドのポートフォリオのWAM（加重平均満期）は、60日以内とします。
- (ii) ファンドのポートフォリオのWAL（加重平均残余期間）は120日以内としますが、MMF規則の規定に従うことを条件とします。

管理会社が管理できない理由、または買付もしくは買戻しの結果として、上記の制限を超えた場合、管理会社は、受益者の利益に留意しつつ、かかる事態の是正を優先させます。

各ファンドは、以下の流動性規則も遵守するものとします。

- (i) ファンドの純資産の少なくとも10%は、1日単位で満期を迎える資産、1営業日前に事前通知を行うことにより終了可能なリバースレポ契約、または1営業日前に事前通知を行うことにより引出可能な現金で構成されるものとします。
- (ii) ファンドの純資産の少なくとも30%は、週単位で満期を迎える資産、5営業日前に事前通知を行うことにより終了可能なリバースレポ契約、または5営業日前に事前通知を行うことにより引出可能な現金で構成されるものとします。

投資制限の項I. A. i. に言及される、極めて流動性が高く、かつ、1営業日以内に買戻した清算でき、残存満期が最大で190日である資産もまた、ファンドの純資産の17.5%を上限として週単位で満期を迎える資産とみなすことができます。

週単位で満期を迎える資産の割合が、ファンドの純資産の30%を下回る場合、かつ1営業日における正味の買戻しがファンドの純資産の10%を超える場合、当該ファンド受益者の利益を考慮した適切な対応を決定するための文書化された方法で評価を行います。以下の一または複数の措置を採用する旨が決定されます。

- (i) その期間の買戻しに対して、流動性を確保するための費用を適切に反映させ、当該ファンドの残存受益者が不利な扱いを受けないことを確保するために、流動性手数料を課すること
- (ii) 後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」で説明される買戻しを、15営業日以内の期間、1営業日においてMMFのファンド証券の最大10%に制限する買戻しゲートの設定
- (iii) 最長15営業日の買戻しの停止
- (iv) 受益者の利益に留意しつつ事態の是正を優先させる措置以外の緊急措置をとらないこと

同様に、週単位で満期を迎える資産の割合が、ファンドの純資産の10%を下回る場合、当該ファンドの受益者の利益を考慮した適切な対応を決定するための文書化された方法で評価を行います。上記(i)および(iii)の措置を累積的または代替的に採用する旨が決定されます。

90日間のうち、停止されていた期間の合計が15営業日を超える場合、当該ファンドは自動的に公債CNAV MMFではなくなり、その場合、受益者に対して直ちに、明確かつ分かり易い方法で書面により通知されます。

内部信用度評価手続

管理会社は、短期金融商品、証券化商品およびABCPの信用度を、それらの商品の発行体も含めて評価（以下「信用度評価」といいます。）するため、慎重な内部信用度評価手続を常に実施しています。

内部信用度評価手続は、MMF規則（改正済。信用度評価方法に関する2018年4月10日付委員会委任規則（EU）2018/990（以下「委任規則2018/990」といいます。）によって補足されます。）第19条から第23条を遵守しています。

管理会社は、信用度評価の実行およびその定期的な見直しにつき常に責任を負います。

内部信用度評価手続は、短期金融商品、証券化商品およびABC Pの信用度を決定するための慎重、体系的かつ継続的な評価方法（以下「信用度評価方法」といいます。）に基づきます。

内部信用度評価手続は、ファンドが投資しようとしている短期金融商品、証券化商品およびABC Pに対し体系的に適用され、投資する場合には、内部信用度評価手続の実施の結果、適格と評価されることが必要です。

ただし、MMF規則第10条（3）により許可されるとおり、欧州連合、EU加盟国の中央政府もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州安定メカニズムまたは欧州金融安定ファシリティによって発行または保証される短期金融商品には、内部信用度評価手続の適用は必要とされません。

管理会社は独立した内部信用評価を行います。ポートフォリオは主に、政府系機関（以下「GRE」といいます。）、民間の法的形態を有し、特定の公共政策の委託事項を実行し、主要なサービスを提供するため政府が設立した一部または完全支配公開会社である、公共団体、機関、事業体に投資されます。信用度評価は、政府の発行体への関与レベルを定義することから始めます。

MMF規則第10条（3）による免除が適用されない場合、管理会社は、発行体および短期金融商品の両方について、政府の関与レベルに応じて信用度評価を実行します。

政府の関与レベルが高いと分類されたものの政府からの明確な保証の無い発行体の場合、管理会社は、トップダウン・アプローチで評価します。

政府の支援は以下で評価する

- ・ 暗黙の保証
- ・ 法的地位
- ・ GREの資産の所有およびGREの資産に係る権利
- ・ 任務、委託および戦略
- ・ 支援契約
- ・ 実績

例外的な支援を受けられる可能性で評価する

- ・ GREの戦略上の重要性
- ・ 代替の容易度
- ・ 債務不履行で生じうる影響

政府の関与レベルが低いと分類された発行体の場合、管理会社は、発行体につきボトムアップで審査を行います。

- ・ GREのシステミックな関連性
- ・ 政府による高い水準の運営上または規制上の支配
- ・ GREの債務不履行が政府に与える影響
- ・ 重要リスク指標を用いたGREの信用リスク
- ・ GREにおけるオプション調整後スプレッド（OAS）
- ・ オプション調整後スプレッド
- ・ 修正デュレーション
- ・ 修正スプレッド・デュレーション
- ・ 信用スプレッド

管理会社は、定期的に見直さなければならない新たな短期金融商品の特徴の評価も行います。これに関して管理会社は、可能な範囲で、加重平均残存期間、オプション調整後スプレッド（OAS）、発行体OAS、特殊なOAS、残存期間、修正デュレーション、実効デュレーション、修正スプレッド・デュレーション、信用スプレッド、コンベクシティなどの基準に基づき評価および見直しを行うことができます。

信用度評価の目的で使用されるデータは、十分な品質で、最新でかつ信頼できる情報源によるものとします。この点について、信用度評価の目的で使用される情報を取得および更新するため効率的なシステムが実施されています。

管理会社のリスク管理機能で信用度を評価し、それを基に業務遂行役員委員会が信用度を決定します。

内部信用度評価手続において、管理会社は以下の範囲の一般原則を実行します。

- ・ 管理会社はポートフォリオの構成銘柄に完全にアクセスすることができるため、発行体および商品の特徴についての情報を取得および更新するための有効なプロセスが確立されていること。
- ・ 管理会社がポートフォリオデータにアクセスすることができ、複数のデータソース（リスクメトリックス/MSCI、ブルームバーグ、ロイター）を利用することで、内部信用度調査が利用可能かつ適切な情報の徹底分析に基づ

くこと、ならびに発行体の信用力および商品の信用度に与える影響が大きい要因を含むことを確保するような適正な手法が実施されていること。

- ・ 内部信用度評価手続が継続的に監視され、すべての信用度評価が少なくとも年1回見直されるものとする。
- ・ 規則（E C）1060/2009第5条aに従い、外部機関の格付けの利用は内部信用度評価手続の事前評価段階に限られるため、外部機関の格付けに過度に依拠しないこと。
- ・ マネー・マーケット・ファンドの現在の評価に影響する可能性のある重大な変更があった場合、管理会社は当該ファンドについて新たな信用度評価を実施すること。
- ・ 信用度評価方法が現在のポートフォリオおよび外部条件について適切であるかを判断するため、業務遂行役員委員会が少なくとも年1回見直し、それについてC S S Fに報告すること。
- ・ 管理会社が信用度評価方法またはその適用について誤りを認識した場合、直ちにそれを修正すること。
- ・ 内部信用度評価手続で使用方法、モデルまたは主要な前提条件が変更された場合、管理会社は可能な限り速やかに影響を受けるすべての内部信用度評価を見直すこと。

管理会社は、内部信用度評価手続および信用度評価を、以下の項目をすべて含む文書で記録します。

- ・ 管轄当局が信用度評価の適切性を理解および評価することができる方法による、内部信用度評価手続の設計上および運用上の詳細
- ・ 信用度評価の根拠および信用度評価を裏付ける分析、ならびに管理会社が選択した信用度評価の見直しの基準および頻度
- ・ 内部信用度評価手続についてのすべての主要な変更（その変更の原因の特定を含みます。）
- ・ 内部信用度評価手続の組織体制および内部管理構造
- ・ 商品、発行体および該当する場合は認識された保証人についての内部信用度評価の全履歴

管理会社は、これらの文書を少なくとも3会計期間中保管するものとします。

現在の内部信用度評価手続は、MMF規則第20条2項および委任規則第3条から第6条に定められる一連の基準を満たすよう設計されています。

発行体または保証人の信用リスクの決定は、発行体または保証人の債務の返済能力についての独立した分析に基づき行われます。この決定には、以下の要素（該当する場合）が含まれます。

- ・ 財務状況
- ・ 流動性の源泉
- ・ 将来における市場全体の事由および発行体または保証人に特有の事由（著しく不利な状況における返済能力を含みます。）に対応できる能力
- ・ 経済、ならびに景気動向および競争力における発行体または保証人の強さ

発行体または保証人の信用リスクならびに発行体または保証人および商品の債務不履行の相対的リスクを定量化するために、管理会社が実施する、投資運用会社の提供するデータによってサポートされる信用度評価法は、以下の定量的基準を使用することがあります。

- (a) 信用スプレッドならびに比較可能な確定利付商品および関連有価証券の価格設定を含む、債券の価格設定情報
- (b) 発行体もしくは保証人、商品または産業セクターに関連する短期金融商品の価格設定
- (c) 比較可能な商品のクレジット・デフォルト・スワップ・スプレッドを含む、クレジット・デフォルト・スワップの価格設定情報
- (d) 発行体もしくは保証人、商品または産業セクターに関する債務不履行の統計
- (e) 発行体または商品の所在地、産業セクターまたは資産クラスに関連する財務上の指標
- (f) 利益率、インタレスト・カバレッジ・レバレッジ・メトリクス、新銘柄の価格設定（劣後する有価証券の有無を含みます。）を含む、発行体または保証人に関する財務情報

商品の発行体または保証人の定性的評価のために管理会社が設定する具体的な基準は、以下を含みます。

- (a) 発行体または保証人の信用評価
 - 1) 財務状態
 - ・ ソブリン分析（明白な債務および偶発債務ならびに規模／外貨準備高対外国為替債務等）
 - ・ 信用分析
 - 2) 政府の支援
 - ・ 政府の所有／介入
 - ・ 負債保護または事業／財務支援

- ・国策連携／経済的重要性

(b) 短期金融商品の流動性

- ・流通している短期金融商品

(c) 外部信用格付

- ・S & P社の格付でA－1以上、ムーディーズ社の格付でP－1または国際的に認知されている他の格付業者の格付でこれと同等の格付
- ・格付を付与されていない場合は、管理会社がこれと同等の信用度であるとみなすこと

3【投資リスク】

(1) リスク要因

管理会社は、リスク管理システムを用いており、また、ファンドのリスクを監視する様々なリスク管理プロセスも有しています。

ファンドの投資対象および純資産は、市場の価格変動の影響を受けます。ファンドの投資目的が達成される、またファンドの投資元本が確保されるという保証はありません。

ファンドは、短期金融商品等値動きのある証券に投資します。これらの投資対象には、主に下記のような性質があり、ファンド証券の1口当り純資産価格および日々の分配金額を変動させる要因となります。投資した資産の減少リスクは受益者が負担します。

① 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により短期金融商品の価格が変動するリスクをいいます。金利が下落すると短期金融商品からの収益（受取利息）が減少する要因となります。

② 信用リスク

信用リスクとは、ファンドが投資する短期金融商品の発行体が財政上の困難、経営不振その他の理由により、元利金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行リスク）をいいます。一般に、債務不履行が発生する場合またはそのおそれがある場合には、短期金融商品の価格は下落し、1口当り純資産価格が下落する要因となります。

また、発行体の信用格付の変更に伴い、その価格が下落するリスクもあります。

③ 通貨リスク

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドは米ドル建て、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドは豪ドル建てです。したがって、日本円で投資する投資家は、外国為替市場の変動を反映して、その保有する価値が、円貨換算することにより、当初投資した金額を下回ることがありますのでご留意下さい。

④ 純資産価格が一定のファンドに関連するリスク

ファンドは、受益者が受益証券を換金または購入する際の受益証券1口当りの価値を一定（米ドルであれば1米セント、豪ドルであれば1豪セント）に保つことをめざすコンスタントNAVファンドです。ただし、ファンドの保有資産の純資産価格は変動し、市場価格は、当初の受益証券1口当りの金銭価値（米ドルであれば1米セント、豪ドルであれば1豪セント）から乖離することがあります。コンスタントNAVを維持するために、MMF規則2条（10）に定義される償却原価法（以下「償却原価法」といいます。）により資産を評価します。償却原価法を使用した評価額とMMF規則第2条（8）に定義される時価評価（以下「時価評価」といいます。）または、MMF規則の許容する範囲において、MMF規則第2条（9）に定義されるモデル評価（以下「モデル評価」といいます。）による評価額の差が規定の範囲を超えた場合には、管理会社は、その差を縮小するための措置をとる必要があります。また、受益者から想定外の大量の換金があった場合には、元本割れの価格で資産を売却せざるを得なくなり、コンスタントNAVを維持できず元本を割り込む可能性があります。

MMF規則第31条および第34条に基づく要件を遵守するため、管理会社は、ファンドの資産に十分な流動性があり、1口当りコンスタントNAVを維持することを確保する監視プロセスを実施しています。ただし、ファンドが常に十分な流動性または1口当りコンスタントNAVを維持する保証はありません。

⑤ 買戻取引権の売買およびレボ・リバースレボ契約の取引に関連した特定のリスク

これらの手法や商品の利用は一定のリスクを伴っており、かかるリスクの一部については本項の各文節に挙げられていますが、その利用により得ることを追求する目的が達成されるとの確約はできません。

ファンドが買付人として行為するリバースレボ取引や買戻権の売買取引に関しては、証券の買付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 買付証券の価格が、当該証券の不適正な価格付け、市場価格の不利な推移、当該証券の発行体の信用格付の悪化、または当該証券の取引市場の非流動性によるかを問わず、当初支払われた資金を下回ることになるというリスク、(B) (i) 過剰な規模もしくは期間の取引における資金の焦付き、(ii) 満期時の資金回収の遅延により、ファンドが買戻請求、証券買付、もしくはより一般的には再投資に対応する能力を制限することがあるというリスクが存在することを受益者は特に承知していなければなりません。

ファンドが売付人として行為するレボ取引や買戻権の売買に関しては、証券の売付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 取引相手に売付けられた証券の価格が、当該証券の価格の市場での値上がりまたはその発行体の信用格付の向上によるかを問わず、当初の受取資金を上回ることになるというリスク、(B) (i) 過剰な規模もしくは期間の取引における投資持分の焦付き、(ii) 売付け証券の満期時の回収の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限することがあるというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

ファンドのリスク特性

・U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動する可能性があります。公債CNAV MMFであるファンドの金利リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間にする事で軽減されます。ファンドは、主に、米ドル建ての商品に投資しますが、通貨リスクを伴う可能性があります。

ファンドは、ポートフォリオに含まれる短期金融商品およびその他の証券の質が高い（信用度が高い）ため、信用リスクは限定的です。信用度は主に、発行体の国の政府の信用力に基づきます。

ファンドは、流動性が限定的な商品に投資する可能性があるため、流動性リスクを伴う可能性があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

・豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

短期金融商品の価格は、金利変動に応じて変動する可能性があります。公債CNAV MMFであるファンドの金利リスクは、ポートフォリオの残存期間を短期間にする事で軽減されます。ファンドは、主に、豪ドル建ての商品に投資しますが、通貨リスクを伴う可能性があります。

ファンドは、ポートフォリオに含まれる短期金融商品およびその他の証券の質が高い（信用度が高い）ため、信用リスクは限定的です。信用度は主に、発行体の国の政府の信用力に基づきます。

ファンドは、流動性が限定的な商品に投資する可能性があるため、流動性リスクを伴う可能性があります。ただし、このリスクは、ファンドが投資する商品の信用度により軽減されます。

利益相反

管理会社、投資運用会社および／または保管受託銀行および管理事務代行会社（各々の取締役、役員、従業員を含む）に利益相反が生じることがあります。つまり、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、および管理事務代行会社は、トラストのためにのみ、その役務を行うのではなく、トラストの受益者と相反する利害を有するその他第三者のためにも行うことがあります。かかる場合、投資運用会社は、とりわけ投資目的、投資戦略、投資制限、および各関係者の投資に充当可能な資金を勘案して合理的かつ公正であるとみなす方法で、彼らが助言または運用を行う各関係者間に投資の機会を配分します。

利益相反は、トラストが(i) 管理会社、投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社と関係のある会社が運用、助言、または支配する企業に投資を行うことがあるという事実、または(ii) 管理会社、投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社によって運用、助言、または支配される第三者に対しトラストの保有資産を売却することがあるという事実によっても発生することがあります。かかる場合、各々は、トラストに関連してその当事者となっている、または拘束される契約に基づく義務に常時配慮します。特に、利益相反が生じ得る取引または投資を行う際には、受益者にとって可能な限り最善の利益を求めるという義務を限定することなく、各々は、かかる利益相反が通常の商取引ベースで公正に解決されるように努めます。

投資運用会社、保管受託銀行および管理事務代行会社は、トラストの投資行動に関連して利益相反の発生をもたらす、彼ら自身またはその関連会社が関わる取引行動について管理会社に通知します。

投資運用会社は、そのすべての時間または大半の時間をトラストの業務に費やすことを要求されるのではなく、投資運用契約および副投資運用契約に基づくその義務の遂行に関連して適正に努力することのみを要求されます。

諸規制やトラストの投資方針により、投資運用会社により運用される他の運用口座または投資ビークルに提供される投資の機会への参加を、トラストが禁じられることがあります。

利益相反はまた、保管銀行と評価代理人が、同一の事業体であるということによって発生することがあります。しかし、保管受託銀行の業務は、評価代理人の業務とは機能的かつ階層的に分離されています。潜在的な利益相反の特定、管理および監視は、管理会社の方針および手法に従って実施されますが、保管受託銀行および評価代理人の業務を行うにあたっては、2013年法の規定を遵守し、また、当該利益相反の公正かつ対等な立場での解決を目指します。

管理会社は、特定された利益相反を、自社の利益相反方針に従い管理および監視し、要求される範囲において、2013年法に従い受益者に開示します。

デリバティブ取引

トラストは日本証券業協会の規則に定められたデリバティブ取引を行っておりません。

レバレッジ

委員会委任規則（EU）第231/2013号（以下「委員会委任規則」といいます。）および2013年法に従い、「レバレッジ」は、現金もしくは証券の借入れを通じて、もしくはデリバティブ・ポジションの使用によるもの、またはその他の方法によるかを問わず、AIFMの管理するAIFのエクスポージャーを増加させる手法として定義されます。

委員会委任規則は、委員会委任規則第7条に定める「グロス法」および委員会委任規則第8条に定める「コミットメント法」の2種類の計算方法に基づいてAIFMがレバレッジを監視することを要求しています。どちらの方法においても、レバレッジは、ファンドのポジションの市場価格の絶対値の合計として計算され、AIFの純資産総額に対するエクスポージャーの比率として表示されます。個々の金融デリバティブ商品の市場価格は、同等の対象ポジションの個々の市場価格（絶対値で表示）により転換されるものとします。金融デリバティブ商品の転換規則は、委員会委任規則別紙IIに定める既定の算式に基づいています。

コミットメント法では、AIFのエクスポージャーを計算する際、以下の条件のすべてを満たす場合には、ヘッジ取引が考慮されるものとします。

- a) ヘッジ取引に関するポジションがリターンを生み出すことを目的とせず、かつ、一般的リスクおよび特定のリスクが相殺されていること。
- b) AIFのレベルにおいて市場リスクの検証可能な軽減があること。
- c) デリバティブ商品に関連する一般的リスクおよび特定のリスク（もしあれば）が相殺されていること。
- d) 同一の資産クラスに関連するヘッジ取引であること。
- e) ヘッジ取引がストレスのかかった市場状況において有効であること。

前項に従い、為替ヘッジの目的で用いられ、増分エクスポージャー、レバレッジまたはその他のリスクを追加しないデリバティブ商品は、計算に含まれないものとします。

委員会委任規則の意味する範囲では、トラストおよびそのサブ・ファンドは、大幅なレバレッジをかけられていないと考えられています。したがって、AIFMがトラストおよびそのファンドのために用いることができるレバレッジの予想最大レベルは、通常の市場状況において、かつ、受益証券の発行および買戻しにより要求される場合を除き、「コミットメント」法を用いた場合は純資産総額の100%を超えないものとし、「グロス」法を用いた場合は純資産総額の100%を超えないものとします。

ファンドのレバレッジを計算する目的において、

ーコミットメント法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションのエクスポージャーを考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従って各デリバティブ商品のポジションを当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、ネットティングおよびヘッジ取引を適用し、借入れ（委員会委任規則別紙Iの(3) および(10) から(13) に基づいて計算されるその他の取引を含み、エクスポージャーを増加させるもの）の再投資により生じるエクスポージャーを計算します（以下「コミットメント法」といいます。）。

ーグロス法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションの価値を考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従ってデリバティブ商品を当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、現金借入れの再投資により生じるエクスポージャー（換金された投資証券の市場価格または委員会委任規則別紙Iの(1) および(2) に記載の現金借入総額のうちのいずれか高いほうで表示されます。）を含み、委員会委任規則別紙Iの(3) および(10) から(13) のレポ契約またはリバースレポ契約および証券貸付取引もしくは証券借入取引またはその他の取引におけるポジションを含みますが、(i) ファンドの基準通貨で保有される極めて流動性の高い投資対象である現金および現金等価物（既知の金額の現金に容易に換金することができ、価値の変動リスクがわずかであり、かつリターンが3か月物の質の高い国債の利率を超えないもの）の価値は除外し、(ii) (i) に記載の現金または現金等価物としての借入であり、かつその支払金額が判明しているものについても除外します（以下「グロス法」といいます。）。

グロス法は、ファンドの純資産総額（NAV）と比較したファンド資産の全体的なエクスポージャーを強調するのに対し、コミットメント法は、投資運用会社が用いるヘッジおよびネットティングの技法の見方を提供します。受益者は、レバレッジがファンドに対する特有のリスク指標であると考えてはなりません。高いレバレッジが必ずしも高いリスクを意味するものではなく、逆に、低いレバレッジが必ずしも低いリスクを意味するものではありません。レバレッジに関する情報は、投資家がファンドに投資する前に完全なリスク／リターン分析を行うことに利用できるものではありません。

疑義を避けるために付言すると、上記のレバレッジ計算方法および関連する制限は、委員会委任規則およびルクセンブルグの適用法に基づいており、約款に定められた投資制限とは無関係です。したがって、ファンドは、引き続き約款に定められた投資制限を遵守して管理されます。

(2) リスクに対する管理体制

「2 投資方針 (3) 運用体制」をご参照ください。

＜参考情報＞

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド



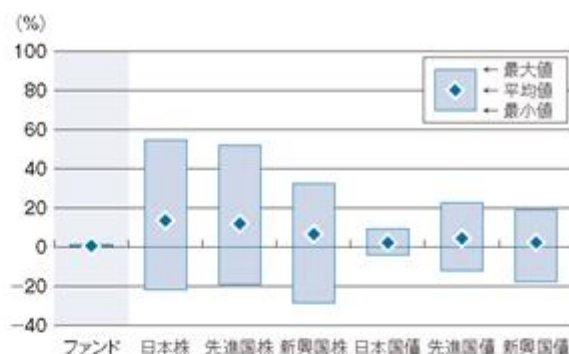
- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。2013年12月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2013年12月～2018年11月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

豪ドル・マネー・マーケット・ファンド



- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したものです。2013年12月末を100として指数化しております。
- 2013年4月23日より運用を開始しましたので、年間騰落率は、2014年4月から2018年11月の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。
- 年間騰落率は、表示通貨である豪ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

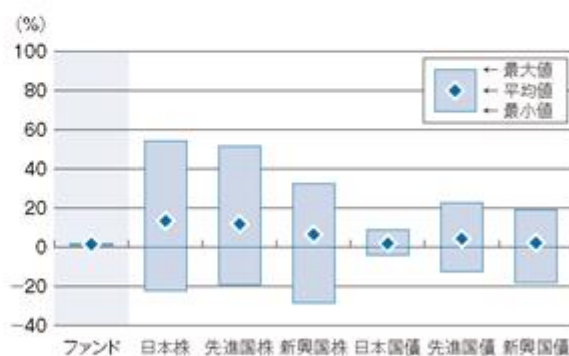
ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	1.22	54.4	51.7	32.3	9.1	22.7	19.2
最小値(%)	0.15	-22.0	-19.2	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	0.40	13.4	11.9	6.6	2.0	4.3	2.3

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2013年12月～2018年11月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	1.97	54.4	51.7	32.3	9.1	22.7	19.2
最小値(%)	1.04	-22.0	-19.2	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	1.49	13.4	11.9	6.6	2.0	4.3	2.3

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2013年12月～2018年11月の5年間（ファンドについては2014年4月～2018年11月）の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

（ご注意）

- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
日本株・・・TOPIX(配当込み)
先進国株・・・ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックス
新興国株・・・S&P新興国総合指数
日本国債・・・BBGバークレイズE1年超日本国債指数
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注)ラッセル先進国(除く日本)大型株インデックスおよびS&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「株東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)はFTSE Fixed Income LLCにより算出および公表されている債券インデックスです。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- ① 海外における申込手数料
海外において、申込手数料は徴収されません。
- ② 日本国内における申込手数料
日本国内において、申込手数料は徴収されません。

（２）【買戻し手数料】

- ① 海外における買戻し手数料
海外において、買戻し手数料は徴収されません。
- ② 日本国内における買戻し手数料
日本国内において、買戻し手数料は徴収されません。

（注）買戻し時に「２ 投資方針、（１）投資方針、（５）投資制限、流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則」に記載される一定の状況において、管理会社が流動性手数料を請求することがあります。

（３）【管理報酬等】

管理報酬および投資運用報酬

管理会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.01%以下の報酬をファンド資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有します。

管理会社報酬とは、（i）ファンドの投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに（ii）ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務の対価として管理会社へ支払われるものです。

管理会社が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがそれらに限定されません。）は、ファンドが負担します。

投資運用会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.15%以下の報酬をファンド資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有します。

投資運用報酬とは、ファンドに関する投資判断等、目論見書に記載される投資目的および投資方針の達成をめざし、約款および適用される法令に従って行うファンド資産の投資および再投資業務の対価として投資運用会社へ支払われるものです。

2018年7月31日に終了した会計年度に、トラストは、493,827米ドルの管理報酬および投資運用報酬を支払いました。

保管報酬

保管受託銀行は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.04%以下の報酬をファンド資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有します。保管報酬はファンドの純資産総額に基づき、四半期末毎に後払いで支払われます。

保管報酬とは、（i）ファンド資産である金融商品およびその他資産の保管業務、（ii）キャッシュ・フローの監視業務、ならびに（iii）選定された監督・監視業務の実施への対価として保管受託銀行へ支払われるものです。

保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがそれらに限定されません。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬は、ファンドが負担します。

2018年7月31日に終了した会計年度にトラストは124,083米ドルの保管報酬を支払いました。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.03%以下の報酬をファンド資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有します。管理事務代行報酬はファンドの純資産総額に基づき、四半期末毎に後払いで支払われます。

管理事務代行報酬とは、（i）ファンドの純資産価格の計算業務、（ii）ファンドの会計書類作成業務、（iii）法務およびファンド会計管理業務、（iv）マネーロンダリングおよびテロリストへの資金供与防止業務、（v）法令遵守に関するモニタリング、（vi）受益者名簿の管理、（vii）収益分配業務、（viii）ファンドの購入・換金等受付け業務、ならびに（ix）記録管理業務への対価として管理事務代行会社へ支払われるものです。

管理事務代行会社が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがそれらに限定されません。）は、ファンドが負担します。

2018年7月31日に終了した会計年度にトラストは92,594米ドルの管理事務代行報酬を支払いました。

評価代理人報酬

評価代理人はその役割についていかなる報酬も受領しません。

代行協会員報酬および日本における販売会社に対する報酬

代行協会員は、四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.08%以下の報酬をファンド資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有します。

代行協会員報酬とは、ファンド証券の純資産価格の公表、目論見書、運用報告書等の販売会社または販売取扱会社への送付業務、ならびにこれらに付随する業務の対価として代行協会員へ支払われるものです。

代行協会員が負担したすべての合理的な立替費用は、ファンドが負担します。

日本における販売会社は、当該日本における販売会社が販売した受益証券に帰属するファンドの四半期中の日々の純資産総額の平均の年率0.35%以下の報酬を、ファンド資産から、四半期毎に後払いで受領する権利を有します。

販売会社報酬とは、ファンドの販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、ファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等の業務に関する対価として販売会社へ支払われるものです。

2018年7月31日に終了した会計年度にトラストは1,327,175米ドルの代行協会員報酬および販売会社報酬を支払いました。

投資運用会社、代行協会員および／または日本における販売会社の報酬は、管理会社と、投資運用会社、代行協会員または日本における販売会社のうち該当する関係会社との合意により、ファンドの運用実績の上昇または低下および金融市場の全般的状況を考慮して随時変更することができます。報酬の増額については、受益者に30日前に通知されるものとします。

上記の報酬率は金利水準により引き下げられる場合があります。

2018年11月末現在、報酬率の引き下げは行われていません。

（４）【その他の手数料等】

トラストおよびファンドは、次の費用を負担します。

- ① トラスト資産および収益等に課せられる一切の税金。
- ② トラストの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料（当該手数料は取得価額に含まれ、売却価額から差引かれます。）。
- ③ 登録・名義書換事務代行会社、発行会社代理人および支払代行会社への報酬および合理的な立替費用。
- ④ 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が負担した合理的な法律関係費用。
- ⑤ ファンドの法律上または規制上の義務を履行するために必要な業務に対する合理的な報酬。
- ⑥ (i) 券面または確認書の準備・印刷費、(ii) 約款ならびに届出書、目論見書および説明書等を含むトラストに関するその他一切の書類を作成・印刷し、トラストまたはトラストの証券の販売に関し管轄権を有する一切の関係当局（各地の証券業協会を含みます。）へ提出する費用、(iii) 上記関係当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、受益証券の受益者（実質的な保有者を含みます。）の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配付する費用、(iv) 日本のブローカーおよび販売取扱会社に対し販売会社が販売用として有価証券届出書および目論見書を印刷・配付するための費用、(v) 会計、記帳および日々の純資産価額計算に要する費用、(vi) 受益者への通知公告を作成しかつ配付する費用、(vii) 弁護士の報酬（ファンドに関する契約書の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価）および監査人の報酬（ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価）、(viii) 受益証券が上場する場合の証券取引所への上場費用およびかかる証券取引所での上場維持費用、(ix) 日本の適用法上求められる書類および各地の証券業協会の諸規則上、管理会社が作成すべき書類の作成費用、(x) 以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、一切の広告宣伝費および受益証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用を除くものとします。

2018年7月31日に終了した会計年度にトラストは270,429米ドルのその他の費用を支払いました。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、日本の税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

- ① 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- ② ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- ③ 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

	2016年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5 %	5 %
合計	20.315%	20%

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- ④ 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。)
- ⑤ 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

	2016年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5 %	5 %
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- ⑥ 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、⑤と同様の取扱いとなります。
- ⑦ 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2018年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	70,852,340	26.14
	ドイツ	62,829,631	23.18
	オランダ	37,966,415	14.01
	イギリス	29,856,855	11.02
	フィンランド	5,998,486	2.21
	ルクセンブルグ	4,977,051	1.84
	小計	212,480,778	78.39
現金その他の資産（負債控除後）		58,561,235	21.61
総計 (純資産総額)		271,042,013 (約30,755百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2018年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (豪ドル)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	13,960,932	35.65
	フランス	7,985,463	20.39
	イギリス	3,981,824	10.17
	小計	25,928,219	66.21
現金その他の資産（負債控除後）		13,230,303	33.79
総計 (純資産総額)		39,158,522 (約3,253百万円)	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2018年11月末日現在)

順位	銘柄	種類	利率 (%)	満期日	数量／額面	取得原価 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	NEDERLAND WATERSCHAP CP 17/12/18	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2018年12月17日	9,000,000.00	8,959,486.20	8,990,269.00	3.32
2	AGENCE CENT ORGANISMES CP 28/01/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年1月28日	9,000,000.00	8,960,263.72	8,962,186.44	3.31
3	AGENCE CENT ORGANISMES CP 10/12/18	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2018年12月10日	8,000,000.00	7,984,372.14	7,994,958.75	2.95
4	NEDERLAND WATERSCHAP CP 11/12/18	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2018年12月11日	8,000,000.00	7,968,943.26	7,994,399.60	2.95
5	NEDERLAND WATERSCHAP CP 12/12/18	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2018年12月12日	8,000,000.00	7,970,465.00	7,993,889.31	2.95
6	LANDWIRT RENTENBK CP 15/01/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年1月15日	8,000,000.00	7,966,522.90	7,975,162.15	2.94
7	FMS WERTMANAGEMENT CP 16/01/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年1月16日	8,000,000.00	7,965,447.66	7,974,625.63	2.94
8	EBRD CP 29/01/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年1月29日	8,000,000.00	7,967,598.43	7,968,129.60	2.94
9	EBRD CP 13/02/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年2月13日	8,000,000.00	7,948,204.20	7,957,775.16	2.94
10	AGENCE CENT ORGANISMES CP 28/01/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年1月28日	7,000,000.00	6,968,476.36	6,970,477.86	2.57
11	FMS WERTMANAGEMENT CP 28/02/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年2月28日	7,000,000.00	6,954,590.39	6,955,577.56	2.57
12	LANDWIRT RENTENBK CP 30/11/18	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2018年11月30日	6,000,000.00	5,988,820.87	6,000,000.00	2.21
13	MUNICIPALITY FINANCE CP 04/12/18	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2018年12月4日	6,000,000.00	5,976,909.21	5,998,485.85	2.21
14	NEDERLAND WATERSCHAP CP 05/12/18	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2018年12月5日	6,000,000.00	5,976,429.63	5,998,099.16	2.21
15	AGENCE CENT ORGANISMES CP 14/12/18	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2018年12月14日	6,000,000.00	5,988,601.69	5,994,680.79	2.21
16	LANDWIRT RENTENBK CP 15/01/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年1月15日	6,000,000.00	5,962,551.86	5,981,867.22	2.21
17	EBRD CP 05/02/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年2月5日	6,000,000.00	5,961,910.02	5,972,260.56	2.20
18	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 03/12/18	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2018年12月3日	5,000,000.00	4,980,389.72	4,999,066.18	1.84
19	AGENCE CENT ORGANISMES CP 17/12/18	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2018年12月17日	5,000,000.00	4,990,129.66	4,994,587.23	1.84
20	AGENCE CENT ORGANISMES CP 19/12/18	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2018年12月19日	5,000,000.00	4,990,414.25	4,993,929.03	1.84
21	KFW CP 04/01/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年1月4日	5,000,000.00	4,969,055.21	4,988,478.00	1.84
22	AGENCE CENT ORGANISMES CP 08/01/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年1月8日	5,000,000.00	4,968,467.48	4,987,055.07	1.84
23	AGENCE CENT ORGANISMES CP 09/01/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年1月9日	5,000,000.00	4,969,381.43	4,986,687.58	1.84
24	KFW CP 11/01/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年1月11日	5,000,000.00	4,968,861.80	4,986,087.19	1.84
25	FMS WERTMANAGEMENT CP 22/01/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年1月22日	5,000,000.00	4,978,536.97	4,982,225.93	1.84
26	EIB CP 04/02/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年2月4日	5,000,000.00	4,967,315.07	4,977,051.01	1.84
27	EBRD CP 14/02/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年2月14日	5,000,000.00	4,967,627.63	4,973,257.61	1.83
28	AGENCE CENT ORGANISMES CP 30/11/18	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2018年11月30日	4,000,000.00	3,992,220.38	4,000,000.00	1.48
29	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 12/12/18	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2018年12月12日	4,000,000.00	3,984,471.63	3,996,945.24	1.47
30	AGENCE CENT ORGANISMES CP 20/12/18	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2018年12月20日	4,000,000.00	3,992,381.21	3,994,920.81	1.47

豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2018年11月末日現在)

順位	銘柄	種類	利率 (%)	満期日	数量／額面	取得原価 (豪ドル)	時価 (豪ドル)	投資 比率 (%)
1	AGENCE CENT ORGANISMES CP 10/12/18	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2018年12月10日	2,000,000.00	1,989,379.37	1,998,832.90	5.10
2	LANDWIRT RENTENBK CP 18/01/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年1月18日	2,000,000.00	1,989,677.99	1,994,502.41	5.09
3	LANDWIRT RENTENBK CP 17/01/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年1月17日	2,000,000.00	1,989,450.39	1,994,495.86	5.09
4	FMS WERTMANAGEMENT CP 24/01/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年1月24日	2,000,000.00	1,989,349.25	1,993,632.70	5.09
5	EBRD CP 14/02/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年2月14日	2,000,000.00	1,989,551.54	1,991,368.66	5.09
6	AGENCE CENT ORGANISMES CP 30/11/18	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2018年11月30日	1,000,000.00	994,757.21	1,000,000.00	2.55
7	KFW CP 04/12/18	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2018年12月4日	1,000,000.00	994,719.70	999,767.90	2.55
8	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 07/12/18	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2018年12月7日	1,000,000.00	994,807.24	999,600.56	2.55
9	AGENCE CENT ORGANISMES CP 18/12/18	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2018年12月18日	1,000,000.00	994,792.24	998,969.89	2.55
10	FMS WERTMANAGEMENT CP 08/01/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年1月8日	1,000,000.00	994,563.06	997,791.24	2.55
11	KFW CP 11/01/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年1月11日	1,000,000.00	994,876.94	997,661.21	2.55
12	LANDWIRT RENTENBK CP 15/01/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年1月15日	1,000,000.00	994,723.82	997,445.22	2.55
13	FMS WERTMANAGEMENT CP 29/01/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年1月29日	1,000,000.00	994,749.93	996,684.17	2.55
14	AGENCE CENT ORGANISMES CP 29/01/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年1月29日	1,000,000.00	994,828.88	996,627.53	2.55
15	FMS WERTMANAGEMENT CP 30/01/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年1月30日	1,000,000.00	994,834.32	996,611.76	2.55
16	FMS WERTMANAGEMENT CP 30/01/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年1月30日	1,000,000.00	994,839.00	996,578.03	2.54
17	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 31/01/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年1月31日	1,000,000.00	994,851.64	996,530.45	2.54
18	FMS WERTMANAGEMENT CP 13/02/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年2月13日	1,000,000.00	994,801.06	995,761.73	2.54
19	EBRD CP 21/02/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年2月21日	1,000,000.00	994,851.64	995,355.28	2.54
20	EBRD CP 26/02/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年2月26日	1,000,000.00	994,876.94	995,099.68	2.54
21	AGENCE CENT ORGANISMES CP 28/02/19	ユーロ・コマー シャル・ペーパー	—	2019年2月28日	1,000,000.00	994,844.77	994,901.42	2.54

(注) 以上の他、投資有価証券はありません。

②【投資不動産物件】

該当ありません。(2018年11月末日現在。)

③【その他投資資産の主要なもの】

該当ありません。(2018年11月末日現在。)

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

各会計年度末および2017年12月１日から2018年11月末日までの各月末の純資産の推移は次のとおりです。

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

	純資産総額		１口当りの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第11会計年度末 (2009年７月末日)	192,100	21,798	0.01	1.13
第12会計年度末 (2010年７月末日)	215,751	24,481	0.01	1.13
第13会計年度末 (2011年７月末日)	274,512	31,149	0.01	1.13
第14会計年度末 (2012年７月末日)	300,055	34,047	0.01	1.13
第15会計年度末 (2013年７月末日)	324,232	36,791	0.01	1.13
第16会計年度末 (2014年７月末日)	361,861	41,060	0.01	1.13
第17会計年度末 (2015年７月末日)	397,426	45,096	0.01	1.13
第18会計年度末 (2016年７月末日)	306,202	34,745	0.01	1.13
第19会計年度末 (2017年７月末日)	281,975	31,996	0.01	1.13
第20会計年度末 (2018年７月末日)	282,002	31,999	0.01	1.13
2017年12月末日	274,729	31,173	0.01	1.13
2018年１月末日	281,581	31,951	0.01	1.13
２月末日	289,681	32,870	0.01	1.13
３月末日	294,765	33,447	0.01	1.13
４月末日	298,011	33,815	0.01	1.13
５月末日	293,748	33,332	0.01	1.13
６月末日	289,062	32,800	0.01	1.13
７月末日	282,002	31,999	0.01	1.13
８月末日	282,689	32,077	0.01	1.13
９月末日	279,630	31,730	0.01	1.13
10月末日	275,536	31,265	0.01	1.13
11月末日	271,042	30,755	0.01	1.13

豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千豪ドル	百万円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2013年7月末日)	26,591	2,209	0.01	0.83
第2会計年度末 (2014年7月末日)	34,780	2,890	0.01	0.83
第3会計年度末 (2015年7月末日)	39,272	3,263	0.01	0.83
第4会計年度末 (2016年7月末日)	29,110	2,418	0.01	0.83
第5会計年度末 (2017年7月末日)	32,454	2,696	0.01	0.83
第6会計年度末 (2018年7月末日)	36,869	3,063	0.01	0.83
2017年12月末日	33,070	2,747	0.01	0.83
2018年1月末日	32,014	2,660	0.01	0.83
2月末日	32,472	2,698	0.01	0.83
3月末日	36,560	3,037	0.01	0.83
4月末日	35,761	2,971	0.01	0.83
5月末日	35,530	2,952	0.01	0.83
6月末日	35,729	2,968	0.01	0.83
7月末日	36,869	3,063	0.01	0.83
8月末日	36,241	3,011	0.01	0.83
9月末日	36,210	3,008	0.01	0.83
10月末日	39,747	3,302	0.01	0.83
11月末日	39,159	3,253	0.01	0.83

②【分配の推移】

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

	1 万口当りの分配金	
	米ドル	円
第11会計年度	0.74516	84.55
第12会計年度	0.13256	15.04
第13会計年度	0.16603	18.84
第14会計年度	0.20960	23.78
第15会計年度	0.13443	15.25
第16会計年度	0.18133	20.58
第17会計年度	0.21184	24.04
第18会計年度	0.28803	32.68
第19会計年度	0.48934	55.53
第20会計年度	0.93791	106.42
2017年12月	0.06295	7.14
2018年 1 月	0.07336	8.32
2 月	0.06612	7.50
3 月	0.08382	9.51
4 月	0.09689	10.99
5 月	0.11298	12.82
6 月	0.11494	13.04
7 月	0.12109	13.74
8 月	0.11680	13.25
9 月	0.11358	12.89
10月	0.12682	14.39
11月	0.12990	14.74

豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

	1 万口当りの分配金	
	豪ドル	円
第 1 会計年度	0.56763	47.16
第 2 会計年度	1.89162	157.16
第 3 会計年度	1.85351	153.99
第 4 会計年度	1.47492	122.54
第 5 会計年度	1.11950	93.01
第 6 会計年度	1.07892	89.64
2017年12月	0.08165	6.78
2018年 1 月	0.09022	7.50
2 月	0.07565	6.29
3 月	0.08164	6.78
4 月	0.09304	7.73
5 月	0.10262	8.53
6 月	0.10772	8.95
7 月	0.10992	9.13
8 月	0.09671	8.03
9 月	0.10145	8.43
10月	0.09943	8.26
11月	0.09413	7.82

③【収益率の推移】

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

	収益率（注）
第11会計年度	0.75%
第12会計年度	0.13%
第13会計年度	0.17%
第14会計年度	0.21%
第15会計年度	0.13%
第16会計年度	0.18%
第17会計年度	0.21%
第18会計年度	0.29%
第19会計年度	0.49%
第20会計年度	0.94%

豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

	収益率（注）
第1会計年度	0.57%
第2会計年度	1.89%
第3会計年度	1.85%
第4会計年度	1.47%
第5会計年度	1.12%
第6会計年度	1.08%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝会計年度末の1口当り純資産価格＋当該会計年度の分配金の合計額

b＝当該会計年度の直前の会計年度末（第1会計年度の場合は、当初募集時）の1口当り純資産価格

<参考情報>

純資産総額および7日間平均年換算利回りの推移（2018年11月末日現在）

U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンド



※7日間平均年換算利回りは課税前です。

豪ドル・マネー・マーケット・ファンド



ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

（４）【販売及び買戻しの実績】

各会計年度における販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第11会計年度	19,281,074,325 (19,281,074,325)	18,276,559,747 (18,276,559,747)	19,209,973,349 (19,209,973,349)
第12会計年度	16,896,819,770 (16,896,819,770)	14,531,709,251 (14,531,709,251)	21,575,083,868 (21,575,083,868)
第13会計年度	19,050,581,427 (19,050,581,427)	13,174,423,166 (13,174,423,166)	27,451,242,129 (27,451,242,129)
第14会計年度	21,109,435,964 (21,109,435,964)	18,555,151,067 (18,555,151,067)	30,005,527,026 (30,005,527,026)
第15会計年度	22,151,898,939 (22,151,898,939)	19,734,189,333 (19,734,189,333)	32,423,236,632 (32,423,236,632)
第16会計年度	29,553,434,673 (29,553,434,673)	25,790,565,496 (25,790,565,496)	36,186,105,809 (36,186,105,809)
第17会計年度	39,432,592,580 (39,432,592,580)	35,876,101,246 (35,876,101,246)	39,742,597,143 (39,742,597,143)
第18会計年度	33,720,893,139 (33,720,893,139)	42,843,243,252 (42,843,243,252)	30,620,247,030 (30,620,247,030)
第19会計年度	19,245,521,445 (19,245,521,445)	21,668,283,107 (21,668,283,107)	28,197,485,368 (28,197,485,368)
第20会計年度	24,699,455,879 (24,699,455,879)	24,696,786,789 (24,696,786,789)	28,200,154,458 (28,200,154,458)

豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	2,877,881,412 (2,877,881,412)	218,803,768 (218,803,768)	2,659,077,644 (2,659,077,644)
第 2 会計年度	2,863,283,116 (2,863,283,116)	2,044,403,902 (2,044,403,902)	3,477,956,858 (3,477,956,858)
第 3 会計年度	2,069,778,923 (2,069,778,923)	1,620,517,198 (1,620,517,198)	3,927,218,583 (3,927,218,583)
第 4 会計年度	4,171,866,191 (4,171,866,191)	5,188,040,969 (5,188,040,969)	2,911,043,805 (2,911,043,805)
第 5 会計年度	2,926,808,816 (2,926,808,816)	2,592,477,614 (2,592,477,614)	3,245,375,007 (3,245,375,007)
第 6 会計年度	2,119,634,666 (2,119,634,666)	1,678,151,150 (1,678,151,150)	3,686,858,523 (3,686,858,523)

（注１）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

（注２）第 1 会計年度の口数には当初募集の数が含まれます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

海外における販売

ファンド証券の販売は、通常、コンスタントNAVに相当する価格で行われます。

コンスタントNAVは、「5 資産管理等の概要、（1）資産の評価、① 資産の評価」の項に従い計算されます。

ファンド証券は、管理会社により取引日に発行されます。ただし、管理会社は、以下に記載されるとおり、発行を一時的に停止する裁量権を有します。

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては、取引日において、買付申込書はルクセンブルグ時間午前9時（または管理会社が随時決定するその他の時間）までに、管理会社により受領されなければなりません。午前9時（または管理会社が随時決定するその他の時間）以降に受領されたものは翌取引日に受領されたものと見做されます。

豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては、取引日において、買付申込書は日本時間午後3時半、ルクセンブルグ冬時間午前7時半、夏時間午前8時半（または管理会社が随時決定するその他の時間）までに、管理会社により受領されなければなりません。日本時間午後3時半、ルクセンブルグ冬時間午前7時半、夏時間午前8時半（または管理会社が随時決定するその他の時間）以降に受領されたものは翌取引日に受領されたものと見做されます。

端数の受益証券は発行されません。

ファンド証券の券面または確認書は、当該代金の支払いが保管受託銀行に行われると、管理会社により交付されます。

各券面には、管理会社および保管受託銀行の署名が付されますが、当該両署名は複写によることができます。券面発行の請求がない場合、投資者は、券面の発行を請求しなかったものと見做され、確認書がかわりに交付されます。

1口当りの販売価格は、ファンド証券の買付注文が受領されたまたは受領されたと見做された取引日に決定される1口当り純資産価格です。分配方針に基づき、ファンドは、合理的に可能な限り、コンスタントNAVを常にU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては1米セント、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては1豪セントに維持するよう努めます。

ファンドの1口当り純資産価格が取引日においてU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては1米セント、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては1豪セントを下回る場合、ファンド証券は発行されません。

販売手数料は徴収されません。

受益証券の買付申込は、取引日に、登録・名義書換事務代行会社であるノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の事務所で受け付けられます。

買付代金の支払いは、ファンド証券の買付注文が受領された、または受領されたと見做された取引日の翌取引日に、保管受託銀行にファンド証券の基準通貨で送金されます。

受益証券の券面または確認書は、買付代金支払日からルクセンブルグにおける7銀行営業日以内に、保管受託銀行の事務所で、買付者または同人の銀行に入手可能となります。

日本における販売

日本においては有価証券届出書第一部証券情報(7)申込期間に記載される申込期間中のU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについてはアメリカMMF取引日、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについてはオーストラリアMMF取引日に、同第一部証券情報に従ってファンド証券の募集が行われます。

日本における販売会社または販売取扱会社は、外国証券取引口座約款を投資者に交付し、当該投資者から外国証券取引口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨の申込書の提出を受けます。投資家はまた日本における販売会社または販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結します。販売の単位は、1,000口以上1口単位です。ただし、日本における販売会社または販売取扱会社は独自に、より大きな取扱い単位を決定する場合があります。また、日本における販売会社または販売取扱会社において取り扱う有価証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金などのうち基準通貨（または日本における販売会社または販売取扱会社が応じるその他の通貨）で支払われるものによりファンド証券を取得する場合等および確定拠出年金法にもとづいて個人または事業主が拠出した資金をもってファンド証券の取得申込をする場合には、日本における販売会社または販売取扱会社が応じるものに限り、1口以上1口単位とします。

ファンド証券1口当りの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した取引日の1口当りの純資産価格です。申込みが行われた取引日の翌取引日に受渡しを行います。

ファンドの1口当り純資産価格が取引日においてU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては1米セント、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては1豪セントを下回る場合、ファンド証券は発行（販売）されません。

日本における販売会社または販売取扱会社は、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託し累積投資契約を締結した投資者に対し、代金の受領と引換えに取引報告書（金融商品取引法に基づき、取引残高報告書

等をもって取引報告書に代えることがあります。）を交付します。申込締切時間は販売会社または販売取扱会社にお問い合わせください。申込締切時間までに所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み受付分とします。締切時間を過ぎた申込みは受け付けません。代金の支払い、円貨の場合、基準通貨との換算レートは約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社または販売取扱会社が決定します。また、日本における販売会社または販売取扱会社が応じる場合、日本における販売会社または販売取扱会社の基準通貨の預金口座への振込みにより基準通貨で支払うこともできます。

申込手数料はありません。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売会社または販売取扱会社は、トラストの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券の取引に関する規則の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

さらに、管理会社または日本の販売会社は、ファンド証券の買付けまたは転換（スイッチング）の注文がマーケット・タイミング（不公正な裁定取引）であるとの疑義が生じた場合は、当該注文を受けない場合があります。

2【買戻し手続等】

海外における買戻し

受益者は、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについてはアメリカMMF取引日に、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについてはオーストラリアMMF取引日にファンド証券の買戻しを請求することができます。U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの買戻し請求は、当該取引日のルクセンブルグ時間午前9時（または管理会社が随時決定するその他の時間）までに管理会社により受領されなければなりません。午前9時（または管理会社が随時決定するその他の時間）以降に受領された買戻し請求は、翌取引日に受領されたものと見做されます。豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの買戻し請求は、当該取引日の日本時間午後3時半、ルクセンブルグ冬時間午前7時半、夏時間午前8時半（または管理会社が随時決定するその他の時間）までに管理会社により受領されなければなりません。当該取引日の日本時間午後3時半、ルクセンブルグ冬時間午前7時半、夏時間午前8時半（または管理会社が随時決定するその他の時間）以降に受領された買戻し請求は、翌取引日に受領されたものと見做されます。

買戻しは、通常、買戻し請求が受領されたか受領されたと見做される取引日に決定される該当するファンドの1口当りコンスタントNAVに相当する価格により行われます。券面が発行されている場合、買戻し請求にはその券面を添付しなければなりません。買戻し手数料はありません。

買戻し請求の場合、買戻されるファンド証券について宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は、買戻代金とともに支払われます。受益者が保有するファンド証券の一部の買戻しの場合、トラストのために行う管理会社と締結された契約に基づきノミニ・サービスを提供しているノミニ受益者またはその他の受益者は、買戻される受益証券を特定して指示しなければなりません。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを受益者の買戻し請求後遅滞なく行うことができるようにするため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを確保するものとします。

管理会社は、ファンド証券1口当りの純資産価格をU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては1米セント、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては1豪セントに維持するよう最善の努力を行いますが、買戻し価格は、買戻日に適用される純資産価格によって、買付時の価格より高くなることも低くなることもあります。

買戻代金および分配金の支払いは、券面が発行された場合は、これが受領され、買戻し請求が受領されたか、受領されたと見做される取引日の翌取引日（「受渡日」といいます。）に行われます。

前記「2 投資方針、（1）投資方針、（5）投資制限、流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則」または後記「5 資産管理等の概要、（1）資産の評価、② 資産の評価（および販売・買戻し）の停止」に記載される一定の状況において、ファンド証券の買戻しは制限されるか、またはファンド証券の買戻しに対して流動性手数料が課される場合があります。

管理会社は、後記「4 保有制限」に記載の状況、条件において受益証券の強制的買戻しを行うことができます。

日本における買戻し

日本における受益者は、買戻しを請求することができます。申込締切時間は販売会社または販売取扱会社にお問い合わせください。申込締切時間までに所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み受付分とします。締切時間を過ぎた申込みは受け付けません。買戻し請求は、手数料なしで、取引日に日本における販売会社または販売取扱会社を通じ、管理会社に対し行うことができます。

ファンド証券1口当りの買戻し価格は、原則として、管理会社が買戻し請求を受領した日に計算される1口当り純資産価格で通常U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドについては1米セント、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドについては1豪セントです。買戻代金（および発生済・未払いの分配金）は、外国証券取引口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、買戻し請求が行われた取引日の翌取引日に支

払われます。買戻金（および発生済・未払いの分配金）が円貨で支払われる場合、基準通貨との換算レートは約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売会社または販売取扱会社が決定します。また、日本における販売会社が応じる場合は当該受益者の基準通貨預金口座への振込により基準通貨で受け取ることもできます。ファンド証券の買戻しは1口単位とします。

クローズド期間、大口解約の制限等はありませんが、流動性基準を満たせなくなった場合、買戻しの停止などの措置をとることがあります。詳しくは、「第1 ファンドの状況、2 投資方針、(5) 投資制限、流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則」をご参照ください。

3【ファンド証券の転換】

(1) 海外における転換

一つのサブ・ファンドの受益証券から他のサブ・ファンドの受益証券に転換を希望する受益者は、二つのサブ・ファンドの取引日に、転換のための取消不能の転換請求書に（発行されている場合は）受益証券を添えて、管理会社に対して受益証券の転換を請求することができます。転換により発行される口数は、二つのサブ・ファンドの取引日に適用される各サブ・ファンドの受益証券の1口当り純資産価格に基づき以下のとおり計算されます。

$$N_1 = \frac{NAV_2 \times N_2}{NAV_1}$$

N_1 ： 転換後の口数。端数受益証券は発行されません。転換に伴い生じる端数に起因する残余金額は、受益証券が転換される先のサブ・ファンドに帰属します。

N_2 ： 転換前の口数。これには、転換請求された受益証券の発生済み未払いの分配金が、日本その他の国の適用される未払税金額を控除した後に、再投資されて発行された受益証券口数を含みます。

NAV_1 ： 転換により発行される受益証券の取引日現在の純資産価格。

NAV_2 ： 転換により発行される受益証券の基準通貨に適用される取引日の為替レートにより換算された転換される受益証券の取引日現在の純資産価格。

転換手数料は課されません。

(2) 日本における転換

トラストを構成する他のサブ・ファンド（NZドル・マネー・マーケット・ファンドを含みます。）を取り扱う日本の販売会社または販売取扱会社において、日本の販売会社または販売取扱会社が応じる場合は、サブ・ファンド間での転換（スイッチング）が可能です。

乗り換えを行う場合、投資者に対し、乗り換えを行う二つのサブ・ファンドの交付目論見書が交付されている必要があります。

転換（スイッチング）の手続は、申込を行う日が、転換を行う2つのサブ・ファンドの取引日で、かつ受渡日となる翌取引日も双方のサブ・ファンドの取引日である場合に可能です。なお、一方のサブ・ファンドの円貨による売却代金相当額をもって、他方のサブ・ファンドの円貨による買付代金相当額とします。この場合の円貨と円貨以外の通貨との換算は、約定日における東京外国為替市場の相場に準拠したものであって、日本における販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとします。詳しくは販売会社または販売取扱会社にお問い合わせください。

4【保有制限】

管理会社は、ファンド証券の発行に関し、トラストおよびその販売会社がファンド証券が募集される国の法令を遵守することを意図しています。管理会社は、いつでもその裁量により、特定の国および地域に居住する個人または設立された法人に対するファンド証券の発行を一時的に中断、完全に中止、もしくは制限することができます。

管理会社は、トラストの全受益者およびトラストの保護のために必要な場合には、特定の個人または法人による、ファンド証券の取得を禁止することができます。

さらに、管理会社は、

- a. ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、また、
- b. ファンド証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有するファンド証券をいつでも買戻すことができます。

詳細は以下のとおりです。

- (a) 管理会社は、EU内において公衆に対してトラスト証券の販売を行いません。
- (b) トラスト証券は、アメリカ合衆国1933年証券法（改正済）（「1933年法」）に基づく登録は行われていません。以下に記載する場合を除き、アメリカ合衆国またはその領土、属領、管轄地域（プエルトリコを含みます。）（「米国」）内において、または米国の市民、居住者（米国またはその政治的機構内においてまたはその法律に基づき組織・設立された会社、パートナーシップまたは法人を含みます。）または財団または信託（米国外を源泉とする収益（米国におけ

る取引や営業行為と有効に結合していないもの）がアメリカ合衆国連邦所得税の計算のために総所得に含まれない財団または信託を除きます。）（「米国人」）に対して、直接・間接を問わず、募集、販売、移転または交付を行いません。

トラストは、1940年アメリカ合衆国投資会社法（「投資会社法」）に基づく登録はなされていません。管理会社は、それを知りながら、100名超の米国人または米国在住者が受益者となることを認めません。上記の禁止に反しない限り、限定的な数の米国におけるまたは米国人である専門的機関投資家に対しトラスト証券を私募により随時販売することができます。この場合は、1933年法に基づくトラスト証券の登録が要求されるような販売、トラストを投資会社法に服させるような販売、トラストを米国の税金に服させるような販売が行われないようにするため、一定の状況の下で、禁止条項を付して（受益者によるトラスト証券の交付前の一定の表明や合意を含んだ書簡の提示を含みます。）行われます。

上記に定義される米国人によるトラスト証券の実質的保有を制限、防止するために（上記の私募によりトラスト証券を購入する米国人を除きます。）、管理会社またはその代理人は以下のことを行うことができます。

- (a) トラスト証券の登録または移転により当該トラスト証券が米国人のために保有される可能性があるかと判断される場合、トラスト証券の発行、登録、移転を拒否することができます。
- (b) いつでもトラスト証券の受益者登録簿に記入されている人またはトラスト証券の移転の登録を求める人に対して、宣誓供述書を添付して、当該トラスト証券の保有者の実質的所有が米国人であるか、またはかかる登録が米国人による当該トラストの保有となるか否かを判定する目的で自らが必要と思料する情報の提供を求めることができます。
- (c) 管理会社が米国人が単独または他の者と共同でトラスト証券の実質的保有者であると判断する場合、一定の手続により、当該受益者が保有するすべてのトラスト証券を強制的に買戻し、または買戻しを行わさせることができます。

マネー・ロンダリングおよびテロリスト資金調達の防止

マネー・ロンダリングおよびテロリスト資金調達の防止に関してルクセンブルグの法律、規制および告示（2004年11月12日マネー・ロンダリングおよびテロリスト資金調達防止法（改正済）を含みますが、これに限られません。）に基づき、金融セクターのあらゆる専門家に対して、投資信託をマネー・ロンダリングおよびテロリスト資金調達を目的として使用することを防止する義務が課されています。かかる規定の制定により、ルクセンブルグ籍の投資信託の登録事務代行会社は、ルクセンブルグの法律、規制および告示に従い、購入者の身元確認を含む適切な顧客デュー・ディリジェンス手続を行わなければなりません。登録事務代行会社は、購入者に対し、かかる身元確認を実施するために必要とみなす文書の提出を要求することができます。

申請者が、要求された文書の提出を遅延した場合またはかかる文書を提出しなかった場合、購入（または、適宜、買戻し）の申請は受諾されません。管理会社および管理事務代行会社は、いずれも、申請者が文書を提出しなかったことまたは不完全な文書しか提出しなかったことにより、取引の処理が遅延した場合またはかかる取引が処理されなかった場合、一切の責任を負いません。

受益者は、関連する法令に基づく現在の顧客デュー・ディリジェンス要件に基づき、随時、追加または最新の身元確認書類の提出を要求されることがあります。

5 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 資産の評価

ファンド証券の1口当り純資産価格は、ファンドの基準通貨で表示され、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定されます。1口当り純資産価格は、コンスタントNAVとします。

「アメリカMMF取引日」は、(i)ルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークの銀行営業日、かつ(ii)日本の販売会社の営業日である日（ただし12月24日を除きます）をいい、「オーストラリアMMF取引日」は、(i)ルクセンブルグ、ロンドン、シドニー、メルボルンおよびニューヨークの銀行営業日、かつ(ii)日本における販売会社の営業日である日（ただし12月24日を除きます。）をいいます。

各ファンドのポートフォリオは償却原価法により評価されます。この評価方法は、商品を取得原価で評価し、以後商品の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としています。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、償却原価法によって決定される評価額がトラストが商品を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合があります。MMF規則に従って、各ファンドは、時価評価または、MMF規則の許容する範囲において、モデル評価を使用した1口当り純資産価格の計算も行います。

1口当り純資産価格はMMF規則の純資産価格の計算に関する規定に従って、管理会社もしくは管理会社の指図の下に決定され、管理会社の事務所において入手可能です。

公債CNAV MMFの1口当りコンスタントNAVは、四捨五入して小数点第二位までとされるか、またはコンスタントNAVが通貨単位で公表される場合は同等額で処理されます。

ファンドは、合理的に可能な範囲で、発行と買戻しのために計算される1口当り純資産価格をそれぞれ1米セント、1豪セントで一定に保つ手続を設けています。ファンドの組入証券は、時価評価または、MMF規則の許容する範囲において、モデル評価を使用して計算される1口当り純資産価格とコンスタントNAVとの間の乖離（以下「本差額」といいます。）が存在するかを判定するため、管理会社により、または管理会社の指示により監視されます。本差額は監視され、管理会社のウェブサイトにおいて日々公表されます。本差額が重大な希薄化またはその他の不正な結果を受益者にもたらす可能性があるとして判定された場合、管理会社は、必要かつ適切であると判断する是正措置を行います。これには、(i) 売買益もしくは売買損を実現化させるため満期前の組入証券の売却または組入証券の平均満期を短くすること、分配の停止、または(ii) 時価評価または、MMF規則の許容する範囲において、モデル評価を使用して計算される1口当り純資産価格に基づく発行および買戻し価格の決定が含まれます。

管理会社による上記の決定は、管理会社の役員またはこれにより指定された者による公正な価格計算のための一般的なガイドラインを定めた管理会社が随時採択する方針に従って行われます。

トラスト中の各サブ・ファンドに帰属する資産および債務を決定するため、各サブ・ファンドの資産プールは以下の方法で設定されます。

- (a) 各サブ・ファンドの受益証券発行からの手取金は、トラストの帳簿上、当該ファンドのための資産プールに計上され、各サブ・ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、本条項に従い当該プールに計上されます。
- (b) 一定の資産から他の資産が生じた場合、当該派生資産は、トラストの帳簿上、派生前の資産プールと同一のプールに計上され、価額の増加、減少は、資産の再評価時に、当該プールに計上されます。
- (c) 特定のプールの資産に関連して、トラストに債務が生じた場合、当該債務は、当該プールに帰属させます。
- (d) トラストの資産や債務が特定のプールに帰属するものと判断されない場合、かかる資産や債務は、関連する各サブ・ファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのプールに帰属させます。
- (e) 各サブ・ファンドについて宣言される分配金の受領権者の決定のための基準日に、当該ファンドの受益証券の純資産価格は、当該金額分だけ減少させるものとします。

取引日において、通信手段の一時的な故障やトラストの投資対象の市場価格が一時的に入手できないという理由により、1口当り純資産価格の決定ができない場合、管理会社は、発行価格および買戻し価格の決定のために、直前の取引日に決定された純資産価格および1口当り分配金を使用することを決定することができます。

1口当り純資産価格は日次で計算されます。

1口当りコンスタントNAVは、以下に記載される方法で評価される全資産の合計額から全負債の合計額を差し引き、各ファンドの発行済口数で割ることにより、計算されます。

- (a) 短期金融商品（ならびに証券化商品およびABC P）は償却原価法で評価されます。
- (b) 投資対象短期MMFの投資証券または受益証券は、これらの投資対象短期MMFによって報告されるその入手可能な最新の純資産価格で評価されるものとします。
- (c) 手元現金、預金、手形および要求払約束手形、ならびに前述の宣言または発生済みであるが未払いの売掛金、前払費用、現金配当および利息の価額は、それらの全額とみなされるものとします。ただし、全額の支払いまたは受領が見込まれない場合は除外されるものとし、除外される場合、かかる資産の価額は、管理会社がそれらの真の価額を反映するために適切と考える割引を行った後で決定されるものとします。
- (d) 現金および他の流動資産は、額面価額に経過利息を加えて評価されます。

異常な事態により評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価の遂行のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されています。

評価代理人との評価業務に関する契約が、2013年法に適合するよう、管理会社が責任を負います。

② 資産の評価（および販売・買戻し）の停止

管理会社は、「第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、（5）投資制限、流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則」に規定される状況に加え、以下の場合において、当該ファンドの純資産価格の決定および／または当該ファンドの販売および買戻しを一時的に停止することができます。

- (a) ファンド資産の相当部分の評価の基礎を提供する一つもしくは複数の証券取引所もしくは市場、または、ファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止された場合。
- (b) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンド資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。
- (c) ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用している通信機能またはコンピューター設備が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が規定されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。

- (d) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。
- (e) コンスタントNAVの計算に関して、当該ファンドがコンスタントNAVを維持できない状況が発生している期間。ただし、管理会社が停止を解除するためあらゆる合理的な措置を講じることを条件とします。

(2) 【保管】

ファンド証券または確認書は、受益者の責任において保管されます。ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託した日本の投資家に販売されるファンド証券については、記名式の券面は発行されず、保管受託銀行は、各販売会社を名義人とする確認書を各販売会社に交付します。ただし、受益者が記名式券面の発行を特に請求する場合は、券面の交付を受け、自己の責任においてこれを保管します。

(3) 【信託期間】

トラストおよびファンドの存続期間は、無期限です。

(4) 【計算期間】

トラストおよびファンドの決算日は、毎年7月31日です。

(5) 【その他】

(i) トラストおよびファンドの償還

トラストは存続期間が無期限で設定されています。トラストは、管理会社と保管受託銀行との合意により、いつでも、償還することができます。トラストはルクセンブルグ法により要求される場合は、償還することができます。償還通知は、RESAおよび適切な発行部数をもつ少なくとも2つの新聞に公告されるものとします。ただし、そのうち少なくとも1紙はルクセンブルグの新聞でなければなりません。

ファンドの償還原因たる事由の発生時には、受益証券の発行は即時禁じられ、発行された場合には無効となります。

受益権者の平等な処理が確保できる場合には、受益証券の買戻しの継続も可能です。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、(i)いつでもサブ・ファンドを償還することができ、当該サブ・ファンドの受益者は、当該サブ・ファンドの資産の売却純手取金の分配を受け、または(ii)いつでもサブ・ファンドを償還することができ、他のサブ・ファンドに、償還されるサブ・ファンドの資産（監査報告により評価されます。）を譲与し、他のサブ・ファンドの受益証券を、償還されるサブ・ファンド受益者に分配することができ、または(iii)ファンドの発行済受益証券口数が20億口を下回った場合には、ファンドを償還できます。上記(ii)の償還および分配は、当該サブ・ファンドのサイズ、サブ・ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができます。

上記(i)および(iii)の償還の場合、その効力発生日は郵便、電子メール、ファックスまたはその他の合理的な方法で受益者に通知されます。

上記(ii)のサブ・ファンドの償還または分配の場合、当該サブ・ファンドの受益者には償還の1か月前に郵便、電子メール、ファックスまたはその他の合理的な方法により通知するものとします。

償還の効力発生日まで、受益者はサブ・ファンドの償還により生じる費用をカバーする引当金額を反映した純資産価格で、当該受益証券の買戻しまたは転換を継続することができます。

なお受益者への償還金のお支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続等の進捗によってはさらに時間を要する場合があります。

(ii) 約款の変更

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができます。変更は、約款を変更する関係書類に規定のない場合は、ルクセンブルグ商業および法人登記所への、変更の預託に関する通知がRESAに公告された5日後に効力を生じます。

(iii) 追加ファンドの設立

管理会社は、保管受託銀行の同意を得て、トラストの約款および英文プロスペクトスを変更することにより新しいサブ・ファンドを随時設立することができます。

(iv) 関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約は、相手方当事者に本契約の終了日の3か月以上前に書面による通知を交付または書留郵便で送付することによって終了させることができます。ただし、一方の当事者が投資運用契約のいずれかの条項に違反した場合

には、相手方当事者は、書面による30日以上前の通知をした上で投資運用契約を終了させることができます。ただし、かかる期間内にかかる違反が是正された場合はこの限りではありません。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

保管契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の90日以上前に、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、同契約を解約することができます。ただし、一方当事者が本契約に関し違反をした場合で、当該違反の是正を要請する書面による通知の送達後30日以内に当該違反を是正しない場合には、相手方当事者は、同契約を解約することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

投資信託業務契約

各当事者は、相手方当事者に、契約終了の効力発生日の90日前までに、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、同契約を終了することができます。ただし、一方当事者が同契約に違反をした場合で、当該違反の是正を要請する書面による通知の送達後30日以内に当該違反を是正しない場合には、相手方当事者は、同契約を解約することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

代行協会員契約

同契約は、他の契約当事者に対し、同契約書記載の住所宛、3か月前の書面による終了通知がなされるまで有効とします。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限り、管理会社のための日本における後任の代行協会員が指定されることを条件とします。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

受益証券販売・買戻契約

同契約は一方の当事者が他の当事者に対し、同契約書記載の住所宛に書面による通知を3か月前になすことによりこれを解約することができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

評価代理人契約

評価代理人契約は、各当事者が60日以上前までに書面による通知を相手方当事者に行うことで、いつでも終了させることができ、評価代理人契約に基づき通知を正当に送達した日から60日後に終了するものとします。

さらに相手方当事者が、評価代理人契約の条項に関し重大な違反を犯しており、当該違反の是正を要求する通知の送達後30日以内に当該違反を是正しないなどの場合には、各当事者は評価代理人契約に基づき相手方当事者に正当に送達した書面による通知により即時に評価代理人契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

6【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者がファンドに対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていなければなりません。

従って、販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、ファンドに対し直接受益権を行使することはできません。これらの日本の受益者は販売会社または販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができます。ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（１）分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有します。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、トラストに帰属します。

（２）買戻請求権

受益者は、販売会社を通じてファンド証券の買戻しを管理会社に請求することができます。

（3）残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

（注）受益者には、約款に基づいた受益者集会を開催する権利はありません。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効します。

業務提供業者に対する受益者の権利

受益者は、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社および発行会社代理人、支払代行会社、評価代理人、トラストの監査人、もしくは管理会社により随時任命されたトラストまたは管理会社の他の業務提供業者に対する直接の契約上の権利は一切ありません。2010年法および2013年法に基づき、受益者の保管受託銀行に対する責任追及は、管理会社を通じて行われます。管理会社が受益者から責任追及を要求する書面による通知を受領したにもかかわらず、当該通知の受領から3か月間にわたり行為することを怠った場合、受益者は保管受託銀行に対し直接、責任追及を行うことができます。

（2）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はありません。

（3）【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- ① 管理会社またはトラストに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- ② 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

（4）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルおよび豪ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2018年11月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝113.47円、1豪ドル＝83.08円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【2018年７月31日終了年度】

①【貸借対照表】

結合純資産計算書
2018年７月31日現在

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー

	U. S. ドル・マネー・ マーケット・ファンド		豪ドル・マネー・ マーケット・ファンド	
	(米ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
資産				
投資有価証券（注２）	215,431,409	24,445,002	23,935,960	1,988,600
銀行預金	138,122	15,673	103,646	8,611
定期預金	67,051,001	7,608,277	12,897,999	1,071,566
預金利息	3,680	418	578	48
設立費（注２）	28,851	3,274	3,523	293
その他の資産	3,272	371	3,310	275
資産合計	282,656,335	32,073,014	36,945,016	3,069,392
負債				
未払費用（注７）	527,285	59,831	68,786	5,715
受益者への未払分配金	125,272	14,215	7,125	592
その他の負債	2,233	253	520	43
負債合計	654,790	74,299	76,431	6,350
純資産	282,001,545	31,998,715	36,868,585	3,063,042
発行済受益証券数	28,200,154,458 口		3,686,858,523 口	
１口当り純資産価格	0.01米ドル	1.13円	0.01豪ドル	0.83円

添付の注記は当財務書類の一部である。

結合純資産計算書

(続き)

	結合	
	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券（注２）	233,121,286	26,452,272
銀行預金	214,722	24,365
定期預金	76,583,270	8,689,904
預金利息	4,107	466
設立費（注２）	31,455	3,569
その他の資産	5,718	649
資産合計	309,960,558	35,171,225
負債		
未払費用（注７）	578,121	65,599
受益者への未払分配金	130,538	14,812
その他の負債	2,617	297
負債合計	711,276	80,708
純資産	309,249,282	35,090,516

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

結合運用計算書

2018年7月31日に終了した年度

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー

	U. S. ドル・マネー・ マーケット・ファンド		豪ドル・マネー・ マーケット・ファンド	
	(米ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
収益				
預金利息	758,357	86,051	179,309	14,897
債券利息（源泉税控除後）	228,942	25,978	27,087	2,250
その他の収益	4,205	477	1,486	123
収益合計	991,504	112,506	207,882	17,271
費用				
投資運用報酬（注3）	425,886	48,325	50,171	4,168
代行協会員報酬・販売会社報酬 （注5、6）	1,220,878	138,533	143,829	11,949
管理事務代行報酬（注4）	85,178	9,665	10,035	834
保管報酬（注4）	114,146	12,952	13,445	1,117
コルレス銀行報酬	27,000	3,064	7,000	582
管理報酬（注3）	28,391	3,222	3,344	278
法務報酬	10,224	1,160	1,000	83
海外登録費用	120,000	13,616	12,000	997
専門家報酬	38,309	4,347	5,400	449
印刷費・公告費	4,658	529	1,800	150
年次税（注8）	28,436	3,227	3,413	284
設立費の償却（注2）	0	0	5,073	421
その他の費用	12,764	1,448	3,607	300
費用合計	2,115,870	240,088	260,117	21,611
純投資（損失）	(1,124,366)	(127,582)	(52,235)	(4,340)
投資有価証券実現純利益（注10）	3,556,870	403,598	421,346	35,005
当期実現純利益	3,556,870	403,598	421,346	35,005
投資有価証券未実現純損益の変動 （注10）	250,306	28,402	(5,606)	(466)
当期末実現純（損）益	250,306	28,402	(5,606)	(466)
運用の結果による純資産の増加	2,682,810	304,418	363,505	30,200

添付の注記は当財務書類の一部である。

結合運用計算書

(続き)

	結合	
	(米ドル)	(千円)
収益		
預金利息	890,875	101,088
債券利息（源泉税控除後）	248,961	28,250
その他の収益	5,302	602
収益合計	1,145,138	129,939
費用		
投資運用報酬（注３）	462,965	52,533
代行協会員報酬・販売会社報酬 （注５、６）	1,327,175	150,595
管理事務代行報酬（注４）	92,594	10,507
保管報酬（注４）	124,083	14,080
コルレス銀行報酬	32,173	3,651
管理報酬（注３）	30,862	3,502
法務報酬	10,963	1,244
海外登録費用	128,869	14,623
専門家報酬	42,300	4,800
印刷費・公告費	5,988	679
年次税（注８）	30,958	3,513
設立費の償却（注２）	3,749	425
その他の費用	15,429	1,751
費用合計	2,308,108	261,901
純投資（損失）	(1,162,970)	(131,962)
投資有価証券実現純利益（注10）	3,868,266	438,932
当期実現純利益	3,868,266	438,932
投資有価証券未実現純損益の変動 （注10）	246,163	27,932
当期末実現純（損）益	246,163	27,932
運用の結果による純資産の増加	2,951,459	334,902

添付の注記は当財務書類の一部である。

結合純資産変動計算書
2018年7月31日に終了した年度

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー

	U. S. ドル・マネー・ マーケット・ファンド		豪ドル・マネー・ マーケット・ファンド	
	(米ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
期首現在純資産	281,974,854	31,995,687	32,453,750	2,696,258
純投資（損失）	(1,124,366)	(127,582)	(52,235)	(4,340)
当期実現純利益	3,556,870	403,598	421,346	35,005
当期末実現純（損）益	250,306	28,402	(5,606)	(466)
運用の結果による純資産の増加	2,682,810	304,418	363,505	30,200
受益証券の発行手取金	246,994,559	28,026,473	21,196,347	1,760,993
受益証券の買戻支払金	(246,967,868)	(28,023,444)	(16,781,512)	(1,394,208)
受益証券取引による手取純額	26,691	3,029	4,414,835	366,784
受益者に支払われた分配金（注9）	(2,682,810)	(304,418)	(363,505)	(30,200)
為替相場の変動				
期末現在純資産	282,001,545	31,998,715	36,868,585	3,063,042

添付の注記は当財務書類の一部である。

結合純資産変動計算書

(続き)

	結合	
	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産	307,816,151	34,927,899
純投資（損失）	(1,162,970)	(131,962)
当期実現純利益	3,868,266	438,932
当期末実現純（損）益	246,163	27,932
運用の結果による純資産の増加	2,951,459	334,902
受益証券の発行手取金	262,659,724	29,803,999
受益証券の買戻支払金	(259,370,248)	(29,430,742)
受益証券取引による手取純額	3,289,476	373,257
受益者に支払われた分配金（注９）	(2,951,459)	(334,902)
為替相場の変動	(1,856,345)	(210,639)
期末現在純資産	309,249,282	35,090,516

添付の注記は当財務書類の一部である。

結合発行済受益証券数変動表
 2018年7月31日に終了した年度
 （無監査）

	ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー	
	U. S. ドル・マネー・ マーケット・ファンド	豪ドル・マネー・ マーケット・ファンド
期首現在発行済受益証券数	28,197,485,368	3,245,375,007
発行受益証券数	24,699,455,879	2,119,634,666
買戻受益証券数	(24,696,786,789)	(1,678,151,150)
期末現在発行済受益証券数	28,200,154,458	3,686,858,523

統計情報
 （無監査）

	ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー	
	U. S. ドル・マネー・ マーケット・ファンド	豪ドル・マネー・ マーケット・ファンド
	(米ドル)	(豪ドル)
2018年7月31日現在純資産	282,001,545	36,868,585
2017年7月31日現在純資産	281,974,854	32,453,750
2016年7月31日現在純資産	306,202,470	29,110,438
2018年7月31日現在1口当り純資産価格	0.01	0.01
2017年7月31日現在1口当り純資産価格	0.01	0.01
2016年7月31日現在1口当り純資産価格	0.01	0.01

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト

財務書類に対する注記

2018年7月31日に終了した年度

注1－組織

トラスト

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてオープン・エンドのアンブレラ型の共有持分型投資信託（*fonds commun de placement à compartiments multiples*）としてルクセンブルグ大公国において設定されたノムラ・グローバル・セレクト・トラスト（以下「トラスト」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社（*société anonyme*）でありルクセンブルグ大公国に登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって、その共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される、証券およびその他の資産（以下「証券」という。）からなる非法人形態の共有体である。トラストの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

トラストは、異なるクラスの受益証券を発行することができ、管理会社の取締役会（「取締役会」）がクラス毎に決めた投資方針に従って個別に投資される。異なるクラス受益証券およびその投資ポートフォリオは、以下に「ファンド」として言及される。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（改正済）（「2013年法」）の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

トラストは、2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（「2010年法」）のパートIIの規定に準ずる投資信託として適格性を有し、また2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

トラストの存続期間は無期限である。トラストは、管理会社と保管受託銀行との合意によりいつでも償還することができる。

ファンド

本書の日付現在、当トラストには、無期限の存続期間で設定されたノムラ・グローバル・セレクト・トラスト－U、S、ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびノムラ・グローバル・セレクト・トラスト－豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの二つのファンド（個々を「ファンド」という。）が存在する。三つ目のファンドとして、ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト－NZドル・マネー・マーケット・ファンドが、本年度末以降に設定される予定である。

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、市場金利に沿った安定した収益を追求することである。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有するそれぞれ米ドル建ておよび豪ドル建ての短期金融商品に分散して投資することにより、この投資目的の達成を目指す。

注2－重要な会計方針

トラストは、それぞれの通貨で各ファンドの会計帳簿を記帳し、米ドルで結合財務書類を作成している。

財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に関する規則に準拠し、以下の重要な会計方針を含んで作成される。

投資有価証券

各ファンドの組入証券は、償却原価法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、その後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は評価面での確実性を提供する一方、償却原価法で決定されるので、評価期間中に証券が売却された場合ファンドが受領する価格よりも高額であったり低額であったりする場合がある。

当該ファンドの組入証券は、市場相場を用いて計算される純資産額と償却原価法で計算される純資産額との間の乖離を判定するために管理会社の取締役会によってもしくはその指図に従って定期的に検討される。既存の受益者に重大な希薄化またはその他の不公正な結果が生じる可能性のある乖離があると判定される場合には、管理会社またはその任命する代行会社は、各受益者の受益証券の比例的買戻しによる発行済受益証券数の減少（この買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われない。）、売買益もしくは損失を実現するための満期前の組入証券の売却、または組入証券の平均満期の短期化、分配の停止、または入手可能な市場相場を用いた1口当たり純資産価格の確定を含む、必要かつ適切とみなされる事後処理を採ることになる。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日（購入または売却の注文が実行される日）に会計処理される。投資取引に係る実現損益は、加重平均原価法に基づいて算出される。

受取利息は、発生利息に基づいて計上される。支払いが滞ったり支払いに問題があると投資運用会社が判断する場合には、トラストは収益を計上しない。

外貨換算

各ファンドの基準通貨以外の通貨建ての資産および負債は、財務書類の日付現在の実勢為替レートで換算されている。

各ファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

米ドル建てで結合財務書類を作成するにあたり、米ドル以外の通貨建ての各ファンドの計算書は、年度末現在の実勢為替レートで換算されている。

2018年7月31日現在、以下の為替レートが使用された。

1米ドル=1.35309豪ドル

為替相場の変動

前年度の為替を適用した期首現在の純資産額との差額は、結合純資産変動計算書に為替相場の変動として表示される。

純資産価格の計算方針

各ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定される。1口当り純資産価格は、当該ファンドのすべての投資有価証券およびその他の資産の合計から当該ファンドの負債を控除した額を発行済受益証券の口数で除することにより決定される。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、ルクセンブルグ時間の午後6時時点に管理会社および保管受託銀行の事務所において各取引日に入手可能である、日々の1口当り純資産価格および各ファンドに関して宣言される1口当りの日々の分配金額を決定するために、管理会社によって任命されている。

設立費

マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則（EU）2017/1131（以下「MMF規則」という。）に準拠したトラストの再編成についての費用が発生した。当該費用は、5年間に亘り定額法で償却される。

注3－管理報酬および投資運用報酬

管理会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.010%の報酬を、各ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.010%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。管理報酬の引下げは2008年12月29日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>管理報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.008%
0.20%未満となった場合	0.006%
0.10%未満となった場合	0.004%
再度0.10%未満となった場合	0.002%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

管理報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>管理報酬</u>
0.250%超となった場合	0.002%
再度0.250%超となった場合	0.004%
0.350%超となった場合	0.006%
0.450%超となった場合	0.008%
0.525%超となった場合	0.010%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2018年7月31日現在、年率は、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.010%であった。

各ファンドの投資運用会社は、当該四半期中のかかるファンドの日々の平均純資産額の年率0.150%の投資運用報酬を、当該ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.150%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。投資運用報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資運用報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.12%
0.20%未満となった場合	0.09%
0.10%未満となった場合	0.06%
再度0.10%未満となった場合	0.03%
再度0.10%未満となった場合	0.00%

投資運用報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資運用報酬</u>
0.250%超となった場合	0.03%
再度0.250%超となった場合	0.06%
0.350%超となった場合	0.09%
0.450%超となった場合	0.12%
0.525%超となった場合	0.15%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2018年7月31日現在、年率は、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.150%であった。

注４－保管報酬および管理事務代行報酬

保管受託銀行および管理事務代行会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.070%以下の保管報酬および管理事務代行報酬を、各ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.070%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。保管報酬および管理事務代行報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬および管理事務代行報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.052%
0.20%未満となった場合	0.039%
0.10%未満となった場合	0.026%
再度0.10%未満となった場合	0.013%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

保管報酬および管理事務代行報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬および管理事務代行報酬</u>
0.250%超となった場合	0.013%
再度0.250%超となった場合	0.026%
0.350%超となった場合	0.039%
0.450%超となった場合	0.052%
0.525%超となった場合	0.070%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2018年7月31日現在、年率は、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.070%であった。

保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管費用は、当該ファンドが負担する。

注５－代行協会員報酬

日本における代行協会員は、各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.080%以下の報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は四半期末毎に支払われる。

年率0.080%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。代行協会員報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.064%
0.20%未満となった場合	0.048%
0.10%未満となった場合	0.032%
再度0.10%未満となった場合	0.016%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

代行協会員報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.250%超となった場合	0.016%
再度0.250%超となった場合	0.032%
0.350%超となった場合	0.048%
0.450%超となった場合	0.064%
0.525%超となった場合	0.080%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2018年7月31日現在、年率は、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.080%であった。

注6－販売会社報酬

日本における各販売会社は、日本における当該販売会社によって販売された受益証券の当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.35%以下の報酬を、各ファンドの資産から四半期末毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.35%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。販売会社報酬の引下げは2008年12月10日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.45%未満となった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
0.45%未満となった場合	0.30%
0.40%未満となった場合	0.25%
0.35%未満となった場合	0.20%
0.30%未満となった場合	0.16%
0.20%未満となった場合	0.12%
0.10%未満となった場合	0.08%
再度0.10%未満となった場合	0.04%
再度0.10%未満となった場合	0.00%

販売会社報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.25%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
0.250%超となった場合	0.04%
再度0.250%超となった場合	0.08%
0.350%超となった場合	0.12%
0.450%超となった場合	0.16%
0.525%超となった場合	0.20%
再度0.525%超となった場合	0.25%
再度0.525%超となった場合	0.30%
0.575%超となった場合	0.35%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2018年7月31日現在、年率は、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.35%であった。

注７－未払費用

	ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー		
	U. S. ドル・ マネー・マーケット・ ファンド	豪ドル・マネー・ マーケット・ ファンド	結合
	(米ドル)	(豪ドル)	(米ドル)
投資運用報酬	108,531	13,447	118,469
代行協会員報酬・販売会社報酬	311,124	38,551	339,616
管理事務代行報酬	21,706	2,690	23,694
保管報酬	28,941	3,586	31,591
コルレス銀行報酬	142	0	142
管理報酬	7,235	896	7,897
法務報酬	932	5,054	4,667
海外登録費用	0	288	213
専門家報酬	30,956	2,290	32,648
印刷費・公告費	2,905	508	3,280
年次税	10,823	1,027	11,582
その他の費用	3,990	449	4,322
	527,285	68,786	578,121

注８－税金

トラストは、税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、トラストは、純資産に対して年率0.01%の資本税を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、トラストおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。トラストは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注９－分配

管理会社の取締役会は、各ファンドの投資方針に記載された、受益証券１口当り純資産価格の金額を維持するために必要な額の分配を日々行う予定である。

分配の結果、当該ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託の純資産の最低額のユーロ相当額を下回る場合には、分配を行うことができない。支払期日から５年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し当該ファンドに帰属する。

2018年７月31日に終了した年度中に、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドは、それぞれ2,682,810米ドルおよび363,505豪ドルの分配金を支払った。

注10－投資有価証券に係る実現／未実現損益の内訳

トラストの運用計算書に記載されている、2018年7月31日に終了した年度の投資有価証券に係る実現／未実現純損益の内訳は、以下のとおりである。

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー		
U. S. ドル・ マネー・マーケット・ ファンド	豪ドル・マネー・ マーケット・ファンド	結合
(米ドル)	(豪ドル)	(米ドル)
投資有価証券実現利益	3,556,870	421,346
投資有価証券実現損失	0	0
投資有価証券実現純利益	3,556,870	421,346

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー			
	U. S. ドル・ マネー・マーケット・ ファンド	豪ドル・マネー・ マーケット・ファンド	結合
	(米ドル)	(豪ドル)	(米ドル)
投資有価証券未実現利益の変動	475,678	57,235	517,978
投資有価証券未実現損失の変動	(225,372)	(62,841)	(271,815)
投資有価証券未実現純損益の変動	250,306	(5,606)	246,163

注11－取引費用

取引費用は、ブローカーへの手数料、地方税、譲渡税、証券取引所税、ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の経費および手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接差し引かれた取引費用については、当該取引費用から除外される。

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2018年7月31日に終了した年度中に、投資有価証券の売買に関して、トラストが計上した取引費用はなかった。

注12－後発事象

ファンドは、2018年10月1日より、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則（EU）2017/1131（以下「MMF規則」という。）に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格、具体的には、MMF規則に定義される公債コンスタントNAV MMFとしての資格を有している。

③【投資有価証券明細表等】

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストーU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

投資有価証券明細表

2018年7月31日現在

(米ドル (USD) で表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合 (%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券					
ベルギー					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	10,000,000	BELGIUM KINGDOM CP 25/09/18	9,944,878	9,966,574	3.53
			9,944,878	9,966,574	3.53
		ベルギー合計	9,944,878	9,966,574	3.53
フィンランド					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	12,500,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 04/09/18	12,436,111	12,474,394	4.43
USD	7,000,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 31/10/18	6,960,864	6,961,290	2.47
USD	6,000,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 28/08/18	5,966,334	5,990,156	2.12
USD	5,500,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 25/09/18	5,468,254	5,481,621	1.94
USD	4,500,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 14/09/18	4,474,841	4,487,968	1.59
USD	4,500,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 09/10/18	4,474,261	4,481,305	1.59
USD	4,000,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 29/10/18	3,977,257	3,978,466	1.41
USD	2,000,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 14/08/18	1,989,071	1,998,456	0.71
			45,746,993	45,853,656	16.26
		フィンランド合計	45,746,993	45,853,656	16.26
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	9,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 09/10/18	8,950,593	8,962,944	3.19
USD	8,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 14/08/18	7,954,303	7,993,543	2.83
USD	8,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 07/09/18	7,972,124	7,982,810	2.83
USD	5,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 02/10/18	4,972,299	4,981,332	1.77
USD	5,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 05/10/18	4,973,739	4,980,602	1.77
USD	5,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 18/10/18	4,972,248	4,976,471	1.76
USD	5,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 19/10/18	4,972,172	4,976,105	1.76
USD	4,500,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 09/08/18	4,474,273	4,497,763	1.59
USD	4,500,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 12/10/18	4,475,069	4,480,489	1.59
USD	4,500,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 12/10/18	4,474,864	4,480,329	1.59
USD	3,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 17/08/18	2,994,770	2,997,301	1.06
USD	2,500,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 29/08/18	2,486,086	2,495,765	0.89
			63,672,540	63,805,454	22.63
		フランス合計	63,672,540	63,805,454	22.63

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券（続き）					
ドイツ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	8,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 11/09/18	7,955,679	7,980,248	2.83
USD	7,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 22/08/18	6,961,572	6,991,228	2.48
USD	7,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 24/08/18	6,961,463	6,990,260	2.48
USD	5,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 30/08/18	4,972,172	4,991,228	1.77
USD	4,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 12/09/18	3,985,927	3,990,467	1.42
USD	2,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 24/08/18	1,988,970	1,997,243	0.71
			32,825,783	32,940,674	11.69
		ドイツ合計	32,825,783	32,940,674	11.69
オランダ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
USD	13,000,000	BANK NEDERLAND GEMEENT CP 13/08/18	12,977,775	12,991,251	4.61
USD	9,000,000	NEDERLAND WATERSCHAP CP 12/09/18	8,950,138	8,977,237	3.18
USD	8,000,000	NEDERLAND WATERSCHAP CP 05/10/18	7,956,285	7,969,114	2.83
USD	8,000,000	NEDERLAND WATERSCHAP CP 11/10/18	7,955,981	7,966,029	2.81
USD	7,000,000	BANK NEDERLAND GEMEENT CP 04/09/18	6,975,570	6,987,022	2.48
USD	5,000,000	NEDERLAND WATERSCHAP CP 21/08/18	4,992,118	4,994,370	1.77
USD	5,000,000	NEDERLAND WATERSCHAP CP 23/08/18	4,991,275	4,993,808	1.77
USD	5,000,000	BANK NEDERLAND GEMEENT CP 10/09/18	4,982,409	4,988,831	1.77
USD	3,000,000	NEDERLAND WATERSCHAP CP 16/08/18	2,983,986	2,997,389	1.06
			62,765,537	62,865,051	22.28
		オランダ合計	62,765,537	62,865,051	22.28
		公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券合計	214,955,731	215,431,409	76.39
投資有価証券合計			214,955,731	215,431,409	76.39

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストーU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2018年7月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
ベルギー	
中央、州、地方政府	3.53
	3.53
フィンランド	
金融	16.26
	16.26
フランス	
金融	22.63
	22.63
ドイツ	
金融	11.69
	11.69
オランダ	
金融	22.28
	22.28
投資合計	76.39

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

投資有価証券明細表

2018年7月31日現在

（豪ドル（AUD）で表示）

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合（％）
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
フランス					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	2,000,000.00	AGENCE CENT ORGANISMES CP 10/09/18	1,989,796	1,995,659	5.40
AUD	1,000,000.00	AGENCE CENT ORGANISMES CP 31/08/18	994,852	998,321	2.71
AUD	1,000,000.00	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 07/09/18	995,143	998,046	2.71
AUD	1,000,000.00	AGENCE CENT ORGANISMES CP 18/09/18	995,010	997,396	2.71
AUD	1,000,000.00	AGENCE CENT ORGANISMES CP 05/10/18	994,763	996,300	2.70
AUD	1,000,000.00	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 11/10/18	994,409	995,685	2.70
AUD	1,000,000.00	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 18/10/18	994,409	995,260	2.70
AUD	1,000,000.00	AGENCE CENT ORGANISMES CP 29/10/18	994,709	994,991	2.70
			8,953,091	8,971,658	24.33
フランス合計			8,953,091	8,971,658	24.33
ドイツ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	2,000,000.00	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 29/08/18	1,990,286	1,997,044	5.42
AUD	1,000,000.00	FMS WERTMANAGEMENT CP 13/08/18	995,038	999,367	2.71
AUD	1,000,000.00	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 16/08/18	995,090	999,208	2.71
AUD	1,000,000.00	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 22/08/18	995,117	998,885	2.71
AUD	1,000,000.00	FMS WERTMANAGEMENT CP 29/08/18	995,193	998,537	2.71
AUD	1,000,000.00	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 30/08/18	995,016	998,429	2.71
AUD	1,000,000.00	FMS WERTMANAGEMENT CP 25/09/18	994,371	996,741	2.70
AUD	1,000,000.00	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 10/10/18	994,763	996,015	2.70
AUD	1,000,000.00	KFW CP 17/10/18	994,750	995,606	2.70
			9,949,624	9,979,832	27.07
ドイツ合計			9,949,624	9,979,832	27.07
オランダ					
ユーロ・コマーシャル・ペーパー					
AUD	1,000,000.00	NEDERLAND WATERSCHAP CP 16/08/18	995,244	999,225	2.71
AUD	1,000,000.00	BK NEDERLAND GEEMENT CP 04/09/18	996,704	998,249	2.71
AUD	1,000,000.00	NEDERLAND WATERSCHAP CP 09/10/18	994,915	996,186	2.70
AUD	1,000,000.00	NEDERLAND WATERSCHAP CP 12/10/18	994,485	995,684	2.70
AUD	1,000,000.00	NEDERLAND WATERSCHAP CP 24/10/18	994,662	995,126	2.70
			4,976,010	4,984,470	13.52
オランダ合計			4,976,010	4,984,470	13.52
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計			23,878,725	23,935,960	64.92
投資有価証券合計			23,878,725	23,935,960	64.92

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト－豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2018年7月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合（％）
フランス	
金融	24.33
	24.33
ドイツ	
金融	27.07
	27.07
オランダ	
金融	13.52
	13.52
投資合計	64.92

[次へ](#)

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

Combined Statements of Net Assets
as of July 31, 2018

	Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund USD	Nomura Global Select Trust - Australian Dollar Money Market Fund AUD	Combined USD
ASSETS			
Investments (Note 2)	215,431,409	23,935,960	233,121,286
Cash at banks	138,122	103,646	214,722
Term deposits	67,051,001	12,897,999	76,583,270
Interest on deposits	3,680	578	4,107
Formation expenses (Note 2)	28,851	3,523	31,455
Other assets	3,272	3,310	5,718
Total Assets	282,656,335	36,945,016	309,960,558
LIABILITIES			
Accrued expenses (Note 7)	527,285	68,786	578,121
Dividend payable to unitholders	125,272	7,125	130,538
Other liabilities	2,233	520	2,617
Total Liabilities	654,790	76,431	711,276
NET ASSETS	282,001,545	36,868,585	309,249,282
Number of units outstanding	28,200,154,458	3,686,858,523	
NET ASSET VALUE PER UNIT	0.01	0.01	

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

Combined Statements of Operations
for the year ended July 31, 2018

	Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund USD	Nomura Global Select Trust - Australian Dollar Money Market Fund AUD	Combined USD
INCOME			
Interest on bank accounts	758,357	179,309	890,875
Interest on bonds (net of withholding tax)	228,942	27,087	248,961
Other income	4,205	1,486	5,302
Total Income	991,504	207,882	1,145,138
EXPENSES			
Investment Management fees (Note 3)	425,886	50,171	462,965
Agent company fees and Distributor fees (Note 5, 6)	1,220,878	143,829	1,327,175
Administrative Agent fees (Note 4)	85,178	10,035	92,594
Depository fees (Note 4)	114,146	13,445	124,083
Correspondent bank fees	27,000	7,000	32,173
Management Company fees (Note 3)	28,391	3,344	30,862
Legal fees	10,224	1,000	10,963
Overseas registration fees	120,000	12,000	128,869
Professional fees	38,309	5,400	42,300
Printing and publication fees	4,658	1,800	5,988
Subscription tax (Note 8)	28,436	3,413	30,958
Amortisation of formation expenses (Note 2)	0	5,073	3,749
Other expenses	12,764	3,607	15,429
Total Expenses	2,115,870	260,117	2,308,108

NET INVESTMENT (LOSS)	(1,124,366)	(52,235)	(1,162,970)
Net realised profit on investments (Note 10)	3,556,870	421,346	3,868,266
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR	3,556,870	421,346	3,868,266
Change in net unrealised result on investments (Note 10)	250,306	(5,606)	246,163
NET UNREALISED PROFIT/(LOSS) FOR THE YEAR	250,306	(5,606)	246,163
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	2,682,810	363,505	2,951,459

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

**Combined Statements of Changes in Net Assets
for the year ended July 31, 2018**

	Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund USD	Nomura Global Select Trust - Australian Dollar Money Market Fund AUD	Combined USD
NET ASSETS AT THE BEGINNING OF THE YEAR	281,974,854	32,453,750	307,816,151
NET INVESTMENT (LOSS)	(1,124,366)	(52,235)	(1,162,970)
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR	3,556,870	421,346	3,868,266
NET UNREALISED PROFIT/(LOSS) FOR THE YEAR	250,306	(5,606)	246,163
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	2,682,810	363,505	2,951,459
Proceeds from subscriptions of units	246,994,559	21,196,347	262,659,724
Payments for repurchase of units	(246,967,868)	(16,781,512)	(259,370,248)
NET PROCEEDS FOR UNIT TRANSACTIONS	26,691	4,414,835	3,289,476
Dividend paid to unitholders (Note 9)	(2,682,810)	(363,505)	(2,951,459)
Exchange movement			(1,856,345)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR	282,001,545	36,868,585	309,249,282

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

Combined Statements of Changes in Units Outstanding
for the year ended July 31, 2018
(Unaudited)

	Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund	Nomura Global Select Trust - Australian Dollar Money Market Fund
Number of units outstanding at the beginning of the year	28,197,485,368	3,245,375,007
Number of units issued	24,699,455,879	2,119,634,666
Number of units repurchased	(24,696,786,789)	(1,678,151,150)
Number of units outstanding at the end of the year	28,200,154,458	3,686,858,523

Statistical Information

(Unaudited)

	Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund USD	Nomura Global Select Trust - Australian Dollar Money Market Fund AUD
Net Assets as at July 31, 2018	282,001,545	36,868,585
Net Assets as at July 31, 2017	281,974,854	32,453,750
Net Assets as at July 31, 2016	306,202,470	29,110,438
Net Asset Value per unit as at July 31, 2018	0.01	0.01
Net Asset Value per unit as at July 31, 2017	0.01	0.01
Net Asset Value per unit as at July 31, 2016	0.01	0.01

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

**Notes to the Financial Statements
for the year ended July 31, 2018****Note 1 - Organisation***THE TRUST*

Nomura Global Select Trust (hereinafter referred to as the “Trust”), organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as an open-ended umbrella mutual investment fund (*fonds commun de placement à compartiments multiples*), is an unincorporated co-proprietorship of securities and other assets (hereinafter referred to as “securities”), managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the “Unitholders”) by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the “Management Company”), a société anonyme incorporated under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in the Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Trust are segregated from those of the Management Company and from those of other investment funds managed by the Management Company.

The Trust may issue different classes of Units, the issue proceeds of which will be separately invested pursuant to investment policies fixed by the board of directors of the Management Company (the “Board of Directors”) for each class of Units. The different classes of Units and corresponding portfolios of investments will be hereafter referred to as the “Funds”.

The Management Company is an alternative investment fund manager within the meaning of article 1(46) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers, as amended (the “2013 Law”).

The Trust qualifies as an undertaking for collective investment regulated by the provisions of part II of the Luxembourg law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended (the “2010 Law”), as well as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the 2013 Law.

The Trust has been established for an undetermined period. The Trust may be dissolved at any time by agreement between the Management Company and the Depositary.

THE FUNDS

At the date of this report, there are two existing Funds (individually known as a “Fund”) under the Trust. Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund and Nomura Global Select Trust - Australian Dollar Money Market Fund have also been created for an undetermined period. A third Fund, Nomura Global Select Trust - New Zealand Dollar Money Market Fund will be created after this year-end report.

The investment objective of the Funds is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Funds seek to achieve this objective through investment in a diversified portfolio comprising primarily of U.S. Dollar (USD) and Australian Dollar (AUD) denominated money market instruments respectively of high credit quality and liquidity.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The Trust maintains the books and records of each individual Fund in its respective currency and prepares combined financial statements in USD.

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg regulations relating to investment funds, including the following significant accounting policies:

INVESTMENT IN SECURITIES

Each Fund's portfolio securities are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium, regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price a Fund would receive if it sold the instrument.

The Funds' portfolio holdings will be periodically reviewed by or under the direction of the Board of Directors of the Management Company to determine whether a deviation exists between the net asset value calculated using market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to existing Unitholders, the Management Company, or its appointed agents, will take such corrective action as is regarded as necessary and appropriate, including the reduction of the number of outstanding units of each Fund by the proportionate repurchase of certain of the units of each Unitholder of each Fund (upon which repurchase no sum would be repayable to the Unitholder), the sale of portfolio instruments prior to maturity to realise capital gains or losses or shortening of average portfolio maturity, withholding dividends, or establishing a net asset value per unit by using available market quotations.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on trade date (the date the order to buy or sell is executed). Realised profits or losses on investment transactions are calculated on a weighted-average cost basis.

Interest income is recorded on the basis of interest accrued. The Trust does not accrue income when payment is delinquent or when the Investment Advisor believes payment is questionable.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

Assets and liabilities stated in currencies other than the reporting currency of the respective Funds are translated at the exchange rates prevailing at the date of the financial statements. Income and expenses not denominated in the reporting currency of the respective Funds have been translated at the exchange rates prevailing on the transaction dates.

For preparation of combined financial statements in USD, the statements of each Fund denominated in currencies other than USD are translated at the exchange rates prevailing at year-end.

As at July 31, 2018, the following exchange rate was used:

1 USD = 1.35309 AUD

EXCHANGE MOVEMENT

The variation of exchange rate from the previous year applied to the net asset value at the beginning of year is presented as exchange movement in the combined statement of changes in net assets.

NAV CALCULATION POLICY

The net asset value per unit of each Fund is determined on every Dealing Day immediately after the daily declaration of dividends. The net asset value per unit is determined by adding the value of all investments and other assets in the respective Fund, deducting its liabilities and by dividing the resulting amount by the number of units outstanding.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. has been appointed by the Management Company to determine the daily net asset value per unit and the amount of daily dividend per unit to be declared in respect of each Fund which will be available on each Dealing Day at the offices of the Management Company and the Depositary as of 6 p.m. Luxembourg time.

FORMATION EXPENSES

The cost have been incurred in relation to the restructuring of the Trust in order to comply with the Regulation (EU) 2017/1131 of the European Parliament and of the Council of June 14, 2017 on money market funds (the "MMFR"). These are amortised on a straight-line basis over 5 years.

Note 3 - Management Company and Investment Management fees

The Management Company is entitled to a fee at an annual rate of 0.010% of the average of the daily net asset values of each Fund during the relevant quarter.

The annual rate of 0.010% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the Management Company fees is effective after December 29, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.30%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Management Company fees
Falls below 0.30%	0.008%
Falls below 0.20%	0.006%
Falls below 0.10%	0.004%
Falls below 0.10% again	0.002%
Falls below 0.10% again	0.000%

An increase of the Management Company fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.250%, subject to further increases as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Management Company fees
Increase above 0.250%	0.002%
Increase above 0.250% again	0.004%
Increase above 0.350%	0.006%
Increase above 0.450%	0.008%
Increase above 0.525%	0.010%

Both reduction and increase process are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2018, the annual rate was 0.010% for the U.S. Dollar Money Market Fund and for the Australian Dollar Money Market Fund.

The Investment Manager to each Fund is entitled to investment management fees payable quarterly, in arrears, out of the assets of the relevant Fund at an annual rate of 0.150% of the average of the daily Net Asset Values of such Fund during the relevant quarter.

The annual rate of 0.150% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the investment management fees is effective after December 19, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.30%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Investment Management fees
Falls below 0.30%	0.12%
Falls below 0.20%	0.09%
Falls below 0.10%	0.06%
Falls below 0.10% again	0.03%
Falls below 0.10% again	0.00%

An increase of the investment management fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.250%, subject to further increases as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Investment Management fees
Increase above 0.250%	0.03%
Increase above 0.250% again	0.06%
Increase above 0.350%	0.09%
Increase above 0.450%	0.12%
Increase above 0.525%	0.15%

Both reduction and increase process are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2018, the annual rate was 0.150% for the U.S. Dollar Money Market Fund and for the Australian Dollar Money Market Fund.

Note 4 - Depositary and Administrative Agent fees

The Depositary and Administrator is entitled to a Depositary and Administrative Agent fee payable out of the assets of each Fund at an annual rate of up to 0.070% of the average of the daily net asset values of each Fund during the relevant quarter.

The annual rate of 0.070% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the Depositary and Administrative Agent fees is effective after December 19, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.30%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Depositary and Administrative Agent fees
Falls below 0.30%	0.052%
Falls below 0.20%	0.039%
Falls below 0.10%	0.026%
Falls below 0.10% again	0.013%
Falls below 0.10% again	0.000%

An increase of the Depositary and Administrative Agent fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.250%, subject to further increases as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Depositary and Administrative Agent fees
Increase above 0.250%	0.013%
Increase above 0.250% again	0.026%
Increase above 0.350%	0.039%
Increase above 0.450%	0.052%
Increase above 0.525%	0.070%

Both reduction and increase process are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2018, the annual rate was 0.070% for the U.S. Dollar Money Market Fund and for the Australian Dollar Money Market Fund.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of a Fund is entrusted, shall be borne by such Fund.

Note 5 - Agent Company fees

The Agent Company in Japan is entitled to a fee of up to 0.080% p.a. of the average daily net asset value of each Fund, to be paid quarterly.

The annual rate of 0.080% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the Agent Company fees is effective after December 19, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.30%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Agent Company fees
Falls below 0.30%	0.064%
Falls below 0.20%	0.048%
Falls below 0.10%	0.032%
Falls below 0.10% again	0.016%
Falls below 0.10% again	0.000%

An increase of the Agent Company fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.250%, subject to further increases as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Agent Company fees
Increase above 0.250%	0.016%
Increase above 0.250% again	0.032%
Increase above 0.350%	0.048%
Increase above 0.450%	0.064%
Increase above 0.525%	0.080%

Both reduction and increase process are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2018, the annual rate was 0.080% for the U.S. Dollar Money Market Fund and for the Australian Dollar Money Market Fund.

Note 6 - Distributor fees

Each of the Distributors in Japan is entitled to a fee payable quarterly, in arrears, out of the assets of each Fund, at an annual rate up to 0.35% of the average daily net assets during the relevant quarter attributable to the units sold by the relevant Distributor in Japan.

The annual rate of 0.35% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the Distributor fees is effective after December 10, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.45%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Distributor fees
Falls below 0.45%	0.30%
Falls below 0.40%	0.25%
Falls below 0.35%	0.20%
Falls below 0.30%	0.16%
Falls below 0.20%	0.12%
Falls below 0.10%	0.08%
Falls below 0.10% again	0.04%
Falls below 0.10% again	0.00%

An increase of the Distributor fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.25%, subject to further increases as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Distributor fees
Increase above 0.250%	0.04%
Increase above 0.250% again	0.08%
Increase above 0.350%	0.12%
Increase above 0.450%	0.16%
Increase above 0.525%	0.20%
Increase above 0.525% again	0.25%
Increase above 0.525% again	0.30%
Increase above 0.575%	0.35%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2018, the annual rate was 0.35% for the U.S. Dollar Money Market Fund and for the Australian Dollar Money Market Fund.

Note 7 - Accrued expenses

	<i>Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Global Select Trust - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>AUD</i>	<i>USD</i>
Investment Management fees	108,531	13,447	118,469
Agent company fees and Distributor fees	311,124	38,551	339,616
Administrative Agent fees	21,706	2,690	23,694
Depository fees	28,941	3,586	31,591
Correspondent bank fees	142	0	142
Management Company fees	7,235	896	7,897
Legal fees	932	5,054	4,667
Overseas registration fees	0	288	213
Professional fees	30,956	2,290	32,648
Printing and publication fees	2,905	508	3,280
Subscription tax	10,823	1,027	11,582
Other expenses	3,990	449	4,322
	<u>527,285</u>	<u>68,786</u>	<u>578,121</u>

Note 8 - Taxation

The Trust is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Trust is subject to a capital tax on its net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Trust nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any Luxembourg withholding or estate tax. The Trust collects the income produced by the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 9 - Distributions

It is the intention of the Board of Directors of the Management Company to proceed to a daily declaration of dividends in an amount necessary to maintain each Fund's net asset value per unit at the amount specified in its investment policy.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the respective Fund would fall below the equivalent in Euro of the minimum amount of the net assets of undertakings for collective investment, as required by Luxembourg law. Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and will revert to the respective Fund.

During the year ended July 31, 2018, the U.S. Dollar Money Market Fund and Australian Dollar Money Market Fund paid dividends of USD 2,682,810 and AUD 363,505 respectively.

Note 10 - Breakdown of the realised/unrealised results on investments

For the year ended July 31, 2018, the breakdown of the Net realised/unrealised results on investments, as set out in the Statement of Operations of the Trust, is as follows:

	<i>Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Global Select Trust - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>AUD</i>	<i>USD</i>
Realised profit on investments	3,556,870	421,346	3,868,266
Realised loss on investments	0	0	0
Net realised profit on investments	<u>3,556,870</u>	<u>421,346</u>	<u>3,868,266</u>
	<i>Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Global Select Trust - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>AUD</i>	<i>USD</i>
Change in unrealised profit on investments	475,678	57,235	517,978
Change in unrealised loss on investments	(225,372)	(62,841)	(271,815)
Change in net unrealised result on investments	<u>250,306</u>	<u>(5,606)</u>	<u>246,163</u>

Note 11 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

The Trust did not record any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended July 31, 2018, due to the nature of its investments or the markets where these were traded.

Note 12 - Subsequent event

With effect from October 1, 2018, the sub-funds fall under the scope of the Regulation (EU) 2017/1131 of the European Parliament and of the Council of June 14, 2017 on money market funds (the "MMFR") and they qualify as money market funds, and more specifically as public debt constant NAV MMF (as defined in the MMFR).

[次へ](#)

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST - U.S. DOLLAR MONEY MARKET FUND

Statement of Investments

as at July 31, 2018

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value (1)	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING					
BELGIUM					
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	10,000,000	BELGIUM KINGDOM CP 25/09/18	9,944,878	9,966,574	3.53
			9,944,878	9,966,574	3.53
		Total BELGIUM	9,944,878	9,966,574	3.53
FINLAND					
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	12,500,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 04/09/18	12,436,111	12,474,394	4.43
USD	7,000,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 31/10/18	6,960,864	6,961,290	2.47
USD	6,000,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 28/08/18	5,966,334	5,990,156	2.12
USD	5,500,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 25/09/18	5,468,254	5,481,621	1.94
USD	4,500,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 14/09/18	4,474,841	4,487,968	1.59
USD	4,500,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 09/10/18	4,474,261	4,481,305	1.59
USD	4,000,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 29/10/18	3,977,257	3,978,466	1.41
USD	2,000,000	MUNICIPALITY FINANCE CP 14/08/18	1,989,071	1,998,456	0.71
			45,746,993	45,853,656	16.26
		Total FINLAND	45,746,993	45,853,656	16.26
FRANCE					
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	9,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 09/10/18	8,950,593	8,962,944	3.19
USD	8,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 14/08/18	7,954,303	7,993,543	2.83
USD	8,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 07/09/18	7,972,124	7,982,810	2.83
USD	5,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 02/10/18	4,972,299	4,981,332	1.77
USD	5,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 05/10/18	4,973,739	4,980,602	1.77
USD	5,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 18/10/18	4,972,248	4,976,471	1.76
USD	5,000,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 19/10/18	4,972,172	4,976,105	1.76
USD	4,500,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 09/08/18	4,474,273	4,497,763	1.59
USD	4,500,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 12/10/18	4,475,069	4,480,489	1.59
USD	4,500,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 12/10/18	4,474,864	4,480,329	1.59
USD	3,000,000	AGENCE CENT ORGANISMES CP 17/08/18	2,994,770	2,997,301	1.06
USD	2,500,000	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 29/08/18	2,486,086	2,495,765	0.89
			63,672,540	63,805,454	22.63
		Total FRANCE	63,672,540	63,805,454	22.63

Ccy	Nominal Value (1)	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)					
GERMANY					
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	8,000,000	FMS WERTMANAGEMENT CP 11/09/18	7,955,679	7,980,248	2.83
USD	7,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 22/08/18	6,961,572	6,991,228	2.48
USD	7,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 24/08/18	6,961,463	6,990,260	2.48
USD	5,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 30/08/18	4,972,172	4,991,228	1.77
USD	4,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 12/09/18	3,985,927	3,990,467	1.42
USD	2,000,000	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 24/08/18	1,988,970	1,997,243	0.71
			<u>32,825,783</u>	<u>32,940,674</u>	<u>11.69</u>
		Total GERMANY	<u>32,825,783</u>	<u>32,940,674</u>	<u>11.69</u>
NETHERLANDS					
EURO COMMERCIAL PAPER					
USD	13,000,000	BANK NEDERLAND GEMEENT CP 13/08/18	12,977,775	12,991,251	4.61
USD	9,000,000	NEDERLAND WATERSCHAP CP 12/09/18	8,950,138	8,977,237	3.18
USD	8,000,000	NEDERLAND WATERSCHAP CP 05/10/18	7,956,285	7,969,114	2.83
USD	8,000,000	NEDERLAND WATERSCHAP CP 11/10/18	7,955,981	7,966,029	2.81
USD	7,000,000	BANK NEDERLAND GEMEENT CP 04/09/18	6,975,570	6,987,022	2.48
USD	5,000,000	NEDERLAND WATERSCHAP CP 21/08/18	4,992,118	4,994,370	1.77
USD	5,000,000	NEDERLAND WATERSCHAP CP 23/08/18	4,991,275	4,993,808	1.77
USD	5,000,000	BANK NEDERLAND GEMEENT CP 10/09/18	4,982,409	4,988,831	1.77
USD	3,000,000	NEDERLAND WATERSCHAP CP 16/08/18	2,983,986	2,997,389	1.06
			<u>62,765,537</u>	<u>62,865,051</u>	<u>22.28</u>
		Total NETHERLANDS	<u>62,765,537</u>	<u>62,865,051</u>	<u>22.28</u>
		Total TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING	<u>214,955,731</u>	<u>215,431,409</u>	<u>76.39</u>
Total Investments			<u>214,955,731</u>	<u>215,431,409</u>	<u>76.39</u>

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST - U.S. DOLLAR MONEY MARKET FUND

Economic and Geographical Division of Investments

as at July 31, 2018

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
BELGIUM	
Central, State, Local Governments	3.53
	3.53
FINLAND	
Financials	16.26
	16.26
FRANCE	
Financials	22.63
	22.63
GERMANY	
Financials	11.69
	11.69
NETHERLANDS	
Financials	22.28
	22.28
Total Investments	76.39

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST - AUSTRALIAN DOLLAR MONEY MARKET FUND

Statement of Investments

as at July 31, 2018

(expressed in Australian Dollar)

Ccy	Nominal Value (1)	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
FRANCE					
EURO COMMERCIAL PAPER					
AUD	2,000,000.00	AGENCE CENT ORGANISMES CP 10/09/18	1,989,796	1,995,659	5.40
AUD	1,000,000.00	AGENCE CENT ORGANISMES CP 31/08/18	994,852	998,321	2.71
AUD	1,000,000.00	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 07/09/18	995,143	998,046	2.71
AUD	1,000,000.00	AGENCE CENT ORGANISMES CP 18/09/18	995,010	997,396	2.71
AUD	1,000,000.00	AGENCE CENT ORGANISMES CP 05/10/18	994,763	996,300	2.70
AUD	1,000,000.00	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 11/10/18	994,409	995,685	2.70
AUD	1,000,000.00	CAISSE DEPOTS ET CONS CP 18/10/18	994,409	995,260	2.70
AUD	1,000,000.00	AGENCE CENT ORGANISMES CP 29/10/18	994,709	994,991	2.70
			<u>8,953,091</u>	<u>8,971,658</u>	<u>24.33</u>
		Total FRANCE	<u>8,953,091</u>	<u>8,971,658</u>	<u>24.33</u>
GERMANY					
EURO COMMERCIAL PAPER					
AUD	2,000,000.00	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 29/08/18	1,990,286	1,997,044	5.42
AUD	1,000,000.00	FMS WERTMANAGEMENT CP 13/08/18	995,038	999,367	2.71
AUD	1,000,000.00	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 16/08/18	995,090	999,208	2.71
AUD	1,000,000.00	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 22/08/18	995,117	998,885	2.71
AUD	1,000,000.00	FMS WERTMANAGEMENT CP 29/08/18	995,193	998,537	2.71
AUD	1,000,000.00	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 30/08/18	995,016	998,429	2.71
AUD	1,000,000.00	FMS WERTMANAGEMENT CP 25/09/18	994,371	996,741	2.70
AUD	1,000,000.00	LANDESKREDBK BAD WURTT CP 10/10/18	994,763	996,015	2.70
AUD	1,000,000.00	KFW CP 17/10/18	994,750	995,606	2.70
			<u>9,949,624</u>	<u>9,979,832</u>	<u>27.07</u>
		Total GERMANY	<u>9,949,624</u>	<u>9,979,832</u>	<u>27.07</u>
NETHERLANDS					
EURO COMMERCIAL PAPER					
AUD	1,000,000.00	NEDERLAND WATERSCHAP CP 16/08/18	995,244	999,225	2.71
AUD	1,000,000.00	BK NEDERLAND GEEMENT CP 04/09/18	996,704	998,249	2.71
AUD	1,000,000.00	NEDERLAND WATERSCHAP CP 09/10/18	994,915	996,186	2.70
AUD	1,000,000.00	NEDERLAND WATERSCHAP CP 12/10/18	994,485	995,684	2.70
AUD	1,000,000.00	NEDERLAND WATERSCHAP CP 24/10/18	994,662	995,126	2.70
			<u>4,976,010</u>	<u>4,984,470</u>	<u>13.52</u>
		Total NETHERLANDS	<u>4,976,010</u>	<u>4,984,470</u>	<u>13.52</u>
		Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET	<u>23,878,725</u>	<u>23,935,960</u>	<u>64.92</u>
Total Investments			<u>23,878,725</u>	<u>23,935,960</u>	<u>64.92</u>

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST - AUSTRALIAN DOLLAR MONEY MARKET FUND**Economic and Geographical Division of Investments****as at July 31, 2018**

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
FRANCE	
Financials	24.33
	24.33
GERMANY	
Financials	27.07
	27.07
NETHERLANDS	
Financials	13.52
	13.52
Total Investments	64.92

(2) 【2017年7月31日終了年度】

① 【貸借対照表】

結合純資産計算書
2017年7月31日現在

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー

	U. S. ドル・マネー・ マーケット・ファンド		豪ドル・マネー・ マーケット・ファンド	
	(米ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
資産				
投資有価証券（注2）	228,135,513	25,886,537	21,952,173	1,823,787
銀行預金	172,815	19,609	92,247	7,664
定期預金	54,184,000	6,148,258	10,469,000	869,765
未収収益	80,755	9,163	4,762	396
預金利息	1,807	205	499	41
その他の資産	17,393	1,974	0	0
設立費	0	0	5,073	421
資産合計	282,592,283	32,065,746	32,523,754	2,702,073
負債				
未払費用（注7）	503,860	57,173	63,774	5,298
受益者への未払分配金	113,569	12,887	6,230	518
負債合計	617,429	70,060	70,004	5,816
純資産	281,974,854	31,995,687	32,453,750	2,696,258
発行済受益証券数	28,197,485,368 口		3,245,375,007 口	
1口当り純資産価格	0.01米ドル	1.13円	0.01豪ドル	0.83円

添付の注記は当財務書類の一部である。

結合純資産計算書

(続き)

	結合	
	(米ドル)	(千円)
資産		
投資有価証券（注２）	245,614,930	27,869,926
銀行預金	246,267	27,944
定期預金	62,519,941	7,094,138
未収収益	84,547	9,594
預金利息	2,204	250
その他の資産	17,393	1,974
設立費	4,039	458
資産合計	308,489,321	35,004,283
負債		
未払費用（注７）	554,640	62,935
受益者への未払分配金	118,530	13,450
負債合計	673,170	76,385
純資産	307,816,151	34,927,899

添付の注記は当財務書類の一部である。

②【損益計算書】

結合運用計算書

2017年7月31日に終了した年度

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー

	U. S. ドル・マネー・ マーケット・ファンド		豪ドル・マネー・ マーケット・ファンド	
	(米ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
収益				
預金利息	369,771	41,958	141,965	11,794
債券利息	896,332	101,707	92,963	7,723
その他の収益	49,597	5,628	457	38
収益合計	1,315,700	149,292	235,385	19,556
費用				
投資運用報酬（注3）	383,776	43,547	48,232	4,007
代行協会員報酬・販売会社報酬 （注5、6）	841,539	95,489	138,268	11,487
管理事務代行報酬（注4）	76,755	8,709	9,647	801
保管報酬（注4）	97,994	11,119	12,933	1,074
コルレス銀行報酬	67,623	7,673	10,000	831
管理報酬（注3）	25,584	2,903	3,214	267
法務報酬	2,349	267	1,000	83
海外登録費用	9,559	1,085	15,705	1,305
専門家報酬	60,451	6,859	3,000	249
印刷費・公告費	4,141	470	1,626	135
年次税（注8）	28,886	3,278	3,245	270
設立費の償却	471	53	6,764	562
その他の費用	6,395	726	2,057	171
費用合計	1,605,523	182,179	255,691	21,243
純投資（損失）	(289,823)	(32,886)	(20,306)	(1,687)
投資有価証券実現純利益（注10）	1,617,109	183,493	411,600	34,196
当期実現純利益	1,617,109	183,493	411,600	34,196
投資有価証券未実現純損益の変動 （注10）	98,704	11,200	(27,119)	(2,253)
当期末実現純（損）益	98,704	11,200	(27,119)	(2,253)
運用の結果による純資産の増加	1,425,990	161,807	364,175	30,256

添付の注記は当財務書類の一部である。

結合運用計算書

(続き)

	結合	
	(米ドル)	(千円)
収益		
預金利息	482,811	54,785
債券利息	970,354	110,106
その他の収益	49,960	5,669
収益合計	1,503,125	170,560
費用		
投資運用報酬（注３）	422,181	47,905
代行協会員報酬・販売会社報酬 （注５、６）	951,635	107,982
管理事務代行報酬（注４）	84,436	9,581
保管報酬（注４）	108,292	12,288
コルレス銀行報酬	75,585	8,577
管理報酬（注３）	28,143	3,193
法務報酬	3,145	357
海外登録費用	22,064	2,504
専門家報酬	62,840	7,130
印刷費・公告費	5,436	617
年次税（注８）	31,470	3,571
設立費の償却	5,857	665
その他の費用	8,032	911
費用合計	1,809,116	205,280
純投資（損失）	(305,991)	(34,721)
投資有価証券実現純利益（注10）	1,944,845	220,682
当期実現純利益	1,944,845	220,682
投資有価証券未実現純損益の変動 （注10）	77,110	8,750
当期末実現純（損）益	77,110	8,750
運用の結果による純資産の増加	1,715,964	194,710

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト

財務書類に対する注記

2017年7月31日に終了した年度

注1－組織

トラスト

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいてオープン・エンドのアンブレラ型の共有持分型投資信託（*fonds commun de placement à compartiments multiples*）としてルクセンブルグ大公国において設定されたノムラ・グローバル・セレクト・トラスト（以下「トラスト」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社（*société anonyme*）でありルクセンブルグ大公国に登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって、その共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される、証券およびその他の資産（以下「証券」という。）からなる非法人形態の共有体である。トラストの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

トラストは、異なるクラスの受益証券を発行することができ、管理会社の取締役会（「取締役会」）がクラス毎に決めた投資方針に従って個別に投資される。異なるクラス受益証券およびその投資ポートフォリオは、以下に「ファンド」として言及される。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（改正済）（「2013年法」）の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

トラストは、2010年12月17日の投資信託に関するルクセンブルグ法（改正済）（「2010年法」）のパートIIの規定に準ずる投資信託として適格性を有し、また2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

トラストの存続期間は無期限である。トラストは、管理会社と保管受託銀行との合意によりいつでも償還することができる。

ファンド

本書の日付現在、当トラストには、無期限の存続期間で設定されたノムラ・グローバル・セレクト・トラスト－U.S.ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびノムラ・グローバル・セレクト・トラスト－豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの二つのファンド（個々を「ファンド」という。）が存在する。

ファンドの投資目的は、元本の確保と流動性の維持を図りつつ、市場金利に沿った安定した収益を追求することである。ファンドは、主に高い信用度と流動性を有するそれぞれ米ドル建ておよび豪ドル建ての短期金融商品に分散して投資することにより、この投資目的の達成を目指す。

注2－重要な会計方針

トラストは、それぞれの通貨で各ファンドの会計帳簿を記帳し、米ドルで結合財務書類を作成している。

財務書類は、ルクセンブルグの投資信託に関する規則に準拠し、以下の重要な会計方針を含んで作成される。

投資有価証券

各ファンドの組入証券は、償却原価法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、その後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は評価面での確実性を提供する一方、償却原価法で決定されるので、評価期間中に証券が売却された場合ファンドが受領する価格よりも高額であったり低額であったりする場合がある。

当該ファンドの組入証券は、市場相場を用いて計算される純資産額と償却原価法で計算される純資産額との間の乖離を判定するために管理会社の取締役会によってもしくはその指図に従って定期的に検討される。既存の受益者に重大な希薄化またはその他の不正な結果が生じる可能性のある乖離があると判定される場合には、管理会社またはその任命する代行会社は、各受益者の受益証券の比例的買戻しによる発行済受益証券数の減少（この買戻しにより受益者に対しては何らの金額も支払われない。）、売買益もしくは損失を実現するための満期前の組入証券の売却、または組入証券の平均満期の短期化、分配の停止、または入手可能な市場相場を用いた1口当たり純資産価格の確定を含む、必要かつ適切とみなされる事後処理を採ることになる。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日（購入または売却の注文が実行される日）に会計処理される。投資取引に係る実現損益は、加重平均原価法に基づいて算出される。

受取利息は、発生利息に基づいて計上される。支払いが滞ったり支払いに問題があると投資運用会社が判断する場合には、トラストは収益を計上しない。

外貨換算

各ファンドの基準通貨以外の通貨建ての資産および負債は、財務書類の日付現在の実勢為替レートで換算されている。

各ファンドの基準通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の実勢為替レートで換算されている。

米ドル建てで結合財務書類を作成するにあたり、米ドル以外の通貨建ての各ファンドの計算書は、年度末現在の実勢為替レートで換算されている。

2017年7月31日現在、以下の為替レートが使用された。

1米ドル=1.25589豪ドル

為替相場の変動

前年度の為替を適用した期首現在の純資産額との差額は、結合純資産変動計算書に為替相場の変動として表示される。

純資産価格の計算方針

各ファンドの受益証券1口当り純資産価格は、日々の分配金宣言直後、毎取引日に決定される。1口当り純資産価格は、当該ファンドのすべての投資有価証券およびその他の資産の合計から当該ファンドの負債を控除した額を発行済受益証券の口数で除することにより決定される。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、ルクセンブルグ時間の午後6時時点に管理会社および保管受託銀行の事務所において各取引日に入手可能である、日々の1口当り純資産価格および各ファンドに関して宣言される1口当りの日々の分配金額を決定するために、管理会社によって任命されている。

注3－管理報酬および投資運用報酬

管理会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.01%の報酬を、各ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.01%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。管理報酬の引下げは2008年12月29日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>管理報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.008%
0.20%未満となった場合	0.006%
0.10%未満となった場合	0.004%
再度0.10%未満となった場合	0.002%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

管理報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>管理報酬</u>
0.250%超となった場合	0.002%
再度0.250%超となった場合	0.004%
0.350%超となった場合	0.006%
0.450%超となった場合	0.008%
0.525%超となった場合	0.010%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2017年7月31日現在、年率は、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.01%であった。

各ファンドの投資運用会社は、当該四半期中のかかるファンドの日々の平均純資産額の年率0.15%の投資運用報酬を、当該ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.15%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。投資運用報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資運用報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.12%
0.20%未満となった場合	0.09%
0.10%未満となった場合	0.06%
再度0.10%未満となった場合	0.03%
再度0.10%未満となった場合	0.00%

投資運用報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>投資運用報酬</u>
0.250%超となった場合	0.03%
再度0.250%超となった場合	0.06%
0.350%超となった場合	0.09%
0.450%超となった場合	0.12%
0.525%超となった場合	0.15%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2017年7月31日現在、年率は、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.15%であった。

注4－保管報酬および管理事務代行報酬

保管受託銀行および管理事務代行会社は、当該四半期中の各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.070%以下の保管報酬および管理事務代行報酬を、各ファンドの資産から四半期毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.070%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。保管報酬および管理事務代行報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬および管理事務代行報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.052%
0.20%未満となった場合	0.039%
0.10%未満となった場合	0.026%
再度0.10%未満となった場合	0.013%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

保管報酬および管理事務代行報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>保管報酬および管理事務代行報酬</u>
0.250%超となった場合	0.013%
再度0.250%超となった場合	0.026%
0.350%超となった場合	0.039%
0.450%超となった場合	0.052%
0.525%超となった場合	0.070%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2017年7月31日現在、年率は、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.07%であった。

保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管費用は、当該ファンドが負担する。

注5－代行協会員報酬

日本における代行協会員は、各ファンドの日々の平均純資産額の年率0.08%以下の報酬を受領する権利を有し、かかる報酬は四半期末毎に支払われる。

年率0.08%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。代行協会員報酬の引下げは2008年12月19日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.30%未満となった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.30%未満となった場合	0.064%
0.20%未満となった場合	0.048%
0.10%未満となった場合	0.032%
再度0.10%未満となった場合	0.016%
再度0.10%未満となった場合	0.000%

代行協会員報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.250%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>代行協会員報酬</u>
0.250%超となった場合	0.016%
再度0.250%超となった場合	0.032%
0.350%超となった場合	0.048%
0.450%超となった場合	0.064%
0.525%超となった場合	0.080%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2017年7月31日現在、年率は、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.08%であった。

注 6－販売会社報酬

日本における各販売会社は、日本における当該販売会社によって販売された受益証券の当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.35%以下の報酬を、各ファンドの資産から四半期末毎に後払いで受領する権利を有する。

年率0.35%の報酬は、下記に示す料率に引下げられる。販売会社報酬の引下げは2008年12月10日から実施され、ファンドの7日間平均利回りが0.45%未満になった場合に、以下のように段階的な引下げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
0.45%未満となった場合	0.30%
0.40%未満となった場合	0.25%
0.35%未満となった場合	0.20%
0.30%未満となった場合	0.16%
0.20%未満となった場合	0.12%
0.10%未満となった場合	0.08%
再度0.10%未満となった場合	0.04%
再度0.10%未満となった場合	0.00%

販売会社報酬の引上げは2010年12月29日から実施され、レター・アグリーメントのアペンディックスに定義されるように、ファンドの7日間平均利回りが0.25%を超えた場合に、レター・アグリーメントのアペンディックスに規定された下記の段階的な引上げが行われている。

<u>7日間平均利回り</u>	<u>販売会社報酬</u>
0.250%超となった場合	0.04%
再度0.250%超となった場合	0.08%
0.350%超となった場合	0.12%
0.450%超となった場合	0.16%
0.525%超となった場合	0.20%
再度0.525%超となった場合	0.25%
再度0.525%超となった場合	0.30%
0.575%超となった場合	0.35%

ファンドの状況に応じて、引下げおよび引上げのプロセスが適用される。

2017年7月31日現在、年率は、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドに関して0.35%であった。

注７－未払費用

	ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー		
	U. S. ドル・ マネー・マーケット・ ファンド	豪ドル・マネー・ マーケット・ ファンド	結合
	(米ドル)	(豪ドル)	(米ドル)
投資運用報酬	104,669	12,016	114,237
代行協会員報酬・販売会社報酬	273,215	34,448	300,645
管理事務代行報酬	20,934	2,404	22,848
保管報酬	27,911	3,204	30,462
コルレス銀行報酬	24,133	877	24,831
管理報酬	6,978	801	7,616
法務報酬	0	5,098	4,059
海外登録費用	0	2,408	1,917
専門家報酬	28,344	910	29,069
印刷費・公告費	0	141	112
年次税	10,799	965	11,567
その他の費用	6,877	502	7,277
	<u>503,860</u>	<u>63,774</u>	<u>554,640</u>

注８－税金

トラストは、税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、トラストは、純資産に対して年率0.01%の資本税を課され、四半期毎に計算し支払う。現在の法律によれば、トラストおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。トラストは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注９－分配

管理会社の取締役会は、各ファンドの投資方針に記載された、受益証券１口当り純資産価格の金額を維持するために必要な額の分配を日々行う予定である。

分配の結果、当該ファンドの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された投資信託の純資産の最低額のユーロ相当額を下回る場合には、分配を行うことができない。支払期日から５年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し当該ファンドに帰属する。

2017年７月31日に終了した年度中に、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドは、それぞれ1,425,990米ドルおよび364,175豪ドルの分配金を支払った。

注10－投資有価証券に係る実現／未実現損益の内訳

トラストの運用計算書に記載されている、2017年7月31日に終了した年度の投資有価証券に係る実現／未実現純損益の内訳は、以下のとおりである。

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー			
	U. S. ドル・ マネー・マーケット・ ファンド	豪ドル・マネー・ マーケット・ファンド	結合
	(米ドル)	(豪ドル)	(米ドル)
投資有価証券実現利益	1,617,109	411,600	1,944,845
投資有価証券実現損失	0	0	0
投資有価証券実現純利益	1,617,109	411,600	1,944,845

ノムラ・グローバル・セレクト・トラストー			
	U. S. ドル・ マネー・マーケット・ ファンド	豪ドル・マネー・ マーケット・ファンド	結合
	(米ドル)	(豪ドル)	(米ドル)
投資有価証券未実現利益の変動	225,372	62,840	275,408
投資有価証券未実現損失の変動	(126,668)	(89,959)	(198,298)
投資有価証券未実現純損益の変動	98,704	(27,119)	77,110

注11－取引費用

取引費用は、ブローカーへの手数料、地方税、譲渡税、証券取引所税、ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の経費および手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接差し引かれた取引費用については、当該取引費用から除外される。

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2017年7月31日に終了した年度中に、投資有価証券の売買に関して、トラストが計上した取引費用はなかった。

[次へ](#)

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

**Combined Statements of Net Assets
as of July 31, 2017**

	Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund USD	Nomura Global Select Trust - Australian Dollar Money Market Fund AUD	Combined USD
ASSETS			
Investments (Note 2)	228,135,513	21,952,173	245,614,930
Cash at banks	172,815	92,247	246,267
Term deposits	54,184,000	10,469,000	62,519,941
Accrued income	80,755	4,762	84,547
Interest on deposits	1,807	499	2,204
Other assets	17,393	0	17,393
Formation expenses	0	5,073	4,039
Total Assets	282,592,283	32,523,754	308,489,321
LIABILITIES			
Accrued expenses (Note 7)	503,860	63,774	554,640
Dividend payable to unitholders	113,569	6,230	118,530
Total Liabilities	617,429	70,004	673,170
NET ASSETS	281,974,854	32,453,750	307,816,151
Number of units outstanding	28,197,485,368	3,245,375,007	
NET ASSET VALUE PER UNIT	0.01	0.01	

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

Combined Statements of Operations
for the year ended July 31, 2017

	Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund USD	Nomura Global Select Trust - Australian Dollar Money Market Fund AUD	Combined USD
INCOME			
Interest on bank accounts	369,771	141,965	482,811
Interest on bonds	896,332	92,963	970,354
Other income	49,597	457	49,960
Total Income	1,315,700	235,385	1,503,125
EXPENSES			
Investment Management fees (Note 3)	383,776	48,232	422,181
Agent company fees and Distributor fees (Note 5, 6)	841,539	138,268	951,635
Administrative Agent fees (Note 4)	76,755	9,647	84,436
Depository fees (Note 4)	97,994	12,933	108,292
Correspondent bank fees	67,623	10,000	75,585
Management Company fees (Note 3)	25,584	3,214	28,143
Legal fees	2,349	1,000	3,145
Overseas registration fees	9,559	15,705	22,064
Professional fees	60,451	3,000	62,840
Printing and publication fees	4,141	1,626	5,436
Subscription tax (Note 8)	28,886	3,245	31,470
Amortisation of formation expenses	471	6,764	5,857
Other expenses	6,395	2,057	8,032
Total Expenses	1,605,523	255,691	1,809,116

NET INVESTMENT (LOSS)	(289,823)	(20,306)	(305,991)
Net realised profit on investments (Note 10)	1,617,109	411,600	1,944,845
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR	1,617,109	411,600	1,944,845
Change in net unrealised result on investments (Note 10)	98,704	(27,119)	77,110
NET UNREALISED PROFIT/(LOSS) FOR THE YEAR	98,704	(27,119)	77,110
INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS	1,425,990	364,175	1,715,964

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

[次へ](#)

NOMURA GLOBAL SELECT TRUST

**Notes to the Financial Statements
for the year ended July 31, 2017****Note 1 - Organisation***THE TRUST*

Nomura Global Select Trust (hereinafter referred to as the “Trust”), organised in and under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg as an open-ended umbrella mutual investment fund (*fonds commun de placement à compartiments multiples*), is an unincorporated co-proprietorship of securities and other assets (hereinafter referred to as “securities”), managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the “Unitholders”) by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the “Management Company”), a société anonyme incorporated under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in the Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Trust are segregated from those of the Management Company and from those of other investment funds managed by the Management Company.

The Trust may issue different classes of Units, the issue proceeds of which will be separately invested pursuant to investment policies fixed by the board of directors of the Management Company (the “Board of Directors”) for each class of Units. The different classes of Units and corresponding portfolios of investments will be hereafter referred to as the “Funds”.

The Management Company is an alternative investment fund manager within the meaning of article 1(46) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers, as amended (the “2013 Law”).

The Trust qualifies as an undertaking for collective investment regulated by the provisions of part II of the Luxembourg law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended (the “2010 Law”), as well as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the 2013 Law.

The Trust has been established for an undetermined period. The Trust may be dissolved at any time by agreement between the Management Company and the Depositary.

THE FUNDS

At the date of this report, there are two existing Funds (individually known as a “Fund”) under the Trust. Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund and Nomura Global Select Trust - Australian Dollar Money Market Fund have also been created for an undetermined period.

The investment objective of the Funds is to seek a stable rate of income in line with money market rates while seeking preservation of capital and maintenance of liquidity. The Funds seek to achieve this objective through investment in a diversified portfolio comprising primarily of U.S. Dollar (USD) and Australian Dollar (AUD) denominated money market instruments respectively of high credit quality and liquidity.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The Trust maintains the books and records of each individual Fund in its respective currency and prepares combined financial statements in USD.

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg regulations relating to investment funds, including the following significant accounting policies:

INVESTMENT IN SECURITIES

Each Fund's portfolio securities are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an instrument at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium, regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. While this method provides certainty in valuation, it may result in periods during which value, as determined by amortised cost, is higher or lower than the price a Fund would receive if it sold the instrument.

The Funds' portfolio holdings will be periodically reviewed by or under the direction of the Board of Directors of the Management Company to determine whether a deviation exists between the net asset value calculated using market quotations and that calculated on an amortised cost basis. In the event it is determined that a deviation exists which may result in material dilution or other unfair results to existing Unitholders, the Management Company, or its appointed agents, will take such corrective action as is regarded as necessary and appropriate, including the reduction of the number of outstanding units of each Fund by the proportionate repurchase of certain of the units of each Unitholder of each Fund (upon which repurchase no sum would be repayable to the Unitholder), the sale of portfolio instruments prior to maturity to realise capital gains or losses or shortening of average portfolio maturity, withholding dividends, or establishing a net asset value per unit by using available market quotations.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on trade date (the date the order to buy or sell is executed). Realised profits or losses on investment transactions are calculated on a weighted-average cost basis.

Interest income is recorded on the basis of interest accrued. The Trust does not accrue income when payment is delinquent or when the Investment Advisor believes payment is questionable.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

Assets and liabilities stated in currencies other than the reporting currency of the respective Funds are translated at the exchange rates prevailing at the date of the financial statements. Income and expenses not denominated in the reporting currency of the respective Funds have been translated at the exchange rates prevailing on the transaction dates.

For preparation of combined financial statements in USD, the statements of each Fund denominated in currencies other than USD are translated at the exchange rates prevailing at year-end.

As at July 31, 2017, the following exchange rate was used:

1 USD = 1.25589 AUD

EXCHANGE MOVEMENT

The variation of exchange rate from the previous year applied to the net asset value at the beginning of year is presented as exchange movement in the combined statement of changes in net assets.

NAV CALCULATION POLICY

The net asset value per unit of each Fund is determined on every Dealing Day immediately after the daily declaration of dividends. The net asset value per unit is determined by adding the value of all investments and other assets in the respective Fund, deducting its liabilities and by dividing the resulting amount by the number of units outstanding.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. has been appointed by the Management Company to determine the daily net asset value per unit and the amount of daily dividend per unit to be declared in respect of each Fund which will be available on each Dealing Day at the offices of the Management Company and the Depositary as of 6 p.m. Luxembourg time.

Note 3 - Management Company and Investment Management fees

The Management Company is entitled to a fee at an annual rate of 0.01% of the average of the daily net asset values of each Fund during the relevant quarter.

The annual rate of 0.01% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the Management Company fees is effective after December 29, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.30%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Management Company fees
Falls below 0.30%	0.008%
Falls below 0.20%	0.006%
Falls below 0.10%	0.004%
Falls below 0.10% again	0.002%
Falls below 0.10% again	0.000%

An increase of the Management Company fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.250%, subject to further increases as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Management Company fees
Increase above 0.250%	0.002%
Increase above 0.250% again	0.004%
Increase above 0.350%	0.006%
Increase above 0.450%	0.008%
Increase above 0.525%	0.010%

Both reduction and increase process are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2017, the annual rate was 0.01% for the U.S. Dollar Money Market Fund and for the Australian Dollar Money Market Fund.

The Investment Manager to each Fund is entitled to investment management fees payable quarterly, in arrears, out of the assets of the relevant Fund at an annual rate of 0.15% of the average of the daily Net Asset Values of such Fund during the relevant quarter.

The annual rate of 0.15% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the investment management fees is effective after December 19, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.30%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Investment Management fees
Falls below 0.30%	0.12%
Falls below 0.20%	0.09%
Falls below 0.10%	0.06%
Falls below 0.10% again	0.03%
Falls below 0.10% again	0.00%

An increase of the investment management fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.250%, subject to further increases as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Investment Management fees
Increase above 0.250%	0.03%
Increase above 0.250% again	0.06%
Increase above 0.350%	0.09%
Increase above 0.450%	0.12%
Increase above 0.525%	0.15%

Both reduction and increase process are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2017, the annual rate was 0.15% for the U.S. Dollar Money Market Fund and for the Australian Dollar Money Market Fund.

Note 4 - Depositary and Administrative Agent fees

The Depositary and Administrator is entitled to a Depositary and Administrative Agent fee payable out of the assets of each Fund at an annual rate of up to 0.070% of the average of the daily net asset values of each Fund during the relevant quarter.

The annual rate of 0.070% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the Depositary and Administrative Agent fees is effective after December 19, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.30%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Depositary and Administrative Agent fees
Falls below 0.30%	0.052%
Falls below 0.20%	0.039%
Falls below 0.10%	0.026%
Falls below 0.10% again	0.013%
Falls below 0.10% again	0.000%

An increase of the Depositary and Administrative Agent fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.250%, subject to further increases as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Depository and Administrative Agent fees
Increase above 0.250%	0.013%
Increase above 0.250% again	0.026%
Increase above 0.350%	0.039%
Increase above 0.450%	0.052%
Increase above 0.525%	0.070%

Both reduction and increase process are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2017, the annual rate was 0.07% for the U.S. Dollar Money Market Fund and for the Australian Dollar Money Market Fund.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depository, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of a Fund is entrusted, shall be borne by such Fund.

Note 5 - Agent Company fees

The Agent Company in Japan is entitled to a fee of up to 0.08% p.a. of the average daily net asset value of each Fund, to be paid quarterly.

The annual rate of 0.08% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the Agent Company fees is effective after December 19, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.30%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Agent Company fees
Falls below 0.30%	0.064%
Falls below 0.20%	0.048%
Falls below 0.10%	0.032%
Falls below 0.10% again	0.016%
Falls below 0.10% again	0.000%

An increase of the Agent Company fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.250%, subject to further increases as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Agent Company fees
Increase above 0.250%	0.016%
Increase above 0.250% again	0.032%
Increase above 0.350%	0.048%
Increase above 0.450%	0.064%
Increase above 0.525%	0.080%

Both reduction and increase process are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2017, the annual rate was 0.08% for the U.S. Dollar Money Market Fund and for the Australian Dollar Money Market Fund.

Note 6 - Distributor fees

Each of the Distributors in Japan is entitled to a fee payable quarterly, in arrears, out of the assets of each Fund, at an annual rate up to 0.35% of the average daily net assets during the relevant quarter attributable to the units sold by the relevant Distributor in Japan.

The annual rate of 0.35% shall be reduced to rates as shown below. The reduction of the Distributor fees is effective after December 10, 2008 where the average 7-day yield of a Fund falls below 0.45%, subject to further reductions as follows:

Average 7-day yield	Distributor fees
Falls below 0.45%	0.30%
Falls below 0.40%	0.25%
Falls below 0.35%	0.20%
Falls below 0.30%	0.16%
Falls below 0.20%	0.12%
Falls below 0.10%	0.08%
Falls below 0.10% again	0.04%
Falls below 0.10% again	0.00%

An increase of the Distributor fees has been implemented since December 29, 2010 where the average 7-day yield of a Fund, as defined in the Appendix of the letter agreement, increases above 0.25%, subject to further increases as set forth in the Appendix of the letter agreement and in the table below:

Average 7-day yield	Distributor fees
Increase above 0.250%	0.04%
Increase above 0.250% again	0.08%
Increase above 0.350%	0.12%
Increase above 0.450%	0.16%
Increase above 0.525%	0.20%
Increase above 0.525% again	0.25%
Increase above 0.525% again	0.30%
Increase above 0.575%	0.35%

Both reduction and increase processes are applied in accordance with the conditions of the Fund.

As at July 31, 2017, the annual rate was 0.35% for the U.S. Dollar Money Market Fund and for the Australian Dollar Money Market Fund.

Note 7 - Accrued expenses

	<i>Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Global Select Trust - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>AUD</i>	<i>USD</i>
Investment Management fees	104,669	12,016	114,237
Agent company fees and Distributor fees	273,215	34,448	300,645
Administrative Agent fees	20,934	2,404	22,848
Depository fees	27,911	3,204	30,462
Correspondent bank fees	24,133	877	24,831
Management Company fees	6,978	801	7,616
Legal fees	0	5,098	4,059
Overseas registration fees	0	2,408	1,917
Professional fees	28,344	910	29,069
Printing and publication fees	0	141	112
Subscription tax	10,799	965	11,567
Other expenses	6,877	502	7,277
	<u>503,860</u>	<u>63,774</u>	<u>554,640</u>

Note 8 - Taxation

The Trust is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Trust is subject to a capital tax on its net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Trust nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any Luxembourg withholding or estate tax. The Trust collects the income produced by the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 9 - Distributions

It is the intention of the Board of Directors of the Management Company to proceed to a daily declaration of dividends in an amount necessary to maintain each Fund's net asset value per unit at the amount specified in its investment policy.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the respective Fund would fall below the equivalent in Euro of the minimum amount of the net assets of undertakings for collective investment, as required by Luxembourg law. Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and will revert to the respective Fund.

During the year ended July 31, 2017, the U.S. Dollar Money Market Fund and Australian Dollar Money Market Fund paid dividends of USD 1,425,990 and AUD 364,175 respectively.

Note 10 - Breakdown of the realised/unrealised results on investments

For the year ended July 31, 2017, the breakdown of the Net realised/unrealised results on investments, as set out in the Statement of Operations of the Trust, is as follows:

	<i>Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Global Select Trust - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>AUD</i>	<i>USD</i>
Realised profit on investments	1,617,109	411,600	1,944,845
Realised loss on investments	0	0	0
Net realised profit on investments	<u>1,617,109</u>	<u>411,600</u>	<u>1,944,845</u>
	<i>Nomura Global Select Trust - U.S. Dollar Money Market Fund</i>	<i>Nomura Global Select Trust - Australian Dollar Money Market Fund</i>	<i>Combined</i>
	<i>USD</i>	<i>AUD</i>	<i>USD</i>
Change in unrealised profit on investments	225,372	62,840	275,408
Change in unrealised loss on investments	(126,668)	(89,959)	(198,298)
Change in net unrealised result on investments	<u>98,704</u>	<u>(27,119)</u>	<u>77,110</u>

Note 11 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

The Trust did not record any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended July 31, 2017, due to the nature of its investments or the markets where these were traded.

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2018年11月末日現在)

	米ドル	千円 (IV、Vを除く)
I. 資産総額	271,725,305.82	30,832,670
II. 負債総額	683,292.52	77,533
III. 純資産総額 (I - II)	271,042,013.30	30,755,137
IV. 発行済口数	27,104,201,330口	
V. 1口当り純資産価格 (III/IV)	0.01	1.13円

豪ドル・マネー・マーケット・ファンド

(2018年11月末日現在)

	豪ドル	千円 (IV、Vを除く)
I. 資産総額	39,230,843.79	3,259,299
II. 負債総額	72,322.21	6,009
III. 純資産総額 (I - II)	39,158,521.58	3,253,290
IV. 発行済口数	3,915,852,158口	
V. 1口当り純資産価格 (III/IV)	0.01	0.83円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は徴収されません。

（ロ）受益者集会

受益者集会は開催されません。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約4,845万円）で、2018年11月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ（約323万円）の記名株式15株を発行済です。

最近5年間における資本の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会（以下「取締役会」といいます。）が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選任されることがあります。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するための人員を多数決により選任することができます。

いかなる会合においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、取締役の互選により会長1名を選任し、さらに、副会長1名ないし数名を選任することができます。取締役会は、さらに、秘書役1名（取締役であることを要しません。）を選任し、取締役会および株主総会の議事録を保管する責に任ずることができます。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会および取締役会においては他の取締役を、また株主総会においては、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができます。

取締役会は、随時管理会社の業務運営および経営に必要であると考えられるジェネラル・マネジャー1名、ジェネラル・マネジャー補佐、または他の役員を含む管理会社の役員を随時任命することができます。より詳細に述べると、2010年法第102条第1項(c)および2013年法第7条第1項(c)の要件に従い、取締役会は、管理会社の業務を効率的に行うために少なくとも2名の役員（「授権された業務遂行役員」）を任命します。当該任命は、取締役会によりいつでも取り消すことができます。授権された業務遂行役員は管理会社の取締役または株主であることを要しません。授権された業務遂行役員は、管理会社の定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとします。

取締役会の書面による招集通知は、緊急の場合を除き、遅くとも開催時の24時間前に取締役全員に送付されます。緊急の場合、招集通知に当該緊急事態の内容を記載します。かかる通知は、口頭による同意もしくは書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の証明可能な電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議により予め採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、取締役会において、代理権を証明することのできる書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは、その他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、当該取締役であることを確認できる電話会議またはテレビ会議により、取締役会に出席することができます。当該手段は、当該取締役会の審議が中断されることなく接続された状態であり、取締役会への有効な参加を確保する技術上の特性を満たすものとします。当該通信手段により離れた場所で開催される当該会議は、管理会社の登記上の事務所で開催されたものとみなされるものとします。

取締役会は、少なくとも取締役の半数が出席または代理の他の取締役が代理出席した場合のみ、取締役会において適法に審議または行為することができます。

決議は、出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われます。

当該取締役であることを確認できるビデオ会議またはその他の通信手段により取締役会に出席する取締役は、定足数および多数決の計算において出席したものとみなされるものとします。

全取締役の合意により、全取締役が参加している電話会議は、本項のその他の規定に基づき有効な会議であるとみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグ国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うことができ、これは、決議事項が記載され、各取締役が署名した1件の書類とするかまたは数件の書類とすることができます。かかる決議の日付は、最後の署名の日とします。これらすべてが議事録を形成し、決議の証拠となります。

投資運用会社は管理会社に投資顧問・運用業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役会の指図に従います。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社（その単独株主はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.）は1991年7月8日付公正証書（1991年8月16日にルクセンブルグの官報であるメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン「メモリアル」に公告）によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款（2017年11月16日付で改訂済）は、ルクセンブルグ商業および法人登記所（同所にて、閲覧および写しの入手が可能）に預託されています。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第B37 359号としてルクセンブルグ地方裁判所に登録しています。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・2010年法第101条第2項および同法別紙IIに基づき、EU指令2009/65/ECに従い認可されルクセンブルグ国内外において設立されたUCITSの管理、およびEU指令2009/65/ECに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立されたUCIの付加的な管理を行うこと
- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、AIFMDに定義されるAIFに関し、2013年法第5条第2項および同法別紙Iに基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと

なお、管理会社は、(a) 顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b) 投資助言、(c) 投資信託の受益証券の保管および管理または(d) 2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。管理会社はまた、自らが業務（所在地および管理支援サービスを含みます。）を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を行うこともできます。

管理会社は、業務の無償提供および／または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うこともできます。

管理会社は、2010年法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに／またはこれに有益および／もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。管理会社は、2010年法15章に定義される管理会社および2013年法に定義されるAIFMとして認可されています。

管理会社は、ファンドの投資運用業務およびそれに付随するその他業務をファンドの投資運用会社であるノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッドに委託しており、また、ファンド資産の保管業務、2010年法および2013年法に基づく保管受託銀行としてのその他の業務ならびに管理業務を、保管受託銀行、登録・名義書換事務・支払、管理事務、発行会社代理人および評価代理人であるノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に委託しています。

管理会社は、2018年11月末日現在、以下の表に記載の契約型オープン・エンド型投資信託の受益証券の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額は約1.2兆円です。

（2018年11月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	3,359,790,062.12米ドル
		2	2,587,248,021.55豪ドル
		1	98,678,125.46カナダ・ドル
		2	548,144,957.68ニュージーランド・ドル
		1	56,534,159.08英ポンド
ルクセンブルグ	その他	16	993,107,397.60米ドル
		6	137,800,549.29ユーロ
		14	198,389,343,473円
		9	584,088,552.38豪ドル
		4	6,357,712.46カナダ・ドル
		5	214,842,124.15ニュージーランド・ドル
		3	10,867,328.64英ポンド
		1	3,807,007.02メキシコ・ペソ
		1	24,123,603.01トルコ・リラ
ケイマン	その他	8	426,301,716.27米ドル
		4	1,200,242,191円
		4	456,519,467.47豪ドル
		3	143,816,756.24ニュージーランド・ドル
合計		86	

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2018年11月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝129.19円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2018年3月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2018年3月31日		2017年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
固定資産					
金融資産					
固定資産として保有する投資	10	—	—	4,000,567	516,833
流動資産					
債権					
売掛金					
a) 1年以内期限到来		307,943	39,783	341,652	44,138
銀行預金および手許現金	9	8,922,986	1,152,761	4,645,136	600,105
		9,230,929	1,192,544	4,986,788	644,243
前払金		26,250	3,391	18,750	2,422
資産合計		9,257,179	1,195,935	9,006,105	1,163,499
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	48,446	375,000	48,446
準備金		767,500	99,153	652,500	84,296
1. 法定準備金	4	37,500	4,845	37,500	4,845
4. 公正価値準備金を含むその他の準備金					
b) その他の配当不能準備金	4	730,000	94,309	615,000	79,452
繰越（損）益	4	7,343,211	948,669	6,961,171	899,314
当期（損）益		182,099	23,525	497,040	64,213
		8,667,810	1,119,794	8,485,711	1,096,269
引当金					
納税引当金	5	373,240	48,219	302,559	39,088
		373,240	48,219	302,559	39,088
債務					
買掛金					
a) 1年以内期限到来	6	177,802	22,970	186,363	24,076
その他の債務					
a) 税金債務		9,997	1,292	12,059	1,558
b) 社会保障債務		28,330	3,660	19,413	2,508
		216,129	27,922	217,835	28,142
資本金、準備金および負債合計		9,257,179	1,195,935	9,006,105	1,163,499

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2) 【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2018年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	注記	2018年3月31日		2017年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1 から5. 総利益（損失）	7、9	1,161,839	150,098	1,452,281	187,620
6. 人件費		(841,274)	(108,684)	(827,098)	(106,853)
a) 賃金および給与	8	(768,591)	(99,294)	(756,938)	(97,789)
b) 社会保障費	8	(72,683)	(9,390)	(70,160)	(9,064)
i) 年金に関するもの		(44,339)	(5,728)	(42,766)	(5,525)
ii) その他の社会保障費		(28,344)	(3,662)	(27,394)	(3,539)
8. その他の営業費用		(35,024)	(4,525)	(25,000)	(3,230)
10. 固定資産の一部を構成する投資 および貸付からの収益					
b) その他の収益		2,567	332	1,999	258
11. その他の未収利息および類似の収益					
b) その他の利息および類似の収益		54,658	7,061	31,710	4,097
14. 未払利息および類似の費用					
a) 関連会社に関連するもの	9	(15,650)	(2,022)	(15,419)	(1,992)
b) その他の利息および類似の費用		(73,801)	(9,534)	(34,079)	(4,403)
15. 損益に係る税金	5	(66,535)	(8,596)	(82,539)	(10,663)
16. 税引後利益（損失）		186,780	24,130	501,855	64,835
17. 1 から16 の科目に含まれない その他の税金		(4,681)	(605)	(4,815)	(622)
18. 当期利益		182,099	23,525	497,040	64,213

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2018年3月31日に終了した年度

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総利益（損失）」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可を2014年2月14日付で得ている。さらに当社は、2010年12月17日法（修正済）第15章に基づく認可を2017年11月16日付でC S S Fから得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結決算の対象になっている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結決算の対象にもなっており、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC 4 R 3 A B ロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の要約

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建のすべての取引は、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

金融資産

固定資産として保有する有価証券およびその他の金融商品は、取引日における取得原価で計上される。年度末時点で、固定資産として保有する有価証券は、原価または時価のいずれか低い方で個別に評価される。これらの評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなった場合には継続されない。評価調整は、関連する資産から直接差し引かれる。固定資産として保有する投資の売却実現損益は、平均原価法により決定される。

債権

未収債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整が行われた事由が適用されなくなった場合には、当該評価調整は継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、当事業年度に関連する費用で、翌事業年度に支払われるものが含まれている。

総利益および損失

総利益および損失には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3－払込済資本金

2018年3月31日および2017年3月31日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

注4－準備金および繰越利益または損失

年度中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	繰越(損)益 (ユーロ)
2017年3月31日現在残高	37,500	615,000	6,961,171
前期の(損)益	—	—	497,040
富裕税準備金の取毀し純額	—	(85,000)	85,000
富裕税準備金	—	200,000	(200,000)
2018年3月31日現在残高	37,500	730,000	7,343,211

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の準備金

2016年から富裕税(NWT)を減額するための基準を定めた2016年6月16日付第47号通達に基づき、ルクセンブルグ税務当局は、企業が適用されるべき(前年度の法人税(CIT)を控除した)最低富裕税額を決定し、当該金額と統合ベースに基づく富裕税額とを比較することにより、当該年度における富裕税額を減額することができることを示した第51号通達を2016年7月25日に発行した。富裕税の目的のため、企業は当該減額後の最低富裕税額または統合ベースに基づく富裕税額のいずれか高い方の金額を支払わなければならない。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の富裕税額の5倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。この準備金は、設定された翌年から5年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、配当が行われた年度に税額控除は廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の準備金」として計上することを決定した。

2018年3月31日現在、分配不能準備金は730,000ユーロであり、これは2012年から2017年までの年度の富裕税の5倍に相当する。(2017年3月31日:615,000ユーロ)

2017年6月13日に開催された年次総会により、2011年の富裕税準備金(85,000ユーロ)が全額取り毀され、2017年の富裕税準備金として200,000ユーロが設定された。

注5－税金

2008年事業年度からノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.を財政統合の筆頭として、当社は、ルクセンブルグ所得税法第164条に定められている税統合制度(財政統合)を利用していた。ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、2017年3月31日に税統合制度の適用期間満了となり、その後は単一の事業体として課税されている。

注6－債務

2018年3月31日および2017年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬、税務コンサルタント料、給与関連拠出金および所在地事務報酬で構成されていた。

注７－総利益または損失

2018年３月31日および2017年３月31日現在、以下のとおり分析される。

	2018年３月31日 (ユーロ)	2017年３月31日 (ユーロ)
管理報酬	1,308,526	1,587,246
リスク管理報酬	67,083	87,500
その他の報酬	52,000	29,502
その他の外部費用	(265,770)	(251,967)
	<u>1,161,839</u>	<u>1,452,281</u>

2018年３月31日現在、その他の外部費用は、所在地事務報酬94,981ユーロ（2017年３月31日現在：103,187ユーロ）、海外規制費用21,679ユーロ（2017年３月31日現在：48,138ユーロ）、内部および外部の監査報酬53,952ユーロ（2017年３月31日現在：30,701ユーロ）、法務報酬の払戻し(5,894)ユーロ（2017年３月31日現在：法務報酬21,629ユーロ）およびその他の費用101,052ユーロ（2017年３月31日現在：48,312ユーロ）で構成されている。

注８－スタッフ

2017年３月31日に終了した年度中および2018年３月31日に終了した年度中に、当社は６名の従業員を雇用していた。

注９－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業の一環として、関連会社との間で多くの銀行取引が行われている。これらには、当座預金口座、短期定期預金および為替取引が含まれる。

2018年３月31日および2017年３月31日に終了した年度の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）と当社は、経営モデルに沿って事業活動を行うために一定のサービスを提供することを銀行に委任する2014年２月14日付のサービス水準合意書（随時改正済）に署名した。2018年３月31日に終了した年度に、銀行により請求された年額92,500ユーロ（付加価値税抜き）（2017年３月31日に終了した年度：100,000ユーロ）を比例按分した金額は、損益計算書の「総利益（損失）」において控除されている。

注10－金融資産

固定資産として保有する投資は、コマーシャル・ペーパーである。固定資産として保有する投資の変動は、以下のとおり要約される。

	2018年3月31日 (ユーロ)
取得原価	
期首現在	4,000,567
期中取得	15,001,688
期中売却	(19,002,255)
期末現在	—
評価調整	
期首現在	—
当期評価調整の取消	—
期末現在	—
期末純額	—
期末時価	—

注11－運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2018年3月31日現在、約9,767百万ユーロ（2017年：11,871百万ユーロ）である。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Balance Sheet at March 31, 2018
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2018	March 31, 2017
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial assets			
Investments held as fixed assets	10	---	4,000,567
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year		307,943	341,652
Cash at bank and in hand	9	8,922,986	4,645,136
		9,230,929	4,986,788
PREPAYMENTS		26,250	18,750
TOTAL (ASSETS)		9,257,179	9,006,105
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves		767,500	652,500
1. Legal reserve	4	37,500	37,500
4. Other reserves, including the fair value reserve			
b) other non available reserves	4	730,000	615,000
Profit or loss brought forward	4	7,343,211	6,961,171
Profit or loss for the financial year		182,099	497,040
		8,667,810	8,485,711
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	373,240	302,559
		373,240	302,559
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	6	177,802	186,363
Other creditors			
a) Tax authorities		9,997	12,059
b) Social security authorities		28,330	19,413
		216,129	217,835
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		9,257,179	9,006,105

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Profit and Loss Accounts
for the year ended March 31, 2018
 (expressed in Euro)

	Note(s)	<i>March 31, 2018</i>	<i>March 31, 2017</i>
1. to 5. Gross profit or loss	7, 9	1,161,839	1,452,281
6. Staff costs		(841,274)	(827,098)
a) salaries and wages	8	(768,591)	(756,938)
b) social security costs	8	(72,683)	(70,160)
<i>i) relating to pensions</i>		(44,339)	(42,766)
<i>ii) other social security costs</i>		(28,344)	(27,394)
8. Other operating expenses		(35,024)	(25,000)
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets			
b) other income		2,567	1,999
11. Other interest receivable and similar income			
b) other interest and similar income		54,658	31,710
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	9	(15,650)	(15,419)
b) other interest and similar expenses		(73,801)	(34,079)
15. Tax on profit or loss	5	(66,535)	(82,539)
16. Profit or loss after taxation		186,780	501,855
17. Other taxes not shown under items 1 to 16		(4,681)	(4,815)
18. Profit for the financial year		182,099	497,040

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

**Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2018**

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Gross profit or loss”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014. Moreover the Company has been granted with Chapter 15 of the modified law of December 17, 2010 license by the CSSF on November 16, 2017.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“ EUR ”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

**Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2018 (continued)**

Note 2 – Summary of significant accounting policies (continued)

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Financial assets

Securities and other financial instruments held as fixed assets are recorded at acquisition cost on trade date. At the year end, securities held as fixed assets are valued individually at the lower of cost or market value. These value adjustments are not continued if the reasons for which they were made have ceased to apply. Value adjustments are deducted directly from the related assets. Realised profit or loss on sale of investments held as fixed assets is determined on the basis of the average cost method.

Debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Creditors

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Gross profit or loss

Gross profit or loss includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Interest income and interest expenses

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2018 (continued)

Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2018 and 2017, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Reserves and Profit or loss brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit or loss brought forward
	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>
Balance as at March 31, 2017	37,500	615,000	6,961,171
Previous year's profit or loss	---	---	497,040
Net release of net wealth tax reserve	---	(85,000)	85,000
Net wealth tax reserve	---	200,000	(200,000)
Balance as at March 31, 2018	37,500	730,000	7,343,211

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

Based on the Circular Fort. N°47ter dated June 16, 2016, which determines the criteria for the reduction of the net wealth tax (“NWT”) as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on July 25, 2016 a circular I.Fort N° 51 (the “Circular”) indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax (“CIT”) for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction) or the NWT due based on the unitary value.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net wealth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2018, the non-distributable reserve amounted EUR 730,000 representing five times the net wealth tax credited for the years from 2012 to 2017 (March 31, 2017: EUR 615,000).

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

**Notes to the Annual Accounts
 for the year ended March 31, 2018 (continued)**

Note 4 – Reserves and Profit or loss brought forward (continued)

Other reserves (continued)

As per Annual General Meeting held on June 13, 2017, the 2011 net wealth tax reserve was fully released by an amount of EUR 85,000 and a net wealth tax reserve of EUR 200,000 was constituted for 2017.

Note 5 – Taxes

The Company benefited from a tax consolidation regime (fiscal unity) set forth in article 164 bis LITL with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. being head of the fiscal unity as from 2008 financial year. Following the expiry of the tax consolidation regime of Nomura Bank (Luxembourg) S.A. as at March 31, 2017, the Company henceforth is taxed as a single entity.

Note 6 – Creditors

As at March 31, 2018 and 2017, the balances were constituted of audit and tax consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 – Gross profit or loss

As at 31 March 2018 and 2017, this caption can be analysed as follows:

	<i>March 31, 2018</i>	<i>March 31, 2017</i>
	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>
Management fees	1,308,526	1,587,246
Risk Management fees	67,083	87,500
Other fees	52,000	29,502
Other external charges	(265,770)	(251,967)
	<u>1,161,839</u>	<u>1,452,281</u>

As at March 31, 2018, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 94,981 (March 31, 2017: EUR 103,187), overseas regulation fees for EUR 21,679 (March 31, 2017: EUR 48,138), internal and external audit fees for EUR 53,952 (March 31, 2017: EUR 30,701), legal fees reimbursement for EUR (5,894) (March 31, 2017: legal fees for EUR 21,629) and other charges for EUR 101,052 (March 31, 2017: EUR 48,312).

Note 8 – Staff

For the years ended March 31, 2017 and March 31, 2018, the Company has employed 6 persons.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2018 (continued)

Note 9 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business.

These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded negative interest for the years ended March 31, 2018 and March 31, 2017. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

On February 14, 2014, as amended from time to time, Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the "Bank") and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 92,500 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the year ended March 31, 2018 (EUR 100,000 for the year ended March 31, 2017) is recorded in deduction of the caption "Gross profit or loss" in the profit and loss account.

Note 10 – Financial assets

Investments held as fixed assets are commercial papers. Movements in investments held as fixed assets are summarised as follows:

	<i>March 31, 2018</i>
	<i>EUR</i>
Acquisition cost	
at the beginning of the year	4,000,567
acquisitions during the year	15,001,688
disposals during the year	(19,002,255)
at the end of the year	---
Value adjustments	
at the beginning of the year	---
Reversal of value adjustments for the year	---
at the end of the year	---
Net value at the end of the year	---
Market value at the end of the year	---

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 9,767 million as at March 31, 2018 (2017: EUR 11,871 million).

[次へ](#)

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されています。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2018年11月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝129.19円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2018年9月30日現在

(ユーロで表示)

	注記	2018年 9月30日		2017年 9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
固定資産					
金融資産					
固定資産として保有する投資		—	—	6,001,091	775,281
流動資産					
債権					
売掛金					
a) 1年以内期限到来		283,196	36,586	275,686	35,616
銀行預金および手許現金	9	9,152,545	1,182,417	2,869,618	370,726
		9,435,741	1,219,003	3,145,304	406,342
前払金		23,806	3,075	20,614	2,663
資産合計		9,459,547	1,222,079	9,167,009	1,184,286
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	48,446	375,000	48,446
準備金		1,132,500	146,308	767,500	99,153
1. 法定準備金	4	37,500	4,845	37,500	4,845
4. 公正価値準備金を含むその他の準備金	4				
b) その他の配当不能準備金		1,095,000	141,463	730,000	94,309
繰越（損）益	4	7,160,310	925,040	7,343,211	948,669
当期（損）益		133,359	17,229	104,647	13,519
		8,801,169	1,137,023	8,590,358	1,109,788
引当金					
納税引当金	5	436,113	56,341	342,793	44,285
		436,113	56,341	342,793	44,285
債務					
買掛金					
a) 1年以内期限到来	6	184,013	23,773	188,094	24,300
その他の債務					
a) 税金債務		24,859	3,212	8,403	1,086
b) 社会保障債務		13,393	1,730	37,361	4,827
		222,265	28,714	233,858	30,212
資本金、準備金および負債合計		9,459,547	1,222,079	9,167,009	1,184,286

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2018年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	注記	2018年9月30日		2017年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1 から5. 総利益（損失）	7、9	651,919	84,221	612,943	79,186
6. 人件費		(431,439)	(55,738)	(428,250)	(55,326)
a) 賃金および給与	8	(394,576)	(50,975)	(391,548)	(50,584)
b) 社会保障費	8	(36,863)	(4,762)	(36,702)	(4,742)
i) 年金に関するもの		(22,783)	(2,943)	(22,366)	(2,889)
ii) その他の社会保障費		(14,080)	(1,819)	(14,336)	(1,852)
8. その他の営業費用		(17,500)	(2,261)	(17,524)	(2,264)
10. 固定資産の一部を構成する投資 および貸付からの収益					
b) その他の収益		—	—	(3,607)	(466)
11. その他の未収利息および類似の収益					
a) 関連会社に関連するもの		—	—	66	9
b) その他の利息および類似の収益		21,481	2,775	42,209	5,453
14. 未払利息および類似の費用					
a) 関連会社に関連するもの	9	(6,878)	(889)	(8,109)	(1,048)
b) その他の利息および類似の費用		(21,083)	(2,724)	(52,580)	(6,793)
15. 損益に係る税金	5	(67,822)	(8,762)	(38,235)	(4,940)
16. 税引後利益（損失）		128,678	16,624	106,913	13,812
17. 1 から16 の科目に含まれない その他の税金		4,681	605	(2,266)	(293)
18. 当期利益		<u>133,359</u>	<u>17,229</u>	<u>104,647</u>	<u>13,519</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2018年9月30日に終了した期間

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総利益（損失）」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可を2014年2月14日付で得ている。さらに当社は、2010年12月17日法（修正済）第15章に基づく認可を2017年11月16日付でC S S Fから得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結決算の対象になっている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結決算の対象にもなっており、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC 4 R 3 A B ロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2－重要な会計方針の要約

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、中間財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建のすべての取引は、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本期間の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

金融資産

固定資産として保有する有価証券およびその他の金融商品は、取引日における取得原価で計上される。期末時点で、固定資産として保有する有価証券は、原価または時価のいずれか低い方で個別に評価される。これらの評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなった場合には継続されない。評価調整は、関連する資産から直接差し引かれる。固定資産として保有する投資の売却実現損益は、平均原価法により決定される。

債権

未収債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整が行われた事由が適用されなくなった場合には、当該評価調整は継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、当事業期間に関連する費用で、翌事業年度に支払われるものが含まれている。

総利益および損失

総利益および損失には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注３－払込済資本金

2018年９月30日および2017年９月30日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、１株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

注４－準備金および繰越利益または損失

当期中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	繰越(損)益 (ユーロ)
2018年３月31日現在残高	37,500	730,000	7,343,211
前期の(損)益	—	—	182,099
富裕税準備金の取毀し純額	—	(80,000)	80,000
富裕税準備金	—	445,000	(445,000)
2018年９月30日現在残高	37,500	1,095,000	7,160,310

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも５％を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10％に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の準備金

2016年から富裕税（NWT）を減額するための基準を定めた2016年６月16日付第47-3号通達に基づき、ルクセンブルグ税務当局は、企業が適用されるべき（前年度の法人税（CIT）を控除した）最低富裕税額を決定し、当該金額と統合ベースに基づく富裕税額とを比較することにより、当該年度における富裕税額を減額することができることを示した第51号通達を2016年７月25日に発行した。富裕税の目的のため、企業は当該減額後の最低富裕税額または統合ベースに基づく富裕税額のいずれか高い方の金額を支払わなければならない。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の富裕税額の５倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。この準備金は、設定された翌年から５年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、配当が行われた年度に税額控除は廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の準備金」として計上することを決定した。

当社は、2016年６月16日付第47-3号通達に基づいて、2017年度の財務書類承認時に2017年度における富裕税を減額することを決定し、富裕税準備金を当社の2017年度の損益から割当てた。ルクセンブルグ税務当局が2018年５月17日に新たに発行した第47-4号通達にしたがうと、2017年度の富裕税準備金は承認済の2016年度の損益から割当てべきである。したがって、当社は、当社の2016年度の損益は2017年３月31日現在の繰延損益の一部であり、すなわち2017年度の富裕税準備金は当社の2016年度の損益から割当てられている事実を明確にすることを決定した。

2018年３月31日現在、分配不能準備金は730,000ユーロであり、これは2012年から2017年までの年度の富裕税の５倍に相当する。（2017年３月31日現在：615,000ユーロ）

2018年６月12日に開催された年次総会により、2012年の富裕税準備金（80,000ユーロ）が全額取り毀され、2018年の富裕税準備金として215,000ユーロ、2019年の富裕税準備金として230,000ユーロが設定された。

注５－税金

2008年事業年度からノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「銀行」）を財政統合の筆頭として、当社は、ルクセンブルグ所得税法第164条に定められている税統合制度（財政統合）を利用していた。銀行は、2017年３月31日に税統合制度の適用期間満了となり、その後は単一の事業体として課税されている。

注６－債務

2018年９月30日および2017年９月30日現在、残高は、未払いの監査報酬、コンサルタント料、給与関連拠出金および所在地事務報酬で構成されていた。

注７－総利益または損失

2018年９月30日および2017年９月30日現在、以下のとおり分析される。

	2018年９月30日 (ユーロ)	2017年９月30日 (ユーロ)
管理報酬	715,886	668,053
リスク管理報酬	29,375	33,750
その他の報酬	26,500	14,500
その他の外部費用	(119,842)	(103,360)
	<u>651,919</u>	<u>612,943</u>

2018年９月30日現在、その他の外部費用は、所在地事務報酬48,588ユーロ（2017年９月30日現在：52,975ユーロ）、海外規制費用4,120ユーロ（2017年９月30日現在：8,583ユーロ）、監査報酬15,761ユーロ（2017年９月30日現在：15,762ユーロ）、およびその他の費用51,373ユーロ（2017年９月30日現在：26,040ユーロ）で構成されている。

注８－スタッフ

2018年９月30日現在、当社は５名の従業員を雇用していた（2017年９月30日現在：６名）。

注９－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）銀行によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業の一環として、関連会社との間で多くの銀行取引が行われている。これらには、当座預金口座、短期定期預金および為替取引が含まれる。

2018年９月30日および2017年９月30日に終了した期間の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

銀行と当社は、経営モデルに沿って事業活動を行うために一定のサービスを提供することを銀行に委任する2014年２月14日付のサービス水準合意書に署名した。半期分の48,588ユーロ（付加価値税込み）（2017年９月30日現在：52,975ユーロ）が銀行から期間比例の原則に則って請求され、損益計算書の「総利益（損失）」において控除されている。

注10－運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2018年９月30日現在、約9,226百万ユーロ（2017年９月30日現在：10,431百万ユーロ）である。

4【利害関係人との取引制限】

管理会社は、自己またはファンドの受益者以外の第三者の利益を計る目的で行う取引など、ファンドの受益者の保護に欠け、またはファンド資産の運用の適正を害する取引を行うことはできません。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または解散に関しては、株主総会において、ルクセンブルグの法律に規定される要件に基づき、決議が行われなくてはなりません。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの法令の規定に基づき、UCITSおよびAIFを管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社に重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド（「投資運用会社」） (Nomura Asset Management U.K.Limited)

(1) 資本金の額

2018年11月末日現在、4,744,391英ポンド（約6億8,798万円）

（注）英ポンドの円貨換算は、便宜上、2018年11月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場場の仲値（1英ポンド＝145.01円）によります。

(2) 事業の内容

ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド（以下「NAM UK」といいます。）は、NIMCOヨーロッパ・リミテッドとして1984年10月に英国法に基づき設立されました。同社は、その後、1987年12月に名称をノムラ・キャピタル・マネジメントU. K. リミテッドに変更しました。同社の名称は、1997年10月1日に行われたグループ会社の再編の一環としてなされたノムラ・アセット・マネジメント（インターナショナル）リミテッドとの合併によって現在の名称に変更され、同社は、機関投資家その他の企業に対して、証券取引、短期金融商品その他に対する投資に関する助言・運用業務を提供しています。

NAM UKは、投資資産および投資信託の運用に関し日本最大級の会社である野村アセットマネジメント株式会社の完全子会社であり、親会社より投資情報を受領しています。

NAM UKは、英国金融庁による承認および規制を受けています。

2. ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換事務・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人」） (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

(1) 資本金の額

2018年11月末日現在、2,800万ユーロ（36億1,732万円）

(2) 事業の内容

1990年、ルクセンブルグの法律に基づき株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事しています。

3. 野村證券株式会社（日本における「代行協会員」ならびに日本における「販売会社」）

(1) 資本金の額

2018年11月末日現在、100億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2018年11月末日現在、日本国内に156の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定第一種金融商品取引業者として、また外国投資信託の販売会社および代行協会員として、それぞれの受益証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

4. 高木証券株式会社（日本における「販売会社」）

(1) 資本金の額

2018年11月末日現在、11,069百万円

(2) 事業の内容

1918年11月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

5. ちばぎん証券株式会社（日本における「販売会社」）

(1) 資本金の額

2018年11月末日現在、43億7,433万750円

(2) 事業の内容

1981年10月に小布施証券株式会社と鳥海証券株式会社が合併したことにより発足し、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

6. 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2018年11月末日現在、40,500百万円

(2) 事業の内容

1948年3月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

7. 岩井コスモ証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2018年11月末日現在、13,500百万円

(2) 事業の内容

1917年12月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

8. 丸三証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2018年11月末日現在、100億円

(2) 事業の内容

1933年6月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

9. ＳＭＢＣ日興証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2018年11月末日現在、100億円

(2) 事業の内容

日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

10. いちよし証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2018年11月末日現在、14,577百万円

(2) 事業の内容

1944年5月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

11. 藍澤證券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2018年11月末日現在、80億円

(2) 事業の内容

1933年10月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

12. 丸八証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2018年11月末日現在、3,751百万円

(2) 事業の内容

1944年3月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

13. キャピタル・パートナーズ証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2018年11月末日現在、1,000百万円

(2) 事業の内容

1999年12月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

14. むさし証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2018年11月末日現在、5,000百万円

(2) 事業の内容

1947年8月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

15. 株式会社SBI証券（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2018年11月末日現在、483億2,313万円

(2) 事業の内容

1999年4月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

16. FFG証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2018年11月末日現在、3,000百万円

(2) 事業の内容

1944年7月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

17. 四国アライアンス証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2018年11月末日現在、30億円

(2) 事業の内容

2012年2月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

18. 光証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2018年11月末日現在、513,800,000円

(2) 事業の内容

1948年に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

19. ひろぎん証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2018年11月末日現在、50億円

(2) 事業の内容

2008年1月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

20. 八十二証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2018年11月末日現在、30億円

(2) 事業の内容

1949年5月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

21. 岡地証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2018年11月末日現在、1,500,000,000円

(2) 事業の内容

1948年5月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

22. エース証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2018年11月末日現在、8,831百万円

(2) 事業の内容

1931年2月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

23. ごうぎん証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2018年11月末日現在、30億円

(2) 事業の内容

2015年2月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

24. とうほう証券株式会社（日本における「販売会社」）

(1) 資本金の額

2018年11月末日現在、30億円

(2) 事業の内容

2015年8月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

25. ぐんぎん証券株式会社（日本における「販売会社」）

(1) 資本金の額

2018年11月末日現在、30億円

(2) 事業の内容

2016年2月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

26. 京銀証券株式会社（日本における「販売会社」）

(1) 資本金の額

2018年11月末日現在、30億円

(2) 事業の内容

2016年10月3日に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

27. 七十七証券株式会社（日本における「販売会社」）

(1) 資本金の額

2018年11月末日現在、30億円

(2) 事業の内容

2016年7月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

28. 九州FG証券株式会社（日本における「販売会社」）

(1) 資本金の額

2018年11月末日現在、30億円

(2) 事業の内容

2017年6月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

29. FPL証券株式会社（日本における「販売会社」）

(1) 資本金の額

2018年11月末日現在、95,250,000円

(2) 事業の内容

2014年12月に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。

30. 上光証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2018年11月末日現在、5億円

(2) 事業の内容

1938年に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。2019年4月1日付で商号が北洋証券株式会社に変更の予定です。

31. 奈良証券株式会社（日本における「販売会社」）**(1) 資本金の額**

2018年11月末日現在、117,500千円

(2) 事業の内容

1944年に設立され、日本において金融商品取引業者としての業務を行っています。2019年3月18日付で商号は以下に変更となる予定です。

（商号）南都まほろば証券株式会社

2【関係業務の概要】

1. ノムラ・アセット・マネジメント・UK・リミテッド（「投資運用会社」）
(Nomura Asset Management U.K.Limited)
ファンドに関する投資運用業務を行います。
2. ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「保管受託銀行」ならびに「登録・名義書換事務・支払・管理事務代行会社、発行会社代理人および評価代理人」）
(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)
管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行います。また、登録・名義書換事務・支払・管理事務代行業務（純資産価額の計算を含みます。）、発行会社代理人および評価代理人業務等を行います。
3. 野村證券株式会社（日本における「代行協会員」ならびに日本における「販売会社」）
日本におけるU. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの販売に関し、代行協会員業務および販売業務を行います。
4. 高木証券株式会社（日本における「販売会社」）
U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびNZドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
5. ちばぎん証券株式会社（日本における「販売会社」）
U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
6. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（日本における「販売会社」）
U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
7. 岩井コスモ証券株式会社（日本における「販売会社」）
U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
8. 丸三証券株式会社（日本における「販売会社」）
U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
9. S M B C日興証券株式会社（日本における「販売会社」）
U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
10. いちよし証券株式会社（日本における「販売会社」）
U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンド、豪ドル・マネー・マーケット・ファンドおよびNZドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
11. 藍澤証券株式会社（日本における「販売会社」）
U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
12. 丸八証券株式会社（日本における「販売会社」）
U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
13. キャピタル・パートナーズ証券株式会社（日本における「販売会社」）
U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
14. むさし証券株式会社（日本における「販売会社」）
U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。
15. S B I証券株式会社（日本における「販売会社」）

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

16. F F G証券株式会社（日本における「販売会社」）

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

17. 四国アライアンス証券株式会社（日本における「販売会社」）

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

18. 光証券株式会社（日本における「販売会社」）

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

19. ひろぎん証券株式会社（日本における「販売会社」）

豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

20. 八十二証券株式会社（日本における「販売会社」）

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

21. 岡地証券株式会社（日本における「販売会社」）

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

22. エース証券株式会社（日本における「販売会社」）

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

23. ごうぎん証券株式会社（日本における「販売会社」）

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

24. とうほう証券株式会社（日本における「販売会社」）

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

25. ぐんぎん証券株式会社（日本における「販売会社」）

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

26. 京銀証券株式会社（日本における「販売会社」）

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

27. 七十七証券株式会社（日本における「販売会社」）

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

28. 九州F G証券株式会社（日本における「販売会社」）

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

29. FPL証券株式会社（日本における「販売会社」）

U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行います。

30. 上光証券株式会社（日本における「販売会社」）

2019年2月12日より、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行う予定です。

31. 奈良証券株式会社（日本における「販売会社」）

2019年3月18日より、U. S. ドル・マネー・マーケット・ファンドおよび豪ドル・マネー・マーケット・ファンドの受益証券の日本における販売業務を行う予定です。

3 【資本関係】

管理会社の株式の全株を、ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. が保有しています。

第3【投資信託制度の概要】

（2018年3月付）

1. 定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法（改正済）（2010年法が継承）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（改正済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法（改正済）
A I F	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
A I F M	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
A I F M D	指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則（EC）No.1060/2009および規則（EU）No. 1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU
A I F M R	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）No. 231/2013
C E S R	欧州証券市場監督局によって代替された欧州証券規制委員会（E S M A）
C S S F	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体
E S M A	欧州証券市場監督局
E U	欧州連合（E E Cの継承機関であるE Cを吸収）
F C P	契約型投資信託
K I DまたはP R I I P s	規則1286/2014において言及される主要情報文書
K I D	
K I I DまたはU C I T S	指令2009/65/EC第78条および2010年法第159条において言及される主要投資家情報文書
K I I D	
加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州連合加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版
メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からR E S Aに切り替えられた
非個人向け	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券／投資証券を販売することが認められていないパートIIファンド
パートIIファンド	
パートIファンド	（特にU C I T S IV指令をルクセンブルグ法において導入する）2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
パートIIファンド	2010年法パートIIに基づく投資信託
P R I I P	PRIIPs規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品
P R I I P s 規則または規則1286/2014	パッケージ型個人向け投資金融商品（P R I I P s）の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）1286/2014
R A I F	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法第1条に定めるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド

個人向け	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券／投資
パートIIファンド	証券を販売することが認められているパートIIファンド
RESA	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	リスク資本に投資する投資法人
UCI	投資信託
UCI 管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS IV指令または指令2009/65/EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009/65/EC
UCITS V指令または指令2014/91/EU	預託業務、報酬方針および制裁に関して譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009/65/ECを改正する2014年7月23日付欧州議会および欧州理事会指令2014/91/EU
UCITS V法	2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS V指令を法制化する2016年5月10日法
UCITS V規則またはEU規則2016/438	預託機関の義務に関して欧州議会および欧州理事会指令2009/65/ECを補足する2015年12月17日付委員会委任規則（EU）2016/438
UCITS所在加盟国	UCITS IV指令第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
UCITS受入加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国
UCITS管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

II. 投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従っていた。1983年8月25日法は、指令85/611/EEC（以下「UCITS I 指令」という。）の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法によって代替された。

2002年法は、UCITS I 指令を改正する指令2001/107/ECおよび指令2001/108/EC（以下「UCITS III 指令」という。）をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法を代替した。

2010年法は、UCITS IV 指令をルクセンブルグ法に導入し、2002年法を代替した。

専門投資信託に関する2007年法は、機関投資信託に関する1991年法を代替した。専門投資信託（以下「SIF」という。）は、当該ピークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIの一種として区分されている。SIFは、利用可能な会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、CSSFによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2013年7月15日に、AIFMDをルクセンブルグ法に法制化する2013年法が公布され、同日発効した。

AIFMDは、主にEU（および一定の条件の下では外国）におけるオルタナティブ資産運用会社に適用される指令ではあるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ピークル（すなわちAIF）にも影響を及ぼす多くの規定により構成されている。

その結果、2013年法は、別の新しい法律としてAIFMDをルクセンブルグ法に法制化しただけでなく、同時に、リスク資本に投資する投資法人に関する2010年法、2007年法、1915年法、1993年法および改正2004年6月15日法等の現行のルクセンブルグ法を改正した。SICARについては、本概要において簡潔に記載するにとどめる。

2013年法によって導入された現行の投資信託に関する法律の変更は、（i）完全に適用対象となる投資ピークル（すなわち、AIFMDの「商品」に関する要件が適用される投資ピークル）と、（ii）AIF（いかなる場合もAIFとしての適格性を有しているすべてのパートIIファンド）ではないか、または、AIFではあるが運用会社による運用資産が2013年法およびAIFMDにより規定された最低限度額を下回る投資ピークルとを区別することを主に目的としている。

2010年法第16章の改正を通じて、2013年法により、非UCITSの管理会社および非AIFMの管理会社に関する新しい制度が導入された。

AIFMDについては2013年法は、AIF（当該AIFがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらず。）を運用するルクセンブルグで設立されたAIFMに適用されることに留意することが重要である。また、EU加盟国以外の国で設立されたAIFMが、ルクセンブルグ内で設立されたAIFを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してAIF（その投資信託の所在地を問わない。）の販売を行う場合、2013年法は、かかるAIFMに適用される。

2016年5月12日に、2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS V指令を法制化する2016年5月10日ルクセンブルグ法が公布され、2016年6月1日に発効した。2010年法および2013年法の直近の改正は、様々なルクセンブルグ法に多くの変更をもたらす、いわゆる「一括法」により行われた。

2010年法および2013年法の改正により、認可されたAIFMによって運用され、その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資家へその投資証券を販売することが認められていないパートIIファンドに関して、UCITS保管受託制度ではなく、AIFMD保管受託制度が適用される旨規定される。

2010年法はまた、パートIIファンドが（i）登録AIFMまたはEU域外のAIFMにより運用され、かつ（ii）その募集文書において、ルクセンブルグ領域内でその投資証券を個人投資家へ販売することが禁じられている場合において、そのパートIIファンドは、非AIF投資構造に対して適用されるより緩やかな保管受託制度（すなわち非UCITSおよび非AIFMD保管受託制度）の対象となる旨を規定している。

III. ルクセンブルグ投資信託の法制度および法的形態の一般的構成

1. 一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパートIのUCITSおよびパートIIのUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

- パートI UCITS（以下「パートI」という。）
- パートII その他のUCI（以下「パートII」という。）
- パートIII 外国のUCI
- パートIV 管理会社
- パートV UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2 2007年法

2007年法はSIFのみを取り扱い、2つのパートに分けられる。

- パートI 専門投資信託に適用される一般規定
- パートII オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法第2章またはAIFMD第2章に基づき認可されるAIFMにより運用される専門投資信託に適用される固有規定

1.3 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2. 法的形態

2010年法パートIおよびパートIIに従う投資信託および2007年法に従うSIFの主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託（fonds commun de placement）（以下「FCP」という。）
- 2) 投資法人（investment companies）

- － 変動資本を有する投資法人（以下「SICAV」という。）
- － 固定資本を有する投資法人（以下「SICAF」という。）

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法（パートIファンドおよびパートIIファンド）、2004年法（SIF）、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託（FCP）

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社（以下「管理会社」という。）およびその保管受託銀行（以下「保管受託銀行」という。）の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 FCPの概要

F C Pは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家は、その投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。F C Pは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法およびU C I T SおよびパートIIファンドについては2010年法またはS I Fについては2007年法のいずれかに従っている。

投資家は、F C Pに投資することにより、F C Pに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、F C Pの約款（以下を参照のこと。）に基づく。F C Pへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、F C Pの受益証券（以下「受益証券」という。）を保有する権利を有する。

3.1.2 F C Pの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、端数の受益証券の受益証券登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パートIファンドの受益証券は、F C Pによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パートIIファンドについて、C S S F規則は、2010年法第91条に従い、F C Pの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付I M L告示91/75（改訂済）は、パートIIファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。

S I Fに関連して、受益証券の発行ならびに、適用ある場合は、受益証券の買戻しに適用される条件および手続は約款に規定され、より詳細な規定は課されない。従ってS I Fは、買付けおよび買戻しの両方についてオープン・エンド型またはクローズド・エンド型ファンドとして機能することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

F C Pの分配方針は約款の定めに従う。

パートIファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパートIIファンドに関する2010年法第91条は、C S S F規則によって特定の追加要件を設定しう旨規定している。

（注）2016年10月現在において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、U C I T SまたはパートIIファンドとして資格を有するF C Pとしての認可が得られてから6か月以内およびS I Fとして資格を有するF C Pとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。
ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パートIファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパートIIファンドについては少なくとも1か月に1度（例外がある）は計算されなければならない。S I Fは約款に従い発行価格および買戻価格を決定し、ファンドの純資産価額に基づかない場合がある。S I Fの純資産価額は少なくとも1年に1度は決定されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注) 緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 2010年法に基づくF C Pの保管受託銀行

- A. 管理会社は、運用しているF C Pそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、C S S Fにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、F C Pの資産の保管、キャッシュフローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するF C Pに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。

「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたF C Pのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

- B. パート I F C Pおよび個人向けパートII F C Pについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C Pの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- F C Pの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C Pの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、F C Pのキャッシュフローを適切に監視し、特にF C Pの受益証券の申込みにおいてF C Pの受益者によりまたはF C Pの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、F C Pのすべての現金がa) F C P名義、F C Pを代理する管理会社名義またはF C Pを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006/73/EC¹第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

¹ 「指令2006/73/EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004/39/ECを実施する2006年8月10日付委員会指令2006/73/ECをいう。

F C Pを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. F C Pの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、

ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、F C Pを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってF C Pに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

i) F C Pを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてF C Pの所有権を確かめることによってかかる資産のF C Pによる所有を確認し、

ii) F C Pが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、F C Pのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するF C Pの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるF C Pの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

a) F C Pの勘定のために資産の再利用が行われる場合、

b) 保管受託銀行がF C Pを代理する管理会社の指示を実行する場合、

c) F C Pの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および

d) 権原譲渡契約に基づいてF C Pが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはF C Pの資産の保管を委託された在ルクセンブルクの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、

b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、

c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

a) 委託されたF C Pの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。

b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。

i) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制

ii) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査

c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。

d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるF C Pの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。

e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)のi)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)のi)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

a) 関連するF C Pに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、

b) F C Pを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

F. 保管受託銀行は、F C PおよびF C Pの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、F C Pを代理する管理会社に返却しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、F C Pおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。

これと矛盾する合意は無効となる。

F C Pの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、F C Pおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、F C PまたはF C Pを代理する管理会社に関して、F C P、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびF C Pの受益者に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、F C Pに関する保管受託銀行の義務は終了する。

a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合（2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）

b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合

c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合

d) 約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

F C Pは2010年法または2007年法に従うか否かにかかわらず、管理会社によって運用される。

F C Pに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。

b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。

c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。

d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009/65/ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。（さらなる詳細については、以下IV項を参照のこと。）

3.1.5 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、F C Pの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パートIファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パートIIファンドおよびSIFについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および／または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグの投資信託は、2010年法および2007年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人（S I C A V）

3.2.1.1 2010年法に基づくS I C A V

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、S I C A Vの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法に従い、S I C A Vは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

3.2.1.2 2007年法に基づくS I C A V

公開有限責任会社（société anonyme）の形態に加えて、2007年法はS I C A Vが株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）、特別リミテッド・パートナーシップ（société en commandite spéciale）、普通リミテッド・パートナーシップ（société en commandite simple）、非公開有限責任会社（société à responsabilité limitée）または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合（société coopérative organisée sous forme de société anonyme）の形態の採用を許可している。2007年法に基づくS I C A Vの唯一の目的は、投資リスク分散を目的としてファンドを資産に投資し、投資家（十分に情報を提供された投資家でなければならない）に資産運用の結果の恩恵を提供することである。規約は、資本金が常に会社の純資産の金額と同額である旨規定している。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、S I Fについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.3 2010年法および2007年法に従うS I C A Vの要件

S I C A Vに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パートIの対象となっているS I C A Vの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含め、2010年法パートIに従うすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- パートII S I C A Vは、株式資本を維持しなければならず、当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。当該最低資本金は、S I C A Vの認可後6か月以内に達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本は、250万ユーロに引き上げることができる。
- S I Fについては、株式プレミアムまたは組合持分を構成する金額を加えたS I C A Vの払込済資本は、125万ユーロを下回ってはならない。かかる最低資本金は、S I C A Vの認可後12か月以内に達しなければならない。大公国規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロまで引き上げることができる。

（注）現在はかかる規則は存在しない。

- 取締役の任命および取締役の変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資証券を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資証券を買い戻す。
- UCITSおよびパートIIファンドに関して、通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資証券を発行しない。
- UCITSおよびパートIIファンドの規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。

- － 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- － 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する（パート I ファンドについては最低 1 か月に 2 回、または C S S F が許可する場合は 1 か月に 1 回とし、パート II ファンドについては最低 1 か月に 1 回とし、S I F については最低 1 年に 1 回とする。）。
- － 規約は、S I C A V が負担する費用の性質を規定する。
- － S I C A V の投資証券は無額面とする。

3.2.2 2010年法に基づく S I C A V の保管受託銀行

- A. S I C A V は、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。保管受託銀行は、保管受託契約に従い、S I C A V の資産の保管、キャッシュフローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当する S I C A V に関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報は C S S F に直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の関連法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命された S I C A V のための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

- B. パート I S I C A V および個人向けパート II S I C A V については、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- － S I C A V の投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および S I C A V の規約に従って執行されるようにすること。
- － S I C A V の投資証券の価格が法律および S I C A V の規約に従い計算されるようにすること。
- － 法律または S I C A V の規約に抵触しない限り、S I C A V または S I C A V を代理する管理会社の指示を執行すること。
- － S I C A V の資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- － S I C A V の収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、S I C A V のキャッシュフローを適切に監視し、特に S I C A V の投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、S I C A V のすべての現金が a) S I C A V 名義または S I C A V を代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令 2006/73/EC² 第 18 条第 1 項 a)、b) または c) に言及された組織において開設され、c) 指令 2006/73/EC 第 16 条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

S I C A V を代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記 b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

- C. S I C A V の資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、

- i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
- ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、S I C A V を代理する管理会社名義で開設された指令 2006/73/EC 第 16 条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従って S I C A V に属するものであることが明確に確認できるようにする。

- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

- i) S I C A V から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいて S I C A V の所有権を確かめることによってかかる資産の S I C A V による所有を確認し、
- ii) S I C A V が所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

- D. 保管受託銀行は、定期的に、S I C A V のすべての資産をまとめた一覧を S I C A V に提出する。

保管受託銀行が保管する S I C A V の資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるS I C A Vの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) S I C A Vの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
 - b) 保管受託銀行がS I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を実行する場合、
 - c) S I C A Vの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および
 - d) 権原譲渡契約に基づいてS I C A Vが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合
- 担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および／またはS I C A Vの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および／または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、前記Bに記載された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたS I C A Vの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 - i) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 - ii) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査

² 「指令2006/73/EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004/39/ECを実施する2006年8月10日付委員会指令2006/73/ECをいう。

- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるS I C A Vの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 前記A、C、前記Dの第2段落ないし第4段落および後記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)のi)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)のi)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

a) 関連するS I C A Vに投資する投資主が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、

b) S I C A Vが、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、後記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

- F. 保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、S I C A Vに返還しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりS I C A Vおよび投資主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

以上の保管受託銀行の責任は、前記Eに言及された委任に影響されることはない。

前記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。

これと矛盾する合意は無効となる。

投資主は、救済が重複したり投資主間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的にS I C A Vを通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

- G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、S I C A Vと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、S I C A V、S I C A Vを代理する管理会社および保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社に関して、S I C A V、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびS I C A Vの投資主に開示される場合を除く。

- H. 以下の場合、S I C A Vに関して保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはS I C A Vに解任される場合（2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。）
- b) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局によりS I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合
- d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章（UCITS）または第16章（パートIIファンドおよびSIF）に従い管理会社によって運営される。

S I C A Vが管理会社を指定した場合のS I C A Vに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意に退任し、またはS I C A Vにより解任された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 指定管理会社がS I C A Vにより退任され、S I C A Vが自己運用S I C A Vたる適格性の採用を決定した場合。

- c) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- d) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

3.2.4 関係法人

前記III.3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、S I C A Vの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 会社型パート I ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート I ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- － 認可の申請は、少なくともS I C A Vの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- － S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代表するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- － さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 以下のIV. 3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と解釈される。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手續、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグの投資信託に関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010法および2007年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法および2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI（いわゆる「アンブレラ・ファンド」）を設立することができる旨を規定している。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。CSSFは、2010年法および2007年法に従う投資信託（以下「UCI」という。）の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連するCSSF告示12/540を発行した。当該告示に従い、CSSFによる運用されていないコンパートメント（即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント）に対する認可は、最長18か月間有効である。

4.1.2 2010法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICAVの投資証券は全額払い込まなければならない、無額面でなければならない。投資証券は、SICAVの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.1.3 2007年法に基づく受益証券の発行および買戻し

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資証券／受益証券を発行することができる。投資証券は、発行時に1口当たり最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、2007年法の下で、SIFは、（例えば、SIFが発行したワラントの行使時に）所定の確定した価格で投資証券を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で投資証券を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは、一部払込済み投資証券を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、約定した申込みにより当初申込時に確認された新規投資証券の継続取得によってのみならず、一部払込済み投資証券（当初発行された投資証券の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。）によって行うこともできる。

4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）は、（2010年法または2007年法により明示的に適用除外されていない限り）FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件（1915年法第420条の1）

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項（1915年法第420条の15）

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 設立企画人の身元
- (ii) 法人の形態および名称
- (iii) 登録事務所
- (iv) 法人の目的
- (v) 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- (vi) 発行時に払込済の額
- (vii) 発行済資本および授權資本を構成する投資証券の種類の記載
- (viii) 投資証券の様式（記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式）
- (ix) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

（注）1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

- (x) 設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (xi) 資本の一部を構成しない投資証券（もしあれば）に関する記載
- (xii) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (xiii) 法人の存続期間
- (xiv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積り

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420条の17）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESEAに公告すること
- (ii) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 設立企画人および取締役の責任（1915年法第420条の19および第420条の23）

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

IV. 2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

1. ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パートIに基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる（簡単な通知手続に服する。）。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。）。

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パートIファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、指令2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同指令第1条第2項第1号および第2号、
 - a) およびb) に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に（設立国が加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - 当該その他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - 当該その他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が指令2009/65/ECの要件と同等であること。
 - 当該UCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - （合計で）取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。

- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
- UCITSが投資することができる商品の原資産となるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。
- CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付CSSF告示11/512を制定している。同告示は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
 - 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4次指令78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社(各運用UCITSに関するもの)は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロファイル全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。
- (b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。いかなる場合も、これらの運用によりUCITSはその設立文書に記載された投資目的から逸脱しないものとする。
- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。
- 当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。
- UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上

限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を含む場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

- (10) (a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

— 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品

— 当該機関への預金、または

— 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国が参加している公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

指令83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

- (11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSFの承認する株価指数または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および／または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみとずる場合に限る。

— 指数の構成銘柄が十分分散されていること

— 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること

— 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

- (12)(a) (10)にかかわらず、CSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

- (b) (a) に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証人となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。
- (c) さらに、(a) に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証人となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。
- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。
- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。
- UCITSがUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。
- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび／または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび／またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。
- 他のUCITSおよび／または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび／またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび／またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。
- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の前記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株価指数または債券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートIまたは指令2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しようとする議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - (ii) 同一発行体の債務証券の10%
 - (iii) (2010年法第2条第2項の意味における) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - (iv) 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投

資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。

5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。

(16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書IV.2.の制限に適合する必要はない。

リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。

(b) 上記(a)の制限がUCITSの制御の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。

(17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。

(b) (a)にかかわらず、

1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%まで、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%まで借入れをすることができる。

2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。

UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。

(18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。

(b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて施行している。

2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する告示08/339（以下「告示08/339」という。）を出した。

告示08/339は、2002年法の関連規定（2010年法の対応する規定により代替される。）の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された告示08/380により改正された。

2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF告示08/356を出した。

告示08/356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

告示14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。

指令2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター／フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS（またはそのコンパートメント）の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。

- B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS（以下「マスター」という。）に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。
- － 補助的な流動資産（2010年法第41条第2項に定義される。）
 - － 金融デリバティブ商品（ヘッジ目的でのみ利用できる。）
 - － 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITSの管理会社／第15章の管理会社

パートIファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。
- 管理会社は、公開有限責任会社（société anonyme）、非公開有限会社（société à responsabilité limitée）、共同会社（société coopérative）、公開有限責任会社として設立された共同会社（société coopérative organisée comme une société anonyme）、または株式有限責任事業組合（société en commandite par actions）として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。
- 2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定は第15章の管理会社に適用される。
- 認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。
- (2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服する場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。
- UCITSの運用のための活動は、2010年法別表IIに列挙されている業務を含む。
- （注）当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。
- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。
- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用（年金基金が保有するものも含む。）
- (b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務
- (4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。
- (5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授權も得るものとする。
- AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表Iに記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。
- （注）別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集会的管理において追加的に遂行する「その他の業務」（管理、販売およびAIFの資産に関連する行為等）から構成される。
- AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。
- (7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。
- (8) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。
- (a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。
- － 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
 - － 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - (i) 管理会社が運用するFCP（管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）
 - (ii) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

- (iii) 管理会社が運用するUCI（管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。）

- 一 これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、指令2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- (9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。
CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (12) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
(d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
(e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
(f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
管理会社が、(2010年法第116条に従い) 集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。
CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人（réviseurs d'entreprises agréés）に委ねることが条件とされる。
承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記3.1(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場

合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

- (2) 管理会社が運用するU C I T Sの性格に関し、またU C I T Sの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、U C I T Sに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するU C I T Sの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とU C I T SまたはU C I T S間の利益の相反により害されるU C I T Sまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 上記3.1(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- － 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するU C I T Sの受益証券に投資してはならない。
 - － (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償制度に関する指令97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- （注）上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、C S S Fに適切に報告しなければならない。C S S Fは、U C I T S所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、U C I T Sが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) U C I T Sの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
- 管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するU C I T Sの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
- (b) 管理会社が運用するU C I T Sの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
- (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。
- (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するU C I T Sが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
- (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するU C I T Sの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するU C I T Sのリスク・プロファイル、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取るこ

とを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。

報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。

報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員に適用される。

(7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用する範囲において遵守するものとする。

- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイル、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。
 - (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
 - (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
 - (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。
 - (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
 - (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。
 - (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
 - (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
 - (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
 - (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
 - (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
 - (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
 - (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。
- 本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。
- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。

本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基いて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック（回収）を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

- (q) 役職員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

- (r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009/65/E C第14 a (4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会（該当する場合）は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイクホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めに設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めに設定するものとする。

- (9) 管理会社は、1993年法第1条に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37－8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表IIに定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (2) 指令2009/65/E Cに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

UCITS管理会社に適用される制度は、最初に2003年7月30日付CS SF告示03/108に記載され（かかる告示の目的はUCITS管理会社に適用される規定および要件を明確にすることであった。）、その後、CS SF告示05/185により補足された。

C S S F規則No.10－4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

さらに、2010年法の効力発生後、C S S Fは、2010年法第15章に従うルクセンブルグの管理会社および2010年法第27条の意味における管理会社を指定していない投資法人（いわゆる「自己運用型投資法人」）に適用される新たな規定に関するC S S F告示11／508を発行した。C S S F告示11／508の目的は、2010年法の効力発生後にU C I T S管理会社および自己運用型投資法人が遵守すべき新たな要件につき詳細に説明することであった。

2012年10月24日、C S S Fは、C S S F告示03／108、C S S F告示05／185およびC S S F告示11／508に代替するC S S F告示12／546を発行した。C S S F告示12／546は、第15章に従う管理会社および自己運用型投資法人に関する認可の取得および維持のための関連ある条件を一つの告示内に含み、C S S F規則No.10－4の一定の原則を詳述する。

C S S F告示12／546は詳細にわたり、以下は主要な点をまとめたものにすぎない。

- － 業務プログラムを記載した申請ファイルは、C S S Fに提出されなければならない。
- － 管理会社および／または自己運用型投資法人は、その事務所をルクセンブルグに置かなければならない。
- － 人的資源について、管理会社および／または自己運用型投資法人は、原則として、その決定事項を実行し、職務を遂行し、受任者の業務を有効に監督するために必要な技能、知識および専門的技術を有する十分な数の常勤職員を雇用しなければならない。ただし、C S S Fにより認められる特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の業務執行役員が遂行しなければならない。
- － 一般的規則として、管理会社および／または自己運用型投資法人の業務を遂行する少なくとも2名の者はルクセンブルグを本拠としなければならない。管理会社が一任顧客方式でポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者は、いかなる場合も、ルクセンブルグを本拠としなければならない。また、業務執行役員のいずれも、管理会社が管理会社を務めるU C I T Sの保管銀行の従業員であってはならない。業務執行役員は、業務契約により管理会社／自己運用型投資法人の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。
- － 告示では、職員数は管理会社／自己運用型投資法人の業務と、多分に管理会社が自らその権限を遂行するか委任を通じその権限を遂行するかに依拠すると示唆している。
- － 管理会社のコンプライアンス担当役員、内部監査人およびリスク管理者は、管理会社の取締役会の構成員であってはならない。
- － 告示では、管理会社／自己運用型投資法人が最初のおよび継続的な審査および監督に従いその権限の一部の委任を認められるため充足すべき条件、管理会社／自己運用型投資法人の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社／自己運用型投資法人から権限を委任された者を監視するためのシステムおよび手順ならびにかかる2名が権限の委任先が実行する業務を監督するため受領すべき報告書の種類が詳細に記載されている。管理会社／自己運用型投資法人の業務を遂行する者は常にU C I T Sに関する会計書類を即時にまたは簡易な請求手続で入手できなければならない。
- － 中央管理事務権限は、他のルクセンブルグの認可された規制対象企業に対してのみ委任することができる。
- － 投資運用権限の保管銀行に対する委託は禁止されている。

4. ルクセンブルグのU C I T Sに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのU C I T Sの認可、登録および監督

4.1.1 U C I T Sの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- (i) 次の投資信託はルクセンブルグのC S S Fから正式な認可を受けることを要する。
 - － ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
 - － E U加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のE U加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（U C I T S）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- (ii) 認可を受けたU C I は、C S S Fによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。
- (iii) ルクセンブルグ法、規則およびC S S Fの告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。C S S Fのかかる決定およびC S S Fの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている

決定の通知日から1か月以内になされなければならない、これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはC S S Fの要請に基づき、該当するルクセンブルグのU C Iの解散および清算を決定する。

C S S Fの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パート I ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書（以下「U C I T S K I I D」という。）を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各F C Pのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がU C I T Sの受益証券／投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。
主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。
さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。
- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

P R I I P s 規則に従い、いわゆる「P R I I P」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286／2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がP R I I Pに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書（以下「P R I I P K I D」という。）を交付する必要がある。「P R I I P」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品をいう。

P R I I P s 規則は、2018年1月1日から適用される。U C I S 管理会社、自己運用U C I T S 投資法人およびU C I T S について助言または販売を行う者に関して、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。

P R I I P s 規則の目的は、(i) P R I I P s K I D（最大A4 3頁）を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに(ii) P R I I P 市場の参加者全員（P R I I P の設定者、助言者および販売者）に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

P R I I P のコンセプトには、（クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、U C I T S を含む）あらゆる種類の投資ファンド、（その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む）仕組商品および（変額年金商品および配当付商品を含む）保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

U C I T S の受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当ある場合はU C I T S K I I D／P R I I P s K I D）が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのU C I T S に適用される規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付C E S R ガイドライン10-049（改定済）
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009／65／E Cを実施する2010年7月1日付委員会指令2010／43／E Uを法制化する2010年12月22日付C S S F 規則No.10-4
- ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009／65／E Cを実施する2010年7月1日付委員会指令2010／44／E Uを法制化する2010年12月22日付C S S F 規則No.10-5
- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うU C I T S およびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のU C I T S が踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付C S S F 告示11／509
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付C S S F 告示12／540

4.2 ルクセンブルグのU C I T S に適用される追加的な規制

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはC S S Fの認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S Fが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 2010年法パートIに従うUCITSは、上記(ii)に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、C S S Fにより認可されないものとする。

- a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をC S S Fが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をC S S Fが承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが指令2009/65/ECに従う管理会社により運用され、指令2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、C S S Fは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、C S S Fは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合）は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

(iv) 販売資料

2005年4月6日付C S S F告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにC S S Fに提出する必要はないものとされている。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(v) 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、UCITS Vの規則により、パートIファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ UCITS、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパートIの範囲内に該当するUCITSに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細（報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定（存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。）を含むが、これらに限られない。）をウェブサイトで公開する旨（当該ウェブサイトへの言及を含む。）および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙IのスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(vi) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(vii) 財務報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めに記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類における投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにC S S Fに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、C S S Fに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてC S S Fが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F告示02/81に基づき、C S S Fは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各U C Iについて毎年、前会計年度中のU C Iの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。C S S F告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、U C Iの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C Iの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はU C Iの状況を全体的にみることでありと述べている。長文式報告書は、公衆の閲覧に供することを意図しておらず、U C IまたはU C Iの管理会社の取締役会およびC S S Fによる使用のためだけに発行される。

(viii) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、C S S Fが、U C Iに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、U C Iの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

I M L告示97/136（C S S F告示08/348により改正）およびC S S F告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

(ix) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。

U C I T S V指令を実施し、2010年法を改正する2016年5月10日付ルクセンブルグ法は、C S S Fが、制裁およびその他の行政措置に関して以下の権限を有する旨を規定した。

(1) 下記a) ないしg) のいずれかに該当する場合、C S S Fは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パートI およびパートII に従うU C I、その管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業
- 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を行う者
- （U C Iが任意清算される場合）清算人
- a) 2010年法を適用する目的においてC S S Fが必要とする財務書類またはその他要求された情報の提供を拒絶した場合
- b) 不完全、不正確または虚偽であることが判明した書類またはその他の情報を提供した場合
- c) C S S Fの検査権ならびに監査権および調査権の行使が妨げられた場合
- d) 貸借対照表および財務状況の公表について規定する規則を遵守しなかった場合

- e) 下記(4) b) を理由としてC S S Fにより宣言されたC S S Fの差止命令を遵守しなかった場合
- f) 関係機関の健全かつ思慮分別のある運営をリスクにさらす可能性が高い行動を取った場合
- g) 2010年法第132条の規定を遵守しなかった場合
- (2) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記a) ないしp) のいずれかに該当する場合、C S S Fは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。
- 2010年法パートIに従うUCI、その管理会社、保管受託銀行
 - 前項に記載の団体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該団体の業務を効率的に行う者
- a) 議決権割合もしくは保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%以上となるよう、または取得者の子会社となるよう、UCITS管理会社における適格保有持分が直接もしくは間接的に取得された場合または管理会社におけるそのような適格保有持分が増加された場合（以下「提案された取得」という。）であって、取得者が適格保有持分を取得または増加しようとしている当該管理会社につきC S S Fに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- b) 議決権割合または保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%未満となるよう、または取得者の子会社でなくなるよう、UCITS管理会社の適格保有持分が直接もしくは間接的に処分され、または減少した場合であって、C S S Fに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- c) UCI T S管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第102条第(5)項第b) 号に違反した場合
- d) 2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vが、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第27条第(1)項に違反した場合
- e) 指令2014/65/EUの第11条第(1)項に記載される割合のうちいずれか一つを上回るまたは下回ることとなる、その資本の保有持分の取得または処分を認識した直後に、UCITS管理会社が、当該取得または処分をC S S Fに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- f) UCI T S管理会社が、少なくとも年1回の割合で、適格保有持分を所有する株主および社員の氏名ならびに当該保有高をC S S Fに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- g) UCI T S管理会社が、2010年法第109条第(1)条第a) 項の規定に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
- h) UCI T S管理会社が、2010年法第109条第(1)条第b) 項の規定に従って課せられる組織・設立要件を遵守しなかった場合
- i) 2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vが、2010年法第27条第(3)項に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
- j) UCI T S管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vが、2010年法第110条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- k) UCI T S管理会社または2010年法第27条に規定する範囲の投資会社が、2010年法第111条の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
- l) 保管受託銀行が、2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項に従い、その職務を遂行しなかった場合
- m) 2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vまたは（自己が運用している各FCPについて）UCITS管理会社が、2010年法第5章の規定に定める投資方針に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合、
- n) UCI T S管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vが、2010年法第42条第(1)項の規定に定めるリスク管理プロセスまたはOTCデリバティブの価値を正確にかつ独立して評価するプロセスを利用しなかった場合
- o) 2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vまたは（自己が運用している各FCPについて）UCITS管理会社が、2010年法第47条および第150条ないし第163条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を遵守しなかった場合
- p) 別の加盟国において自己が運用しているUCITSの受益証券を販売するUCITS管理会社、または別の加盟国において自己の受益証券を販売する2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vが、2010年法第54条第(1)項に定める通知要件を遵守しなかった場合
- (3) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記(a)ないし(n)のいずれかに該当する場合、C S S Fは、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。
- 2010年法パートIIに従うUCI、その管理会社、保管受託銀行
 - 前項に記載の団体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該団体の業務を効率的に行う者

- a) 2010年法第16章に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第125—1条第(5)項第b)号に違反した場合
 - b) 2010年法第16章に従う管理会社が、2010年法第125—1条の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - c) 2010年法第12章に従うS I C A Vが、2010年法第95条第(2)項および第(3)項の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - d) F C Pの法的形態を有さないU C I T Sまたは2010年法第13章に従うS I C A Vが、2010年法第99条第(6b)項および第(6c)項の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - e) U C I またはその管理会社がそれぞれ、2010年法第150条ないし第158条に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
 - f) 保管受託銀行が2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項の規定に従い、自己の職務を遂行しなかった場合
 - g) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段によりA I FのA I F Mとしての認可を得て、2013年法第10条第(1)項第b)項に違反した場合
 - h) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、2013年法第16条および第17条に従って課せられる設立要件を遵守しなかった場合
 - i) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、2013年法第13条の規定に従って課せられる、利益相反の防止に関する手続および措置を遵守しなかった場合
 - j) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、2010年法第11条(1)および2013年法の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
 - k) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、2013年法第14条の規定に従って課せられるリスク管理の手続および体制を遵守しなかった場合
 - l) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、2013年法第18条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
 - m) 2010年法第125—2条に従う管理会社が、自己が運用している各A I Fにつき、2013年法第20条および第21条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
 - n) 別の加盟国において自己が運用しているA I Fの受益証券を販売する、2010年法第125—2条に従う管理会社が、2013年法第30条に定める通知要件を遵守しなかった場合
- (4) 上記(1)ないし(3)に記載される場合において、C S S Fは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。
- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
 - b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
 - c) (U C I または管理会社の場合) U C I または管理会社の認可の停止または取消し
 - d) 管理会社もしくはU C I の経営陣の構成員、または管理会社もしくはU C I により雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または(度重なる重大な法令違反の場合) 永久禁止令
 - e) (法人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額(法人が親会社である場合または指令2013/34/EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。)
 - f) (自然人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金
 - g) 上記e) およびf) の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、(上記e) およびf) の上限金額を上回る場合であっても) 当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金
- (5) 本法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定(不服申立てが存在しないものに限られる。)について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、C S S Fは、不当な遅滞なく、C S S Fのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。
- ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとC S S Fが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、C S S Fは、以下のいずれかを行うものとする。

- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
- b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること（当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。）。
- c) （上記a）およびb）に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合）制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
- i) 金融市場の安定性が危険にさらされないこと。
- ii) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。
- C S S Fが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。
- (6) また、C S S Fは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、C S S Fの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (7) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、C S S Fのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。
- (8) 指令2009／65／E Cの第99 e 条第(2)項に従い、C S S FがU C I T S、管理会社またはU C I T Sの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、C S S Fは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をE S M Aに報告するものとする。
- さらに、C S S Fは、上記(1) c)に従い、課せられたが公表されていない行政処罰（当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。）をE S M Aに報告するものとする。
- (9) C S S Fが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、C S S Fは、それらが効果的で、均衡が取れており、制制的であることを確保するとともに、以下（該当する方）を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。
- a) 違反の重大性および期間
- b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
- c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
- d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および（該当する場合）市場または広範な経済の機能性に対する損害（それらが決定される範囲に限られる。）
- e) 違反につき責任を負うべき者によるC S S Fに対する協力の程度
- f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
- g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置
- (10) C S S Fは、本法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム（かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。）を確立する。
- (11) 上記(10)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
- a) 違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続
- b) U C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること
- c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること
- d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則
- (12) 第1項に言及されたU C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。
- (13) U C I、管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

4.3 清算

4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

F C PまたはS I C A Vの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきF C Pが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 F C Pの強制的・自動的解散

- a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b. 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合
(注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、C S S Fは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2 S I C A Vについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資証券を保有する投資主によって決定される。

4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、C S S Fによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはC S S Fの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3. 2.1に記載された方法で預託される。

V. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、A I F Mをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

(i) 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のA I Fを運用することである法人は、（当該A I F Mが2013年法の適用外である場合を除き）2013年法を遵守しなければならない。A I Fとは、以下の投資信託（そのコンパートメントを含む。）をいうと定義される。

- a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
- b) U C I T S IV指令に基づき認可を必要としない投資信託。

(ii) 2013年法は、以下のA I F Mには適用されない。

- a) A I F M、A I F Mの親会社もしくは子会社またはその他A I F Mの親会社の子会社のみが投資家であるA I Fを運用する、ルクセンブルグで設立されたA I F M（ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がA I Fではないことを条件とする。）
- b) ルクセンブルグで設立されたA I F Mであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該A I F Mと関連する会社を通じて、以下のいずれかのA I Fのポートフォリオを直接的または間接的に運用するA I F M

- (i) その運用資産（レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。）の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF、もしくは
- (ii) レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF（それぞれを「最低限度額」という。）

AIFMは、上記b) (ii)に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない。2013年法は、かかる登録に関して適用除外規則を定めていない。2013年法の適用が除外されるAIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。2013年法の適用が除外されるAIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に（少なくとも年に一度）提供しなければならない。2013年法の適用が除外されるAIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該AIFMは、AIFMDパスポート（下記V.1.6を参照のこと。）の恩恵を受けることはなく、このためパートIIファンドまたはSIFの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

EU加盟国以外の国で設立されたAIFM（すなわち、EU圏外のAIFM）の認可は、2015年7月から取得可能となる。それまで、2013年法は、EU加盟国以外の国で設立された一または複数のAIF（すなわち、EU圏外のAIF）を運用し、ルクセンブルグにおいてかかるAIFを販売しないEU圏外のAIFMには適用されない。しかしながら、ルクセンブルグにおけるEU AIFの管理またはEU圏外のAIFの販売を意図するEU圏外のAIFMは、2013年法第58条第5項に記載される要件に従わなければならない。

1. 2013年法に従うAIFM および保管受託体制

1.1 AIFM

1.1.1 AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

- a) AIFMが、AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合。
- b) AIFMが、AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体（かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。）である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表Iに記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 指令2003/41/EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
 - i) 投資顧問業務
 - ii) 投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務
 - iii) 金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび/またはAIFの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2 AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格持分を有するAIFMの株主または社員（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元およびこれらの保有額に関する情報

c) A I F Mが2013年法第2章（A I F Mの認可）、第3章（A I F Mの運営条件）および第4章（透明性要件）および、適用ある場合、第5章（特定タイプのA I Fを運用するA I F M）、第6章（E U A I F MのE UにおけるE U A I Fの販売および運用権限）、第7章（第三国に関する具体的規則）および第8章（個人投資家に対する販売）を遵守する方法に関する情報を含む、A I F Mの組織構成を記載する活動プログラム

d) 報酬方針に関する情報

e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めにに関する情報

さらに、認可申請はA I F Mが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するA I Fに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、A I F Mは履行前に、とりわけC S S Fが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてC S S Fに通知する義務が生じる。

1.2 A I F Mとしても認可された管理会社

以下の団体はA I F Mとしての資格を有する可能性がある。

(a) 2010年法第15章記載の管理会社

(b) 2010年法（第125—1条および第125—2条）第16章記載の管理会社

(c) 2010年法パートIIに従い内部運用されるU C I

(d) 2007年法に従い内部運用されるS I F

(e) 2004年法に従い内部運用されるS I C A R

(f) 2013年法に従い規制されるA I F Mたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体

1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないA I Fに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体

2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないA I Fの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

1.2.1 第15章記載の管理会社

2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、U C I T S IV指令に従い認可されたU C I T Sの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いC S S Fにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくA I F Mとして行為するため追加許可をC S S Fから得ることを条件とし、A I F M Dが規定するA I FのA I F Mとして任命される場合もある。

A I F Mとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、IV3.1を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社—第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、A I Fの管理会社およびA I F Mとして行為することができる。2010年法第125—1条、第125—2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはC S S Fの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社 (société anonyme)、非公開有限責任会社 (société à responsabilité limitée)、共同会社 (société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社 (société coopérative organisée comme une société anonyme) または株式有限責任事業組合 (société en commandite par actions) として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、C S S Fによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、C S S Fは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にC S S Fに対しなされなければならない。管理会社の設立は、C S S Fによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、C S S Fによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B) に記載される2010年法第125—2条の適用を害することなく、2010年法第125—1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

(i) A I F M Dに規定される範囲内のA I F以外の投資ピークルの運用を行うこと。

(ii) A I F M Dに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはA I F M Dに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および／または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88—2条第2項a) に従い外部A I F Mを選任しなければならない。

(iii) その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のA I Fの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。

- － C S S Fに対して当該管理会社が運用するA I Fを特定すること。
- － 当該管理会社が運用するA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供すること。
- － C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88－2条第2項a)に規定する範囲の外部A I FMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にC S S Fに対し認可の申請を行わなければならない。

A I FMDに規定する範囲のA I F以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b) またはc) に記載される業務をあわせて行うことなくa) に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125－1条に基づく認可を受けることはできない。管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125－1条第4項a) またはc) に記載される活動を行う2010年法第125－1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C I が運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c) の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S Fの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記(ii)の活動を行う2010年法第125－1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部A I FMが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年法第88－2条第2項a) に規定される範囲内の外部A I FMを任命せずに、選任を受けた管理会社としてA I FMDに規定する範囲の一または複数のA I Fを運用する2010年法第125－2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、A I FのA I FMとしての認可をC S S Fから事前に取得しなければならない。

2010年法第125－2条に記載される管理会社は、2013年法別表Iに記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125－2条に基づき運用するA I Fに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

(2) C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。
(注) 現在にかかる規則は存在しない。
- b) 上記a) に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
- c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。
- d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。

- e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) C S S Fは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。
a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するU C Iの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するU C Iの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人(réviseurs d'entreprises agréés)に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S Fの承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S Fから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。

1.3 委託

2013年法に従い、A I F Mは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にC S S Fに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) A I F Mは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならない、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、C S S Fの監督に服すか、その条件が充足できない場合は、C S S Fの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、C S S Fおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- e) 委託はA I F Mの監督の有効性を阻害してはならず、特にA I F Mが投資家の最善の利益のために行為し、または運用されることを妨げてはならない。
- f) A I F Mは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択され、A I F Mは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

A I F Mは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

(注) A I F Mは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、この適切な配慮は、A I F Mによって、継続的に遂行されるものとする。

A I F Mは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはA I F MもしくはA I Fの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

A I Fに対するA I F Mの責務は、A I F Mが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

A I F Mは、A I F Mの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がA I F Mから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- － 再委託に対するAIFMの事前承認
 - － AIFMは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にCSSFに通知すること。
 - － AIFMからの委託先（第三者）に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。
- （注）ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのAIFMによって非EU運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのAIFMからの委託により、非EU運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのAIFは、EUパスポートに基づき、EUでプロの投資家に対して販売することができる。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

AIFMは、AIFMが運用する各EU AIFおよびAIFMがEU内で販売する各AIFについて、AIFの規約（またはFCPの場合は約款）に基づき投資家がAIFに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- － AIFの投資戦略および投資目的の記載ならびにAIFが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- － 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- － AIFM、AIFの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- － AIFMの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- － 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- － AIFの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- － AIFの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めにに関する記載
- － 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- － AIFMが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、AIFまたはAIFMとの法的または経済的関連についての記載
- － 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- － 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- － 2013年法第17条に基づき決定されるAIFの直近純資産価額またはAIFの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- － 入手可能な場合、AIFの過去の実績
- － プライム・ブローカーの身元ならびに、AIFおよびAIFのプライム・ブローカー間の重要な取り決めにに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、AIF資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- － レバレッジ利用、リスク特性およびAIFのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

AIFがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、AIFMは管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

AIFMは、さらにAIFのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、AIFが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該AIFが用いるレバレッジの総額について、定期的に開示するものとする。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、CSSFおよび適用ある場合、AIFの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたAIFは、指令2004/109/ECに基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出するべき情報の重要な変更（前記1.4.1参照のこと。）ならびにAIFM

が役職員に支払った会計年度中の報酬総額およびA I Fが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

1.4.3 C S S Fへの報告義務

2013年法第22条に従い、A I FはC S S Fに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、A I F Mが管理するA I FのためにA I F Mが取引する主な商品、A I F Mが取引する主要な市場、A I F Mが取引する主な商品、A I F Mが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにA I F Mが管理する各A I Fの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

A I F Mは、管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、C S S Fに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うA I Fの資産の割合
- A I Fの流動性を管理するための新たな取り決め
- A I Fの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためA I F Mが用いるリスク管理システム
- A I Fが投資した資産の主な種類に関する情報
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

A I F Mの報告期間の頻度は、A I Fの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- 運用資産の総額がA I F M Dの第3(2)条a項およびb項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のA I Fのポートフォリオを運用するA I F Mの場合、運用する各E U A I FおよびE U内で販売する各A I Fについて半年毎
- 上記の要件に従うA I F Mの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各A I Fについて5億ユーロを超える場合、当該A I Fについて四半期毎
- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるA I Fのポートフォリオを運用するA I F Mの場合、運用する各E U A I FおよびE U内で販売する各A I Fについて四半期毎
- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、A I F Mの運用下にあるレバレッジされていない各A I Fについては、1年毎

前記1.4. 2に記載される年次報告書に加えて、A I F Mは、請求に応じてC S S Fに、運用するすべてのA I Fに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるA I Fを運用するA I F Mは、運用する各A I Fが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにA I Fの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をC S S Fに提供するものとする。

かかる情報は、A I F Mが運用する各A I Fのために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各A I Fのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

C S S Fが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、A I F Mに対し、定期的かつ逐次ベースで、V.1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパートIIファンドを含む完全にA I F M Dの範囲内に該当するA I Fに関する新保管受託制度を導入した。若干の調整に従い、2013年法は、2013年法の範囲内に完全には該当しないS I Fに関しては従前の保管受託制度を維持する。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、(i)当初の投資から5年間に于行使することができる買戻権がなく、かつ、(ii)主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社（例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド）に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するS I F、2004年法に規定するS I C A RおよびA I F M Dに規定するA I Fに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および／または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、（従前の保管受託制度と同じく）通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- － 投資会社の認可は、1993年法別表IIの第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- － 投資会社は、法人であること。
- － 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- － 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- － 投資会社は、C S S Fによって明確にされたとおり、A I FMD第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

A I Fの保管受託銀行は、C S S Fによる要求に応じて、C S S FがA I Fによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するA I Fの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法に規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- － A I Fの資産の保護預かり義務
- － A I Fのキャッシュ・フローを監視する義務
- － 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類の金融商品またはその対当額を、A I FまたはA I Fを代理して行為するA I FMに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、A I FMDの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、A I Fまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、A I Fまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 A I Fの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章（EU A I FMのEUにおけるEU A I Fの販売および運用権限）および第7章（第3国に関する具体的規則）に規定される通り、A I FはA I FMに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みA I FMによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済A I FMが、これらのA I Fを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、A I Fの販売または運用を行うためA I FMが受入加盟国からの認可を取得するか、A I FMが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

2. 2010年法および2007年法に従うルクセンブルグUC Iの概要

2.1 2010年法に従うパートIIファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパートIIファンドは、2013年法の規定するA I Fとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のUC I T S規定に該当するが、2010年法パートIに該当するUC I T Sの適格性を取得するものではなく、パートIIに準拠するものとする。

- － クローズド・エンド型のUC I T S
- － EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUC I T S
- － 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるUC I T S
- － 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとC S S Fが判断する種類のUC I T S

2.1.2 ルクセンブルグ・パートIIファンドの投資制限

パートⅠファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、C S S F規則によって、F C Pについては2010年法第91条第1項に従い、S I C A Vについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

（注）当該規則は未だ発せられていない。

I M L告示91/75は、パートⅡファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パートⅡファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パートⅡファンドは原則として、

a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。

b) 一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。

c) 一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、O E C D加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするE Cの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該U C IがパートⅡファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型U C Iの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にC S S Fとともに協議することができる。

2.1.3 管理会社およびA I F M

各パートⅡファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたA I F Mか、指令2011/61/E Uの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたA I F Mのいずれか単一のA I F Mによって運用されなければならない。

パートⅡファンドは、2013年法に従い、(i) パートⅡファンドの運用に責任を有する別のA I F Mを任命することによって外部運用されるか、または(ii) ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部A I F Mを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パートⅡファンドは、それ自体がA I F Mとしてみなされ、(i) A I F Mに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および(ii) 2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびA I F M

これらの管理会社がパートⅡファンドを運用する条件は、前記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびA I F M

前記の記載事項は、原則として、パートⅡファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パートⅡファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パートⅡファンドは、その機能を遂行するため事前にC S S Fの認可を受けなければならない。

パートⅡファンドは、C S S Fがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パートⅡファンドは、2010年法第88—2条第2項a)に従って選任されたその外部A I F Mが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパートⅡファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、A I F M自体として認可されなければならない。

パートⅡファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をC S S Fに通達しなければならない。

認可済みパートⅡファンドは、C S S Fによってリストに登録されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

— 投資会社および管理会社は、自己が運用する各F C Pにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。

— パートⅡファンドは、2010年法に規定する範囲内において、主要投資家情報を含む文書を作成する権限を有する。かかる場合において、当該文書は、主要投資家情報を作成するU C Iは、指令2009/65/E Cに従うU C I T Sではない旨の明確な記述を含まなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

— 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。

ー 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、A I F Mの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたA I F Mによって運用されるか、または内部運用されるA I F M（後記参照のこと。）としての資格を有するパートIIファンドに対し要求されている。

IV.4.1.2に詳述されるとおり、2018年1月1日（または以下に記載する経過期間の末日）以降、EUの個人投資家に対して、いわゆる「PRIIP」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がPRIIP投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、PRIIPs KIDを交付する必要がある。

PRIIPs 規則は2018年1月1日から適用される。UCITS管理会社、自己運用UCITS投資会社およびUCITSについて助言または販売を行う者については、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。2018年1月1日より前にUCITS KIDを発行したパートIIファンドもまた、この経過期間の便益を受ける権利を有する。

パートIIファンドの受益証券／投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書（および該当する場合、UCITS KID／PRIIP KID）が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパートIIファンドに適用される追加的な規制

(i) 募集または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのUCITが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(iv) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書（全体版）の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(v) 財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解（該当する場合）の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF告示02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用（その中央管理事務および保管者を含む。）および（マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、

また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでであると記載している。

(vi) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97/136（CSSF告示08/348により改正）およびCSSF告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

(vii) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託（fonds d'investissement）の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または、一定の場合には5,000,000ユーロ（または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%）以下の罰金刑に処される。（さらなる詳細については、前記IV.4.2（ix）項を参照のこと。）

2.1.5 保管受託銀行

パートIIファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパートIIファンドの発行文書において、その受益証券／投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パートIIファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパートIIファンドに関しては、III.3.「契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要」の項に記載するUCITS保管受託制度が適用される。

非個人向けパートIIファンドに関しては、V.1.5に基づくAIFMD保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記IV.4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパートIIファンドの清算にも適用される。

2.2 2007年法に従うSIF

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。

2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年法の下で設定されたピークルと2010年法に従うUCIをさらに区別するため、2007年法は、前者を「専門投資信託」（以下「SIF」という。）と称している。

前記II.に記載するとおり、2007年法は、AIFMDをルクセンブルグ法に国内法化する2013年法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年法は、現在、2つのSIF制度、すなわち、（i）2007年法パートIに従い、AIFMDの対象となるAIFとしての資格を有しないSIF、および、（ii）2007年法パートIIに従い、認可されたAIFMによる運用が必要なSIFを区別する。

2.2.1 総則および範囲

SIF制度は、（i）その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるUCIおよび（ii）その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に指令2003/71/EC等の各種欧州指令（いわゆる「目論見書指令」）の適用可能性の有無について重要性を有する。同指令は、2012年7月3日法によって国内法化された指令2010/73/EUによって改正されている。

SIFは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法第2条では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、またはSIFへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、指令2006/48/ECに定める金融機関、指令2004/39/ECに定める投資会社もしくは指令2009/65/ECに定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がSIFへの投資を認められることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ピークルの設立文書（規約または約款）または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ピークルが、必

ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ビークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2.2.2 ルクセンブルグのSIFの投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パートIIと同様に、2007年法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。そのためCSSFは、個人投資家への販売が可能なUCIよりも低レベルの分散投資を認めることができる。したがって、個人投資家に販売することができるUCIに適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される。

CSSFは、SIFに関するリスク分散について告示07/309（以下に詳述する。）によって規制ガイドラインを発行した。SIFがアンブレラ・ファンドとして設立されている場合、SIFへの言及は、そのコンパートメントの一部に関する言及として理解されなければならない。

(1) SIFは、その資産または約定した申込みの30%を超えて同一発行体が発行する同種の有価証券に投資しない。

(1) の制限は、以下の証券に適用されない。

(i) OECD加盟国または超国家的組織に対して発行された有価証券

(ii) 少なくともSIFに適用されるものと同等のリスク分散規制に服するターゲットUCI

(2) 同一の発行体が発行する同一の性質の有価証券の空売りは、SIFの資産の30%を超えない。

(3) 金融デリバティブ商品を使用する場合、SIFは当該金融デリバティブ商品の裏付け資産の適切な分散により、上記に匹敵する水準のリスク分散を確保しなければならない。同様に、OTC取引の取引相手リスクは、適用ある場合、取引相手の性質および資格に応じて制限されなければならない。

CSSFは、個別事例毎に例外を認める。

CSSFは、SIFが上記分散規則を逸脱できる「猶予期間」を認める。この猶予期間は、SIFの目論見書に開示されるものとし、運用資産の種類に応じて変更する。

2.2.3 管理会社およびAIFM

ルクセンブルグの管理会社は、2010年法第15章および第16章に従い、SIFを運用する。SIFが2013年法の条項に従うAIFとしての資格を有する場合、後者は、2013年法第2章の条項に従う認可済みAIFM（AIFMの運用資産が最低限度額を超えない場合）または登録済みAIFM（当該AIFMが最低限度額免除の恩恵を受けることができる場合）によって運用されるものとする。

第15章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。これらの管理会社がAIFMとして資格を有するための条件は、上記の通りである。

第16章にいう管理会社は、SIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に従い存続する管理会社が満たさなければならない要件を規定している。これらの要件は上記の通りである。

2.2.4 SIFの認可、登録および監督

2.2.4.1 認可および登録

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、SIFは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うUCIの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役／運用会社、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

2.2.4.2 投資家に提供するべき情報

募集文書および直近に公表された年次報告書は、購入者からの請求に応じて、無料で購入者に提供されるものとする。しかしながら、2007年法は、かかる文書の最小記載内容について具体的な内容を課していない。

募集文書は、投資家が投資家に提案された投資および特に、投資に付随するリスクについて、情報に基づく判断を下すことができるよう必要な情報を記載しなければならない。

募集文書の継続的更新は要求されないが、新規証券または組合持分が新たな投資家に対して発行される際には重要部分の更新をしなければならない。募集文書の修正は、CSSFの承認を条件とする。2018年1月1日以降、個人投資家に対し助言、募集、販売が行われているSIFは、個人投資家が関連するSIFに投資する前に、かかる個人投資家に対してPRIIP KIDを交付しなければならない。ただし、2018年1月1日より前にUCITS K

I I Dを発行し、したがって、前記IV.4.1.2で記載する経過期間の便益を受けるS I Fはこの限りではない。個人投資家に対する助言、募集、販売が行われていないS I Fは、P R I I P規則の対象外である。

2.2.5 ルクセンブルグのS I Fの追加的な規制

(i) 規制上の側面

2007年法上、S I Fは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付C S S F規則12-01は、これらの要件に関する措置を講じている。

(ii) 財務報告書の監査

S I Fの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない。

U C I T SおよびパートIIファンドについては、1915年法第461条の6第(2)項とは別に、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を、年次総会の招集通知と同時に、登録受益者に送付することを要しない。招集通知は、これらの文書を受益者に提供する場所および実務上の取り決めを記載するものとし、各受益者は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を送付するよう請求することができる旨明記するものとする。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

(iii) 財務報告書の提出

2007年法第56条は、S I Fが募集文書およびその修正ならびに年次報告書をC S S Fに送付しなければならない旨規定している。

2.2.6 保管受託銀行

S I Fは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。2007年法のパートIIに服し、認可済みA I F Mによる運用を要するS I Fおよび2007年法のパートIIに服し、A I F M Dの範囲内のA I Fとしての資格を有しないS I Fは、異なる保管受託制度に服す。A I F M Dによる制度は、V.1.5に記載され、A I F M Dに服さないS I Fについては、資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にS I Fの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

次の段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、上記に詳述される、2013年法の第19条第3項で言及される条件（例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件ならびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み）を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その中核的な投資方針に従い原則として2013年法第19条第8項a）に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または、2013年法第24条に従い発行者または非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者または非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないS I Fに関しては、1993年法第26-1条に規定する範囲の金融機関の地位以外に資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

2.2.7 清算

IV.4.3「清算」の記載事項は、2007年法に従うS I Fの清算にも適用される。

2.3 S I C A R

2004年6月15日に、ルクセンブルグ議会は、リスク資本へ投資する投資法人（以下「S I C A R」という。）に関する2004年6月15日法（以下「2004年法」という。）を採択した。リスク資本への投資は、証券取引所への参入、進展または上場を目指す事業体に資産を直接または間接に投資することを意味する。このタイプのピークルは、情報を十分に提供された投資家（S I Fに関する2007年法と同様に2004年法によって定義される。）にのみ利用可能である。

2.4 R A I F

2016年7月28日、リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法が公表された。

これにより、「リザーブド・オルタナティブ投資ファンド」（以下「R A I F」という。）という新たな種類のルクセンブルグの投資ピークルが導入された。

R A I Fは実質上、A I Fとして区分されるS I F（またはS I C A R）と同一の特徴（および柔軟性）を有しており、主な違いは、R A I Fは、C S S Fの認可および監督に服さず、それゆえ、R A I Fを設定し、運用を開始することができる期間が市場に出るまでの時間の観点から考えるとより魅力的であるということである。S I FおよびS I C

AR同様、RAIFは、情報を十分に提供された投資家にのみ利用可能である。RAIFは、認可されたAIFMによって管理されなければならない、AIFMDに基づいて規制される。その他のAIFについて、RAIFの認可されたAIFMは、2013年法、AIFMDおよび第三国の規則の規定に従うことを条件として、究極的には、国境を越えた方式によりEUの特定投資家に対して自らが管理するRAIFを販売することができる。

第4【参考情報】

ファンドについては以下の書類が関東財務局長に提出されています。

平成30年1月31日	有価証券届出書 有価証券報告書（第19期）
平成30年4月27日	半期報告書（第20期中） 有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項ありません。

独立監査人の報告書

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト
の受益者各位
ルクセンブルグ

監査意見

我々は、ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト（以下「トラスト」という。）およびその各サブ・ファンドの2017年7月31日現在の投資有価証券明細表を含む結合純資産計算書、同日に終了した年度の結合運用計算書および結合純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、トラストおよびその各サブ・ファンドの2017年7月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルクの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。これらの法律および基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されている。

また、我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「I E S B A 規定」という。）に従ってトラストから独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会および統治責任者の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、トラストが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がトラストの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む承認された法定監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・トラストの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、トラストが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、トラストが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人 (Cabinet de révision agréé)

ケリー・ニコル

ルクセンブルグ、2017年11月29日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Unitholders of
Nomura Global Select Trust
Luxembourg

Opinion

We have audited the financial statements of Nomura Global Select Trust (the "Trust") and of each of its sub-funds, which comprise the combined statement of net assets and the statement of investments as at 31 July 2017, and the combined statement of operations and the combined statement of changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Trust and of each of its sub-funds as at 31 July 2017, and of the results of their operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the «responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements» section of our report. We are also independent of the Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the management company is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the "réviseur d'entreprises agréé" thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the management company and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors of the management company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the management company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the management company is responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the management company either intends to liquidate the Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists.

Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the management company.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors of the management company use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Kerry Nichol

Luxembourg, 29 November 2017

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

独立監査人の報告書

ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト
の受益者各位
ルクセンブルグ

監査意見

我々は、ノムラ・グローバル・セレクト・トラスト（以下「トラスト」という。）およびその各サブ・ファンドの2018年7月31日現在の投資有価証券明細表を含む結合純資産計算書、同日に終了した年度の結合運用計算書および結合純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、トラストおよびその各サブ・ファンドの2018年7月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。これらの法律および基準に基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。我々は、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「I E S B A規程」という。）、そして財務書類の監査に関する倫理規定に従ってトラストから独立した立場にある。我々は当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会および統治責任者の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために管理会社の取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、トラストが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がトラストの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・トラストの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・管理会社の取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業を前提とした会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、トラストが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、トラストが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

ケリー・ニコル

ルクセンブルグ、2018年11月28日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Unitholders of
Nomura Global Select Trust
Luxembourg

Opinion

We have audited the financial statements of Nomura Global Select Trust (the "Trust") and of each of its sub-funds, which comprise the combined statement of net assets and the statement of investments as at 31 July 2018, and the combined statement of operations and the combined statement of changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Trust and of each of its sub-funds as at 31 July 2018, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the "Law of 23 July 2016") and with International Standards on Auditing ("ISAs") as adopted for Luxembourg by the "Commission de Surveillance du Secteur Financier" ("CSSF"). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the «responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements» section of our report. We are also independent of the Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the management company is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the annual report but does not include the financial statements and our report of the "réviseur d'entreprises agréé" thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the management company and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors of the management company is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the management company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the management company is responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the management company either intends to liquidate the Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the "réviseur d'entreprises agréé" that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists.

Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the management company.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the management company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Kerry Nichol

Luxembourg, November 28, 2018

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

L-5826 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下、「貴社」という。）の2018年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2018年3月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。これらの法律および基準に基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）および財務書類の監査に関する倫理規定に従って貴社から独立した立場にあり、当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

財務書類に関する取締役会および統治責任者の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、貴社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算または事業の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人（"réviseur d'entreprises agréé"）の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独または全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・貴社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。

- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、貴社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、貴社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人（Cabinet de révision agréé）

シルヴィー・テスト

ルクセンブルグ、2018年5月17日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the “Company”), which comprise the balance sheet as at March 31, 2018, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at March 31, 2018, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the “responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors and those charged with governance for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists.

Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d'entreprises agréé” to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d'entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, May 17, 2018

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。